

# 官報

号外 昭和二十四年五月二十一日

## ○第五回 衆議院会議録第三十四号

昭和二十四年五月二十日(金曜日)

議事日程 第三十二号

午後一時開議

第一 臨時鉄くず資源回収法案  
(内閣提出)

第二 配炭公團法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、通商事務所の設置に關し承認を求めるの件

第四 地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、繊維製品検査所の支所設置に關し承認を求める法律案(内閣提出)

第五 賠償廃臨時設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第六 競馬法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第七 特殊勝馬投票券に関する法律案(内閣提出)

第八 食糧管理法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第九 農業災害補償法の一部を改正する法律案(小笠原八十美君外二十四名提出)

第十 中小企業等協同組合法施行法案(内閣提出)

第十一 中小企業等協同組合法施行法案(内閣提出)

第十二 簡易郵便局法案(内閣提出、参議院送付)

第十三 國立國會図書館法の一部を改正する法律案(参議院提出)

●本日の會議に付した事件

議員立花敏男君、同小西寅松君を懲罰委員会に付するの動議(平川篤雄君提出)

日程第一 臨時鉄くず資源回収法案(内閣提出)

日程第二 配炭公團法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、通商事務所の設置に關し承認を求めるの件

日程第四 地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、繊維製品検査所の支所設置に關し承認を求めるの件

日程第五 賠償廃臨時設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第六 競馬法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第七 特殊勝馬投票券に関する法律案(内閣提出)

日程第八 食糧管理法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第九 農業災害補償法の一部を改正する法律案(小笠原八十美君外二十四名提出)

日程第十 中小企業等協同組合法施行法案(内閣提出)

日程第十一 中小企業等協同組合法施行法案(内閣提出)

日程第十二 簡易郵便局法案(内閣提出、参議院送付)

日程第十三 國立國會図書館法の一部を改正する法律案(参議院提出)

●午後一時三分休憩

午後一時三十分休憩

○議長(岩本信行君) 休憩前に引続

議員立花敏男君、同小西寅松君を懲罰委員会に付するの動議(平川篤雄君提出)

○議長(岩本信行君) 休憩前に引続

議員立花敏男君、同小西寅松君を懲罰委員会に付するの動議(平川篤雄君提出)

○議長(岩本信行君) 佐々木秀世君より議員立花敏男君を懲罰委員会に付するの動議、また平川篤雄君より議員立花敏男君、同小西寅松君を懲罰委員会に付するの動議、同小西寅松君を懲罰委員会に付するの動議、右いずれも成規の賛成を得て提出されております。まず

平川篤雄君提出、議員立花敏男君、同小西寅松君を懲罰委員会に付するの動議を議題といたします。提出者の趣旨弁明を許します。提出者平川篤雄君。

〔平川篤雄君登壇〕

○平川篤雄君 私は、立花敏男、小西寅松両君を懲罰委員会に付するの動議を提出いたします。両君の行動が懲罰事犯であると断する根拠は、きわめて簡明であります。すなわち、神聖なるべき議場内において暴力行使し、ために國会の威信を失墜したという点、それのみにて懲罰に値すると断するがゆえであります。

大蔵省設置法の施行等に伴う法令の整理に關する法律案(内閣提出)

○山本猛夫君 この際暫時休憩せらるることを望みます。

○副議長(岩本信行君) これより会議を開きます。

○副議長(岩本信行君) 山本君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼べ者あり

認めます。この際暫時休憩いたしま

す。

午後一時二分開議

今國会は、民主自由党の過半数をもつて運営せられて参りました。與党連携委員の、議事運営の合理的な方式を見出そうという努力に対しまして、野党委員も満幅の賛意を表して、たゞ今まで協力して参つたのであります。たゞ、昨日は唯一の例外であります。が、開会時刻の厳守の習慣も確立せられまして、その他にも好もしき幾多の事例が二、三にとどまらないであります。私はひそかに、少くとも議事の形式的な運営に関しては、大体満足すべき姿をもつて今國会は終始し得ることを期待しておつたのであります。しかるに、会期切迫いたしましたとともに各種の事情が山積いたしまして、その結果、數度にわたつて懲罰動議の提出を見、――のごとき、遂に懲罰に処せらるるに至つたのであります。が、その都度議長の忠告を受けまして、與党・野党とも率直に至らざる点を認め、自責を申し合せたことも再三に及んだのでありました。かかるに、昨夜の大混乱、大失態を演じましたことに對しては、私は諸君とともに深く遺憾とせざるを得ないところであります。

われ／＼新政治協議会におきましては、從來――等の失言問題につきまして、常に懲罰委員会に付すべきものでないといふ態度を堅持して参つたのであります。一つには、速記録に記録せられる壇上の発言は責任を問われるにかかるらず、卑猥、下劣、中には個人の名譽を徹底的に損壊する底のものであつても、やぢは切捨てごめんであり、そのため、元來相手を持つおりまして、その相手によつて制約を受けるところの言論であるにもかかわらず、一方のみが不当に取上げらるて論ぜられるということに対する抗議であつたのであります。第二には、本來かかる性質を持つ言論が、唯一の武器といたしまして國会において許容せられておる場合に、その不穏当性を明確に規定する基準を見出しがたい、結局は見解の相違といふ対立のまま、数によつて正否を決せられることに多大の疑問をさはさんで参つたからであります。

しかしながら、昨日の場合はまつた疑問の余地がありません。白書数百の眼が明確にこれを見たのであります。幸いカムラの目は逃れたのであります。が、昨日行われた行爲と行爲者とを確実にとらえております。すでにのがれが、これによつて数千万の國民の目を、昨日行われた行爲と行爲者とを確実にとらえております。すでにのがれが、その都度議長の忠告を受けまして、主導権をもくもく、判断力に欠けるところなく、出處進退に責任を重んずるところは、もとよりわれらの望むところです。けれども、子供や病人ならばともかくも、判断力に欠けるところを生命といたしております。われわれ國會議員が、暴力といふ最後の手段を選ぶよりほかなかつたとは、たれども納得のできないところです。しかも、今朝はすべての國民が耳を貸すばかりではありません。暴力をもととするものであります。

かかる点におきまして、民主自由党、共産党的諸君は申すに及ばず、その他の諸君におかれましても、大乗的見地において本動議に全幅の賛意を表せられまして、この両君を懲罰委員会に付せられんことを私は直に希望いたす次第であります。(拍手) ○議長(幣原喜重郎君) ただいまの平川君の御発言中、本件そのものに關係のない方の名前を出されておりました点は、平川君において自発的にお取消しなつてはどうでありますか。

### ○平川篤雄君 取消します。

○議長(幣原喜重郎君) 取消されました。

懲罰動議は討論を用いらずして採決をいたすのであります。よつて、たゞちに採決いたします。平川篤雄君の動議に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと認めます。よつて議員立花敏男君、同小西寅松君を懲罰委員会に付するに決しました。

### 臨時鉄くず資源回収法案 (目的)

第一條 この法律は、鐵鋼業その他の

鐵くずを原料又は材料として使用する産業の回復及び振興に必要な鉄くずの供給を確保することを目的とする。

(くず化物件の指定)

第二條 商工大臣は、鐵又は鋼(鋼を主要な成分とする合金を含む。以下同じ。)を主要な材料とする物件(國有の物件を除く。)で、左に掲げるもののうち、現に本來の

決せられる種類のものでは決してあります。

もとより、ゆえなくして行爲せられることはありますから、そのによつて同時に八千万國民に對し嚴厲に遺憾の意をよつて来るところは究明されなければなりません。しかし、それは懲罰委員会の任務であります。慎重に審議せられます。全國民の理性と感情が公平な情状において酌量するものがあるならば、温情ある解決をはかられます。もとよりわれらの望むところはあります。けれども、子供や病人ならばともかくも、判断力に欠けるところを生命といたしております。これが最も大切な問題であると思ふのであります。

全国民の理性と感情が公平な情状を求めております。これにこたえたい念願にほかなりません。暴力を民衆を求めております。

第三条 地方自治法第百五十六條第

四項の規定に基き、通商事務所の設置に関する承認を求める件

第四条 地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、纖維製品検査所の支所設置に関する承認を求める件

第五条 配炭公團法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第六条 地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、通商事務所の設置に関する承認を求める件

用途に供せられていて、且つ、将来もその見込のないものの全部又は一部をくず化物件として指定することができます。但し、第二号の物件については、あらかじめ運輸大臣に協議しなければならない。

一 建造物  
二 艦船  
三 機械、器具、設備又は装置  
四 車両

2 前項の指定は、同項の物件を鉄くずとして利用することが國民経済上最も有効であると認められる場合でなければ行うことができない。

3 商工大臣は、第一項の指定をしたときは、直ちにその物件の名称、所在地、所有者又は占有者の氏名その他省令で定める事項をその物件の所有者及び占有者に通知するとともに、これを公告しなければならない。

第三條 前條第三項の規定による通知があつたときは、その物件の所有者は占有者は、第十二條第一項の規定による命令による場合の外、その物件につき譲渡その他の处分をし、又はその形質を変更してはならない。但し、省令の定めるところにより、商工大臣の許可を受けたときは、この限りでない。(異議の中止及び利害関係人の意見)

第四條 くず化物件の所有者、占有者は又はこれにつき担保権を有する者は、第二條第一項の規定によるくず化物件の指定に異議があるときは、同條第三項の規定による公告のあつた日から四十日以内に、

商工大臣に異議を申し立てることができる。

2 商工大臣は、前項の規定による異議の申立を受けたときは、八十日以内に、くず化物件審議会にはかつて決定しなければならない。

3 前項の期間内に異議の決定がないときは、その申立を容認する旨の決定があつたものとみなす。

4 商工大臣は、第二項の規定により異議の申立を容認する旨の決定をした場合又は前項の場合には、直ちに指定を取り消し、又は変更し、且つ、その旨を公告しなければならない。

第五條 前條第一項の規定による異議の申立があつたときは、そのくず化物件の利害関係人は、省令の定めるところにより、くず化物件審議会に出席して、そのくず化物件の指定の当否に関し意見述べることができる。

(くず化物件審議会)

第六條 商工省にくず化物件審議会(以下「審議会」という。)を置く。

第七條 審議会は、第四條第二項に規定するものの外、商工大臣の諸事項に応じ、左に掲げる事項を調査審議する。

一 くず化物件の解体によつて生じた鉄くずの割当、配給、譲渡若しくは引渡又は譲渡若しくは引渡の制限若しくは禁止

二 くず化物件の解体によつて生じた鉄くずの割当、配給、譲渡若しくは引渡又は使用、譲渡若しくは引渡の制限若しくは禁止

三 前各号の外、くず化物件に関する重要な事項

1 審議会は、くず化物件に関する事項について、関係行政廳に建議することができる。

第八條 審議会は、会長一人及び委員十五人以内をもつて組織する。

員十五人以内をもつて組織する。をもつて充てる。

2 審議会の委員は、関係各廳の職員、学識経験のある者、鉄くずの集荷又は販賣を業とする者及び鉄くずの需要者の中から、商工大臣が委嘱する。

第三條 審議会の委員は、予算に定める金額の範囲内において手当及び旅費を受けるものとする。

第四條 この法律に定めるもの

外、審議会に關し必要な事項は省令で定める。

(商工大臣の命令権)

第五條 商工大臣は、經濟安定本部總裁が定める方策に基き、左の事項に関して、必要な命令をすることができる。

第六條 商工省にくず化物件審議会

(以下「審議会」といふ。)を置く。

第七條 審議会は、第四條第二項に規定するものの外、商工大臣の諸

事項に應じ、左に掲げる事項を調査審議する。

一 くず化物件の指定の基準に関する事項

二 くず化物件の解体を促進する方策に関する事項

三 前各号の外、くず化物件に関する重要な事項

1 審議会は、くず化物件に関する事項について、関係行政廳に建議することができる。

第八條 審議会は、会長一人及び委員十五人以内をもつて組織する。

し、鉄くずの需給調整上必要があると認める事項につき、報告を命ぜることができる。この場合において、報告を命ぜられた者が報告をせず、又はその報告が虚偽であると認められるときは、商工大臣は、その職員にその者の事務所、營業所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、業務の状況又はくず化物件若しくは鉄くず、帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。

第九條 この法律は、昭和二十四年五月一日から施行する。

第十條 この法律は、昭和二十七年五月一日にその効力を失う。

第十一條 この法律に定めるものの他必要な物を検査させることができる。

第十二條 前項の規定により立入検査をするときは、これを示さなければならぬ。

第十三條 前項の規定により立入検査をするときは、これを示さなければならぬ。

第十四條 左の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役又は十万元以下の罰金に処する。

(罰則)

第十五條 第十二条第一項の規定による命令に違反した者は、精狀により、懲役及び罰金を併科する

一 第十三条の規定に違反した者

2 前項の罪を犯した者には、精狀により、懲役及び罰金を併科する

3 第一条の規定による命令に違反した者は、精狀により、懲役及び罰金を併科する

4 第二条の規定による命令に違反した者は、精狀により、懲役及び罰金を併科する

5 第三条の規定による命令に違反した者は、精狀により、懲役及び罰金を併科する

6 第四条の規定による命令に違反した者は、精狀により、懲役及び罰金を併科する

7 第五条の規定による命令に違反した者は、精狀により、懲役及び罰金を併科する

8 第六条の規定による命令に違反した者は、精狀により、懲役及び罰金を併科する

9 第七条の規定による命令に違反した者は、精狀により、懲役及び罰金を併科する

10 第八条の規定による命令に違反した者は、精狀により、懲役及び罰金を併科する

11 第九条の規定による命令に違反した者は、精狀により、懲役及び罰金を併科する

12 第十条の規定による命令に違反した者は、精狀により、懲役及び罰金を併科する

13 第十一条の規定による命令に違反した者は、精狀により、懲役及び罰金を併科する

14 第十二条の規定による命令に違反した者は、精狀により、懲役及び罰金を併科する

15 第十三条の規定による命令に違反した者は、精狀により、懲役及び罰金を併科する

16 第十四条の規定による命令に違反した者は、精狀により、懲役及び罰金を併科する

17 第十五条の規定による命令に違反した者は、精狀により、懲役及び罰金を併科する

の從業者が、その法人又は人の業務に關して第十四条第一項又は前條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に對して各本條の罰金刑を科する。

## 附則

1 この法律は、昭和二十四年五月一日から施行する。

2 この法律は、昭和二十七年五月一日にその効力を失う。

3 前項の時までにした行為に對する罰則の適用に關しては、この法律は、その時以後もなおその効力を有する。

臨時鉄くず資源回収案(内閣提出)に関する報告書

〔都合により最終号の附録に掲載〕

配炭公團法の一部を改正する法律案

配炭公團法(昭和二十二年法律第

五十六号)の一部を次のようにより改訂する。

第一條 第二項中「石炭及びコークス(半成コークスを含む。以下同じ。)並びに別表第一に掲げる原炭及び亞炭コーケス(以下指定亞炭といふ。)を石炭及びコークス(別表第一に掲げる石炭及びコークスを除く。以下同じ。)に改める。

第二條 第二項中「石炭又はコークスに改める。

第三條 第二項中「石炭、コークス及び指定亞炭の一手買取及び一手賣渡」を「石炭及びコークスの買取及び賣渡」に改める。

七九五

第十六條第一項中「石炭、コークス又は指定並炭」を「石炭又はコークス」に、「生産業者から」を「生産業者からのみ」に改め、「すべての」を削り、同項に次の但書を加える。

但し、主務大臣が經濟安定本部

総務長官の承認を受けて指定する放置炭については、この限りでない。

第十六條第二項中「前項に掲げる物資」を「石炭又はコークス」に、同條第三項中「前二項」を「前三項及び第七項」に、同條第三項及び第四項中「石炭、コークス又は指定並炭」を「石炭又はコークス」に改め、同條第二項の次に次の二項を加える。

別表第一を次のように改める。

第一條第一項の規定による石炭及びコークスは、左の通りとする。

一 無煙炭（國內産のものに限る。）

清水通商事務所 静岡縣（清水市）  
小樽通商事務所 北海道（小樽市）  
函館通商事務所 北海道（函館市）

〔都合により最終号の附錄に掲載〕  
〔神田博君登壇〕  
〔神田博君登壇〕

同條第三項を第六項とする。

2 政府は、前項第一号に掲げるくず化物件の譲渡又は引渡しに関する命令により損失を受けた者に対し、その損失を補償する。

3 前項の規定により補償すべき損失は、通常生ずべき損失とする。

4 第二項の規定による補償の金額は、通商産業大臣が大藏大臣に協議して、審議会の意見を聴いて定める。

5 前三项に定めるものの外、損失の補償に関し必要な事項は、省令で定める。

以上を骨子とするものであります。

討論を終り採決の結果、本法案は多数をもつて右修正案の通り修正議決せられました。以上、概要を御報告いたします。

次は、ただいま議題となりました配炭公團法の一部を改正する法律案について、委員会における審議の経過並びにその結果を簡単に御報告いたします。

配炭公團法は、その有効期間が去る三月末日をもつて満了いたします関係上、とかあえずその存続期間を三箇月間延長するとともに、その間政府当局

四月一日（昭和二十五年四月一日以前において第七條第一項の規定による経済安定本部総務長官の解散命令があつたときは、その時に）に改め、同條第二項中「配炭公團は、」の下に「第七條第一項の場合を除き、」を加える。

別表第一を次のように改める。

第一條第一項の規定による石炭及びコークスは、左の通りとする。

名古屋織維製品検査所 濱松市  
所松支所

〔都合により最終号の附錄に掲載〕  
〔神田博君登壇〕

同條第三項を第六項とする。

2 政府は、前項第一号に掲げるくず化物件の譲渡又は引渡しに関する命令により損失を受けた者に対し、その損失を補償する。

3 前項の規定により補償すべき損失は、通常生ずべき損失とする。

4 第二項の規定による補償の金額は、通商産業大臣が大藏大臣に協議して、審議会の意見を聴いて定める。

5 前三项に定めるものの外、損失の補償に関し必要な事項は、省令で定める。

以上を骨子とするものであります。

討論を終り採決の結果、本法案は多数をもつて右修正案の通り修正議決せられました。以上、概要を御報告いたします。

次は、ただいま議題となりました配炭公團法の一部を改正する法律案について、委員会における審議の経過並びにその結果を簡単に御報告いたします。

配炭公團法は、その有効期間が去る三月末日をもつて満了いたします関係上、とかあえずその存続期間を三箇月間延長するとともに、その間政府当局

について地方自治法第百五十六條第十四項の規定により國会の承認を求める。

桐生織維製品検査所 長野縣（松本市）  
所松本支所

所松本支所

適切なる措置を講じなければならないであります。本法案には、この目的のために必要な各種の事項をそれべく規定いたしておるのであります。

本法案は、去る二日提案理由の説明を聽取、その後教訓にわたり審議を重ねました。その際小金義照君より修正案が提出せられました。修正案の内容は、

第十二條第二項を次のように改め、同條第三項を第六項とする。

2 政府は、前項第一号に掲げるくず化物件の譲渡又は引渡しに関する命令により損失を受けた者に対し、その損失を補償する。

3 前項の規定により補償すべき損失は、通常生ずべき損失とする。

失は、通常生ずべき損失とする。

4 第二項の規定による補償の金額は、通商産業大臣が大藏大臣に協議して、審議会の意見を聴いて定める。

5 前三项に定めるものの外、損失の補償に関し必要な事項は、省令で定める。

以上を骨子とするものであります。

討論を終り採決の結果、本法案は多数をもつて右修正案の通り修正議決せられました。以上、概要を御報告いたします。

次は、ただいま議題となりました配炭公團法の一部を改正する法律案について、委員会における審議の経過並びにその結果を簡単に御報告いたします。

配炭公團法は、その有効期間が去る三月末日をもつて満了いたします関係上、とかあえずその存続期間を三箇月間延長するとともに、その間政府当局

の需給の状況が改善されたと認めると共には、經濟安定本部総務長官の承認を受けて指定期間に新たに通商事務所を設置する必要を生じたのである。これは、この法律は、公布の日から施行する。但し、別表第一の改正規定中第四号に係るものは、昭和二十四年七月一日から施行する。

配炭公團は、主務大臣が經濟安定本部総務長官の承認を受けて指定期間に新たに通商事務所を設置する者以外の者に、その買い取つた石炭又はコークスを賣り渡してはならない。

主務大臣は、石炭又はコークスの需給の状況が改善されたと認めると共には、經濟安定本部総務長官の承認を受けて、配炭公團の業務を縮小することができる。

第二十一條第二項及び第三項中「石炭、コークス又は指定並炭」を「石炭又はコークス」に改める。

配炭公團法の一部を改正する法律案（内閣提出に関する報告書）〔都合により最終号の附錄に掲載〕  
地方自治法第一百五十六條第四項の規定に基き、通商事務所の設置に関する承認を求める件

（別表）  
区 分 位 置  
神戸織維製品検査所 廣島縣（今治市）  
所廣島支所  
所久留米支所  
市）  
桐生織維製品検査所 岡山縣（岡山市）  
所岡山支所  
神戸織維製品検査所 愛媛縣（今治市）  
所今治支所  
神戸織維製品検査所 岡山縣（岡山市）  
所岡山支所  
福岡縣（久留米市）  
所久留米支所  
市）

において公團の機構及び運営に關し慎重に検討を加えました結果、今回本法案の提出を見るに至つた次第であります。

本案の要旨は、おおむね次の四点であります。

第一点は、配炭公團の存続期間を一應來年三月末まで延長するが、期間満了前といえども、需給状況にかんがみ隨時解散せしめること。

第二点は、現下の需給状況を勘案し、発熱量四千カロリー以下の石炭その他数種の品目を公團統制より除外すること。なお、この実施時期に關しては特に七月一日まで延長すること。

第三点は、統制を存続する品種に対し民間販賣業者を復活せしめること。

第四点は、上述の改正に伴う必然の結果として公團の機構及び業務を縮小すること。

以上のとくであります。

本法案については、去る十二日提案理由の説明を聽取し、その後数回にわたり慎重審議を重ねました。特に統制を除外すべき品種、その実施時期、四千二百万トン生産計画に及ぼす影響、融資その他に關する企業者の救済、公團その他の失業者対策等に關しそれぞれ活発な論議が展開せられました。

その際、委員長代理神田博を初め委員全員をもつて提出せられた修正案を小金義照君が説明いたしました。修正案の内容は、別表第一第四号を発熱量四〇〇〇カロリー以下の石炭(常磐炭及び本土炭について)は発熱量三、七〇〇カロリー以下、宇部炭については発熱量三、五〇〇カロリー以下のものとする。と修正すべきであるというのであります。

討論を終り採決の結果、右修正は満場一致をもつて可決せられ、修正部分を除く原案は多数をもつて可決せられました。

なお本法案審議の際、公團統制を除外すべき品種に關し総司令部經濟科学局石炭担当官より特に示唆を與えられました旨、入江法制局長より本委員会に報告がありました。以上、簡単に御報告いたします。

次は、ただいま議題となりました地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、通商事務所の設置に關し承認を求める件について、當委員会の審議の経過並びに結果を簡単に御報告申上げます。

次は、ただいま議題となりました地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、通商事務所の設置に關し承認を求める件につき、當委員会の審議の経過並びに結果を概要御報告申し上げます。

從来通商に關する地方行政機関としては貿易地方貿易事務局及び出張所分室がありましたが、今回通商産業省設置に伴いまして通商産業局に統合さ

れるようになりましたが、現今管理の現状におきましては、政府が通商の当事者となる建前上、通商物資の積出し、引取等現地港湾において処理すべき業務は特殊専門的通商業務が多く、地理的關係から申しまして業務処理の円滑を期する趣旨から、通商産業省設置法にも通商事務所を設けるよう規定法に基いて輸出纖維製品の検査を行ふことになりましたところ、依頼検査の受検者の便利をはかるためには、人絹織物の依頼検査のほかに、輸出品出絹織物検査所の支所、出張所をそのまま纖維製品検査所の支所、出張所といたしましたが、輸出絹織物及び輸出人絹織物の依頼検査のほかに、輸出品取締法に基いて輸出纖維製品の検査を行うことになりましたところ、依頼検査のため多額の出張に要する経費と往復の日時を要する等のむだが生じまして、業務の遂行上多大の支障をもたらしているので、各生産地の業界の利便をはかり、事務率をあげるために、各生産地、すなわち廣島、今治、岡山、久留米、足利、松本、加茂、浜松に支設置について承認を求めているのであります。

本案は、五月十六日當委員会に付託せられ、十七日提案理由を聞き、続いて質疑に入りましたところ、貿易の現状、貿易事務、公團所有荷の処理、貿易の見通し等について熱心なる質疑

應答がありました。五月十八日、討論を省略し採決に入りましたところ、全員一致をもちまして承認を與うるに議決いたした次第であります。以上報告いたします。

次は、ただいま議題となりました地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、纖維製品検査所の支所設置に關し承認を求めるの件について、當委員会の審議の経過並びに結果を簡単に御報告申上げます。

そもそも纖維製品検査所は、昭和二十三年十一月十五日政令第三百三十七号によりまして、從來の輸出絹織物検査所及び輸出毛織物検査所を廃止しまして纖維製品検査所を設置することとなつておるのであります。以上により設置する纖維製品検査所は、京都以下八箇所に本所を設けまして、從來の輸出絹織物検査所の支所、出張所をそのまま纖維製品検査所の支所、出張所といたしましたが、輸出絹織物及び輸出人絹織物の依頼検査のほかに、輸出品取締法に基いて輸出纖維製品の検査を行ふことになりましたところ、依頼検査の受検者の便利をはかるためには、人絹織物の依頼検査のほかに、輸出品

出絹織物検査所の支所、出張所をそのまま纖維製品検査所の支所、出張所といたしましたが、輸出絹織物及び輸出人絹織物の依頼検査のほかに、輸出品

出絹織物検査所の支所、出張所といたしましたが、輸出絹織物及び輸出人絹織物の依頼検査のほかに、輸出品取締法に基いて輸出纖維製品の検査を行ふことになりましたところ、依頼検査の受検者の便利をはかるためには、人絹織物の依頼検査のほかに、輸出品

出絹織物検査所の支所、出張所をそのまま纖維製品検査所の支所、出張所といたしましたが、輸出絹織物及び輸出人絹織物の依頼検査のほかに、輸出品

出絹織物検査所の支所、出張所といたしましたが、輸出絹織物及び輸出人絹織物の依頼検査のほかに、輸出品取締法に基いて輸出纖維製品の検査を行ふことになりましたところ、依頼検査の受検者の便利をはかるためには、人絹織物の依頼検査のほかに、輸出品

出絹織物検査所の支所、出張所といたしましたが、輸出絹織物及び輸出人絹織物の依頼検査のほかに、輸出品取締法に基いて輸出纖維製品の検査を行ふことになりましたところ、依頼検査のため多額の出張に要する経費と往復の日時を要する等のむだが生じまして、業務の遂行上多大の支障をもたらしているので、各生産地の業界の利便をはかり、事務率をあげるために、各生産地、すなわち廣島、今治、岡山、久留米、足利、松本、加茂、浜松に支設置について承認を求めているのであります。

本案は、五月十六日當委員会に付託されました。

うとするこの法律案は、その日暮しのものであり、根本的な検討が何ら加えられておらないということを指摘いたしましたのであります。これらのわが国における石炭の生産が四千二百万トンと目標づけられております。政府の答弁によると、本年度の需要は四千五百万トンであるのであります。需要が供給よりも多いにもかかわらず、何がゆえに順次これら石炭をはずして来るのかと申上げますと、小さな中小炭鉱がそ

の販賣機構を整備し得ない間に、大手筋の、特殊な力を持ち資金を持つところの炭鉱が、全國の販賣網を一手に握り占めて、そして小さな中小炭鉱はこの大炭鉱の販賣網に頼らなければ生き残れないと、いうことが、その根本目的であることを私はあげて断言いたしたいのであります。

(拍手)なぜかなれば、需要と比べて供給が少いにもかかわらず自由放任にすると、することは、少くとも需給の上のバランスがくずれたのではないといふ理由から見ても、統制をはずすという理由にはならないでございます。ここにおいて、本配炭公團の中から無煙炭、せん石その他三千五百カロリー以下の炭がはずされたのでありますけれども、あすはこれが五千カロリー以下となるかも知れない。あるいは、あざつては全部を一擧にはずして、しかも小炭鉱が何らの力も持ち得ないうちに販賣市場を大炭鉱が制覇するかもしれない。その現実の証拠には、株式市場において、ほかの株式はこの数日間いずれも下落をたどっているのに、北海道

炭鉱その他大手筋五、六炭鉱の株式のみが連日高騰を続いているという、これにこれらのことと物語つて余りあると存する次第でございます。(拍手)

私は、さらにこの法律の中の小さな五、六点の箇所に触れて意見と希望を申し述べておきたいのであります。

まず第一点は、配炭公團の職員一万二千名より六千名が犠牲になります。これについては、長い間の石炭の経験者であるから、優先的にかつ集團的にこれを新しき石炭の販賣機構へ入れるの計画的な生産が非常に困難になるだろうということを指摘しなければならない。炭代の回収の部面において、價格統制の部面において、發券方法の複雑化において、二本建の配給による幾多の矛盾と弊害をこれらの法律の中に

大戻は、できる限り優先的にその就職をあつせんするということをございました。した。断じてその言葉のかわらないようにならぬ限り優先的にその就職責任が政府にあるのであります。

さことに私は、公團の取扱いよりはずれた低品位炭、すなはち三千五百カロリー以下の低品位炭鉱も、その生存の上に政府が大きく援助をするといふことが絶対必要であると思う。その理由は、これまでの増産はすべてコスト主義に加えるにメリット主義をもつてして三十六億に上るひもつき融資は、十六億に上るひもつき融資は、すでに大炭鉱に向けて融通せられております。特別見返資金は四基礦業の上にこれが割当られることは新聞紙上に報ずるところであります。しかしながら、これが大炭鉱のみに向かっているのであります。争議が起るといえども、政府は最後の段階まで何らこえておらず、これは大炭鉱のみであります。

本法の対象となるものは一應判然としているのであります。今日政府の方針で、ここにメリット主義的な要素を入れて低品位炭をはずしたのであるから、全國の百幾十鉱に占められるべき行手の門を開いたのである。しかまた、それらの解釈をしておらず、本法案の改正は、すでに將來のわが國の經濟の実力が特殊大手筋炭鉱がくず化物件審議会は、個々の異議の中からによつて、きわめて好ましからざる結果が生ずるのであります。くず化物件の指定等に関する方針を審議する政策は、國土の清掃ができること、これが大炭鉱が将来炭鉱財閥としてわが國の政治的上に大きなものである。断固私どもは、それらの門戸を開くべき本法律案に反対の意思を表明する次第でございます。(拍手)

○岩川興助君 私は、民主自由党を代表しまして、この臨時鉄くず資源回収法案に対し、修正部分も含めてますから、やむを得ないと存じます。この法律の改正によって困難になるであろうことと指摘し、それらの配炭の計画の実績を把握が困難であることは、せんじ詰めればわが國の產業全般にわたる計画的な生産が非常に困難になるだろうということを指摘しなければならない。炭代の回収の部面において、價格統制の部面において、發券方法の複雑化において、二本建の配給による幾多の矛盾と弊害をこれらの法律の中に

わたくしは認めます。

これを要するに、根本的にはさきに申し上げましたような立場において、その法律の具体的な内容においては以上の五点において、私どもは本法案に反対をいたさなければならぬのであります。十六億に上るひもつき融資は、十六億に上るひもつき融資は、すでに大炭鉱に向けて融通せられております。特別見返資金は四基礦業の上にこれが割当られることは新聞紙上に報ずるところであります。しかしながら、これが大炭鉱のみであります。争議が起るといえども、政府は最後の段階まで何らこえておらず、これは大炭鉱のみであります。

本法の対象となるものは一應判然としているのであります。法の運用いに對しては積極的な対策を示しておられません。本法案の改正は、すでに將來のわが國の經濟の実力が特殊大手筋炭鉱に占められるべき行手の門を開いたのである。しかまた、それらの解釈をしておらず、本法案の改正は、すでに將來のわが國の經濟の実力が特殊大手筋炭鉱に占められるべき行手の門を開いたのである。しかまた、それらの解釈をしておらず、本法案の改正は、すでに將來のわが國の經濟の実力が特殊大手筋炭鉱に占められるべき行手の門を開いたのであります。

そこで私は、第一に、國有財産の拂

い。(拍手)さらには、工場別荷渡しの実績把

握が不可能であるから、計画遂行の実績を把握することがこの法律の改正によつて困難になるであろうということを指摘し、それらの配炭の計画の実績申し述べておきたいのであります。

○岩川興助君 登壇 岩川興助君。明する次第でございます。

〔岩川興助君登壇〕

本法の対象となるくず化物件は、罹災、老朽、破損によつて本來の用途に供せられないものであつて、昨年八月十五日現在の調査によれば、一應九十万トンであるということであります。沖合いに沈没している艦船とか、とりこわし困難な建造物を除いて、第一次に本法の対象となるものは約四十万トンであつて、物件のあり場所、所

を表しまして、この臨時鉄くず資源回収法案に対し、修正部分も含めて

ますから、やむを得ないと存じます。

そこで私は、第一に、國有財産の拂下げに際しては公定の物價体系を基準とし、第二に、中

小企業の不振に乗じて、その所有にかかる施設をスクラップ化すること、第三に、これら

のくず鉄は、一、二の企業者に偏重する

ことなく、一般平炉業者、特殊鋼メー

カー、併鉄業者にも妥当公平に分配すること、第四、作業困難等のためにあとのくわしになったものについては、國家補償でこれを償うか、價格政策で補いをつけるか、すみやかにその方針を決定して時宜に適した処置をとること、第五、本法のねらいは製鐵用原料を國內に求むることにあるのであるから、これらのスクラップを海外に輸出するときは厳に戒めること、第六、現に

わが國は年間百数十万トンの鐵鉱石及び百数十万トンの原料炭並びに約十五万トンの銛鉄を輸入しているのであります。國內のくず化物件はきわめて有限的であります。かかるものを対象とする政策は、國土の清掃ができるこ

とは別であります。かわめて姑息であります。

といわねばなりません。そこで、國

内資源、特に鐵鉱石、マンガン及び原

料炭の開発にもつと積極的に乗り出すとともに、海外からの原材料の輸入に

ありますから、やむを得ないと存じます。

○岩川興助君 登壇 岩川興助君。〔岩川興助君登壇〕

本法の対象となるくず化物件は、罹災、老朽、破損によつて本來の用途に供せられないものであつて、昨年八月十五日現在の調査によれば、一應九十万トンであるということを指摘し、それらの配炭の計画の実績申し述べておきたいのであります。

〔岩川興助君登壇〕

本法の対象となるくず化物件は、罹災、老朽、破損によつて本來の用途に供せられないものであつて、昨年八月十五日現在の調査によれば、一應九十万トンであるということを指摘し、それらの配炭の計画の実績申し述べておきたいのであります。

〔岩川興助君登壇〕

本法の対象となるくず化物件は、罹災、老朽、破損によつて本來の用途に供せられないものであつて、昨年八月十五日現在の調査によれば、一應九十万トンである

ついては、さらに有利確実なる手段方を講ずること、以上六項目について法を改正するも、政府に要望して本案に賛成するものであります。

次に石炭について申し上げます。先刻議題になりました配炭公團法の一部を改正する法律案に対し、その修正部分をも含め、民主自由党を代表して賛成するものであります。

石炭は鉄鋼とともに一國産業の基礎をなすものでありまして、わが國におきましても、石炭の生産いかんは經濟産業の復興を左右するものであることは言をまたぬところであります。掘り出された石炭の配給を適正妥当ならしむることはきわめて大切な事柄であります。この配炭の巧拙いかんは、たゞにわが國産業の全般に重大な影響を及ぼすものであると同時に、資金の回収獲得に直接関連を有するものであります。わが國の現状は、經濟九原則にのつとり実質的な均衡予算を実施して、經濟産業の再建を実現すべくして、経済産業の再建を実現すべくして、石炭の配給について、いわゆる公團方式をなるべくすみやかに解消して、石炭の需給関係の実情に即應した配給制度に逐次移行する具体的の段階を規定したものであります。まず第一に配給公團法の有効期間をさらに暫定的に延長するとともに、相当大幅に公團統制を縮減し、他方公團の取扱い品種について民間の販賣業者を復活せしめ、さらにこれに関連して、できる限り公團の機構を縮小する方針をとっているのであります。また昭和二十四年においては四千二百万トンの石炭

を割り出す計画を実現しなければならないであります。この石炭がいかに適正妥当に需要に向けられ、またいかに資金化されて行くかは、この出炭計画を実現する上において最も重要な事柄であります。傳えられるがごとき、大炭鉱のみが利益に浴することとなるがごとき結果を來すことには厳にこれを戒むべきであります。

中小炭鉱もともに立ち行けるよう万遺憾なきを期すべきであります。

また、本年七月一日以降公團統制の外に置かれる石炭の区分を、わが國の実情に即して、それ／＼四千カロリー、三千七百カロリー及び三千五百カロリーの三段階に改めたことは、眞に機宜に適した妥当な修正であります。本法の施行と同時に統制の外に置かれる無煙炭、せん石並びに右の三標準熱量以下の石炭といえども、わが國においてはそれ／＼つばな利用價値があることを決して忘れてはならないのであります。よつて私は、次の二つの條件を付して本案に賛成するものであります。

第一、政府は公團統制の対象から除外する石炭、無煙炭及びせん石その他ものに対しても資金・資材・輸送などについて特別援助の措置を講ずること。

第二、公團の縮小によつて職を失う人たちは、おおむね石炭の販賣、配給についてはその道のエキスパートであるから、今後できる石炭の販賣業務に従事せしめるよう特別援助の措置を講ずること。

以上をおちまして、民主自由党を代表して賛成の意を表する次第であります。(拍手)

○議長(幣原喜重郎君) 聽濱克己君。

(「聽濱克己君登壇」)  
○聽濱克己君 私は、日本共産党を代表いたしまして、配炭公團法の一部改正案に對しまして反対討論を行いたいと思います。社会党の今澄君から主張したので、なるべく簡単にやりたい

と思います。

この改正法案は、やがて公團を全面的に廢止するということを目的にして出されたものであります。それは

新しくつくるとか、あるいは四千カロリー以下の低品位炭を統制から除外

するというようなことが、その経過措

置として入つておるのでございます。

ところで、この法案で一番問題に

なります点は、政府は公團を今まで必

要としたけれども、今日では必要がな

くなつて來た、だん／＼にこれを廢止

して行くのだ、その根拠としては、石

炭の需給関係が緩和して來たというこ

とを理由にしておるのであります。

ところが、政府自身が発表しておるい

ろいろな関係の数字を當つて見まして

も、この根拠は出て來ないのであります。

に対して政府委員のみずから説明したところによりましても、全國の需要量は四千五百万トンであると発表してお

ります。そしたらしますれば、本年度

行されましても全國の需要量を満たす

ことができない状態であるのでありま

す。しかも、現在の日本の石炭の実生

産量は幾らかと申しますれば、御承知

のようには、わずかに三千五百万吨にしか達していない状態であります。こ

の産業破壊の政策が行わされている結果

では、いわゆる自由經濟論をもちま

して、統制を廢止するという民主自

由党の理論をもつてしましても、根拠

が出来ないわけでございます。

実は、このことにつきまして政府

は数字を発表しておりますけれども、

ほんとうはあまり質問には考へていな

いのであります。事実はほかの方に目を向けておるのであります。それは

何かと申しますれば、政府はこういう

ように言つております。すなわち、上

級炭は日本で不足しておるけれども、

低品位炭は最近は非常にだぶついて來

ております。よつて私は、次の二つの條件を決して忘れてはならないのであります。

付して本案に賛成するものであります。

第一、政府は公團統制の対象から除

除する石炭、無煙炭及びせん石その他

のものに対しても資金・資材・輸送な

どについて特別援助の措置を講ずること。

第二、公團の縮小によつて職を失う

人たちは、おおむね石炭の販賣、配給

についてはその道のエキスパートであ

るから、今後できる石炭の販賣業務に

大資本のみを残して、その他の企業を

ほんとうに犠牲にして行くような、あ

の産業破壊の政策が行わされている結果

であるであります。(拍手)まずこの

ことは、公團法廢止の根本の問題とし

て現われている。やがて石炭の統制を

全部廢止する。

ところで、一方では計画生産と言つ

ておりますけれども、事実これに對し

ては何らの熱意も持っていない。計画

生産どころか、計画配炭すらも廢止し

て、事実一方では石炭をいらぬよう

何かと申しますれば、政府はこういう

ように言つております。すなわち、上

級炭は日本で不足しておるけれども、

低品位炭がだぶついて來たという理由

であります。それは確かにその通りの現象

が現われております。しかしながら、

低品位炭がだぶついて來たといふて來ておるということを言つておるのであ

ります。それは確かにその通りの現象

が現われております。しかしながら、

低品位炭がだぶついて來たといふて來ておるということを言つておるのであります。

しかしもう一つは、この公團を廢止

ねらいがあるのであります。私たち

は、この政策に對して根本的に反対せざるを得ないのであります。

七九九

点に重大な問題があるわけでありま  
す。これについては、私はいまさら今  
澄君の説明した以上にあまりつけ加え  
たくはありません。

しかしながら、ここで私がはつきり  
申し上げたい点は、商工委員会におきま  
して、原案では四千カロリー以下の低  
品位炭を統制から解除するというよう  
になつておりましたので、宇部におきま  
して三千五百、さらに本土炭及び常磐  
において三千七百、こういう修正に各党  
全員が一致した理由はどこにあるかと  
いうことを、皆さんにお考え願いたい  
のであります。これには多数を占める  
民主自由党の各委員が皆賛成しておら  
れる。これはなぜ賛成されたか。この  
法案は明らかに大資本の地位だけを確  
保して、この陰に中小炭鉱がつぶされ  
るということが非常に明白になつて來  
ているからであります。皆さん、商工  
委員会におけるこの結果は、民主自由  
党の委員諸君も、実は心の中では、吉  
田内閣のこの政策に對しては、ほんと  
うは反対しつつある、ということを証明  
しておるのであります。(拍手)またそ  
うなるのが当然であると私は考へる。  
この点は、皆さんほんとうに眞剣に考  
えていただきたいのです。

われくは、このほかに、もう一つ  
の問題を指摘しなければならないと思  
います。こういうふうにいたしまし  
て、今度の法案の実施によりまして、  
大体全國におきまして二百五十八炭  
鉱、これはこの修正によりまして幾分  
緩和されるであります。しかし、  
これは時期の問題であります。大体年  
産にいたしまして四百万トン、さらに  
無煙、せん石などを入れまして百万ト  
ン、こ

に供されつつある。ところが一方で、  
澄君の説明した以上にあまりつけ加え  
しません。

しかし上げたい点は、商工委員会におきま  
して、原案では四千カロリー以下の低  
品位炭を統制から解除するといつよう  
になつておりましたので、宇部におきま  
して三千五百、さらに本土炭及び常磐  
において三千七百、こういう修正に各党  
全員が一致した理由はどこにあるかと  
いうことを、皆さんにお考え願いたい  
のであります。これには多数を占める  
民主自由党の各委員が皆賛成しておら  
れる。これはなぜ賛成されたか。この  
法案は明らかに大資本の地位だけを確  
保して、この陰に中小炭鉱がつぶされ  
るということが非常に明白になつて來  
ているからであります。皆さん、商工  
委員会におけるこの結果は、民主自由  
党の委員諸君も、実は心の中では、吉  
田内閣のこの政策に對しては、ほんと  
うは反対しつつある、ということを証明  
しておるのであります。(拍手)またそ  
うなるのが当然であると私は考へる。  
この点は、皆さんほんとうに眞剣に考  
えていただきたいのです。

われくは、このほかに、もう一つ  
の問題を指摘しなければならないと思  
います。こういうふうにいたしまし  
て、今度の法案の実施によりまして、  
大体全國におきまして二百五十八炭  
鉱、これはこの修正によりまして幾分  
緩和されるであります。しかし、  
これは時期の問題であります。大体年  
産にいたしまして四百万トン、さらに  
無煙、せん石などを入れまして百万ト  
ン、こ

の国内資源を犠牲にしながら、外國の  
余剩炭に対して日本の國內市場を開放  
していくのであります。(拍手)私は  
やはりというような、こういう政策が現  
われておるのであります。(拍手)私は  
やはりこの点はまさに賣弁的政策であ  
る」と称せざるを得ないのであります。

(拍手)

しかも、さらにこれが從業員にとり  
まして首切り法案であることは、これ  
またことである説明するまでもござい  
ません。この法案の中にどこを探しても、  
この公園廃止に伴うところの從業員の  
生活保障については、ただの一言一句  
も書いてない。これによりまして、結  
局はこの公園の一万二千名の從業員の  
生活はふいにさせられる。しかも、問  
題はこれだけではなくて、中小炭鉱  
の破壊から、大体近い将来に全國で約  
九万に達するところの炭鉱労働者が失  
業せざるを得ない状態が来るであろう  
といわれる。その証拠には、あの宇部  
や、あるいは常磐におきましては、労  
働者と経営者と、さらにその町の人た  
ちまでが一緒にになって、宇部や常磐の  
郷土の産業を守れといふ鬪いが、すで  
に開始されておると私は聞いておるの  
である。こういうふうな重大な内容を  
持つておるこの改正法案に対しまし  
て、わが党は絶対に賛成することはで  
きません。

さらに一言申し上げたいことは、わ  
れわれがこれを通観いたします際に、  
この低品位炭に対することは、も  
ういわゆる日本における独占的な大  
資本に対しまして、自由自在にその地  
位を確保して、その利益を追求する、こ  
は労働者に対する破滅と餓死の自由  
を與えておるという事実であります。  
共産党が独占資本とすることを申し上  
げますと、民主自由党の皆さんは非常  
におきらいになる。ところが、民主自  
由党の諸君のおきらかなのは独占資本  
ではなくして、実は中小商工業者であ  
ったことが明らかになりました。皆さ  
ん、われくはこういう法案に對して  
賛成するどころではなく、断固これに  
對して反対するものでござります。  
私は、これをもつて討論を終ります。

(拍手)

○議長 塙原臺重郎君 橋本金一君

〔橋本金一君登壇〕  
○橋本金一君 ただいま議題になりま  
した配炭公園法一部改正に関する事項  
法律案のうち改正に對しまして、民主  
党を代表して賛成をいたします。(拍  
手)

本法案は、すでに三月末に有効期  
間満了に際しまして一應審議に相な  
ったのでござります。しかし、當時政府  
は、わが党は絶対に賛成することを期  
しておきたいことは、審議過程におけ  
る各方面の意見を十分に参考せられる  
と同時に、現実を見きわめられま  
して、これが実行に對しましては遺憾な

この法案の中に、民主自由党が多年主  
張して參りました、特にこのたびの選  
挙において非常に力を入れて宣傳して  
参りましたところのあの自由經濟論の  
見本がはつきり出ておるということです  
あります。それは何だ。この自由經濟  
は、いわゆる日本における独占的な大  
資本に対しまして、自由自在にその地  
位を確保して、その利益を追求する、こ  
は必ずしも同一ということは言ひ得  
ないでございます。かような点か  
ながらも、この改革がむしろ改悪であ  
ります。かような影響に  
よりまして、各方面に問題を起して参つ  
て來たのであります。かような影響に  
相当検討をいたして参りましたのです  
が、とともにかくとも、この改正によつ  
て來たのであります。かくして、委員会とい  
ましても、委員会といましても、  
この公園廃止に伴うところの從業員の  
生活はふいにさせられる。しかも、問  
題はこれだけではなくて、中小炭鉱  
の破壊から、大体近い将来に全國で約  
九万に達するところの炭鉱労働者が失  
業せざるを得ない状態が来るであろう  
といわれる。その証拠には、あの宇部  
や、あるいは常磐におきましては、労  
働者と経営者と、さらにその町の人た  
ちまでが一緒にになって、宇部や常磐の  
郷土の産業を守れといふ鬪いが、すで  
に開始されておると私は聞いておるの  
である。こういうふうな重大な内容を  
持つておるこの改正法案に対しまし  
て、わが党は絶対に賛成することはで  
きません。

さらに一言申し上げたいことは、わ  
れわれがこれを通観いたします際に、  
この低品位炭に対することは、も  
ういわゆる日本における独占的な大  
資本に対しまして、自由自在にその地  
位を確保して、その利益を追求する、こ  
は労働者に対する破滅と餓死の自由  
を與えておるという事実であります。  
共産党が独占資本とすることを申し上  
げますと、民主自由党の皆さんは非常  
におきらいになる。ところが、民主自  
由党の諸君のおきらかなのは独占資本  
ではなくして、実は中小商工業者であ  
ったことが明らかになりました。皆さ  
ん、われくはこういう法案に對して  
賛成するどころではなく、断固これに  
對して反対するものでござります。  
私は、これをもつて討論を終ります。

(拍手)

○議長 塙原臺重郎君 橋本金一君

〔橋本金一君登壇〕  
○橋本金一君 ただいま議題になりま  
した配炭公園法一部改正に関する事項  
法律案のうち改正に對しまして、民主  
党を代表して賛成をいたします。(拍  
手)

本法案は、すでに三月末に有効期  
間満了に際しまして一應審議に相な  
ったのでござります。しかし、當時政府  
は、わが党は絶対に賛成することを期  
しておきたいことは、審議過程におけ  
る各方面の意見を十分に参考せられる  
と同時に、現実を見きわめられま  
して、これが実行に對しましては遺憾な

ての延長と相なつておるのであります  
が、その間におきまして一部改正をい  
たされますのが、今回の低品位炭に  
対するところの除外の面であるのでござ  
います。

この低品位炭に対することは、も  
ういわゆる日本における独占的な大  
資本に対しまして、自由自在にその地  
位を確保して、その利益を追求する、こ  
は必ずしも同一ということは言ひ得  
ないでございます。かような点か  
ながらも、この改革がむしろ改悪であ  
ります。かような影響に  
よりまして、各方面に問題を起して参つ  
て來たのであります。かくして、委員会とい  
ましても、委員会といましても、  
この公園廃止に伴うところの從業員の  
生活はふいにさせられる。しかも、問  
題はこれだけではなくて、中小炭鉱  
の破壊から、大体近い将来に全國で約  
九万に達するところの炭鉱労働者が失  
業せざるを得ない状態が来るであろう  
といわれる。その証拠には、あの宇部  
や、あるいは常磐におきましては、労  
働者と経営者と、さらにその町の人た  
ちまでが一緒にになって、宇部や常磐の  
郷土の産業を守れといふ鬪いが、すで  
に開始されておると私は聞いておるの  
である。こういうふうな重大な内容を  
持つておるこの改正法案に対しまし  
て、わが党は絶対に賛成することはで  
きません。

さらに一言申し上げたいことは、わ  
れわれがこれを通観いたします際に、  
この低品位炭に対することは、も  
ういわゆる日本における独占的な大  
資本に対しまして、自由自在にその地  
位を確保して、その利益を追求する、こ  
は労働者に対する破滅と餓死の自由  
を與えておるという事実であります。  
共産党が独占資本とすることを申し上  
げますと、民主自由党の皆さんは非常  
におきらいになる。ところが、民主自  
由党の諸君のおきらかなのは独占資本  
ではなくして、実は中小商工業者であ  
ったことが明らかになりました。皆さ  
ん、われくはこういう法案に對して  
賛成するどころではなく、断固これに  
對して反対するものでござります。  
私は、これをもつて討論を終ります。

(拍手)

○議長 塙原臺重郎君 橋本金一君

〔橋本金一君登壇〕  
○橋本金一君 ただいま議題になりま  
した配炭公園法一部改正に関する事項  
法律案のうち改正に對しまして、民主  
党を代表して賛成をいたします。(拍  
手)

きを期していただきたい。以上要望いたし、修正案に賛成をいたしました。

○議長(幣原喜重郎君) これにて討論は終局いたしました。

まず日程第一につき採決いたしました。本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(幣原喜重郎君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り決しました。(拍手)

次に日程第二につき採決いたしました。本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(幣原喜重郎君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り決しました。(拍手)

〔賛成者起立〕

○議長(幣原喜重郎君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り決しました。(拍手)

〔賛成者起立〕

○議長(幣原喜重郎君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り決しました。(拍手)

第五條 賠償廳臨時設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(幣原喜重郎君) 日程第五、賠償廳臨時設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求める。内閣委員会理事小川原政信君。

賠償廳臨時設置法の一部を改正する法律案

賠償廳臨時設置法の一部を改正する法律

賠償廳臨時設置法(昭和二十三年法律第三号)の一部を次のように改正する。

第一條に次の三号を加える。

五、連合國最高司令官の管理に係る財産、但し、賠償物件を除く。

以下「特殊財産」という。)に関する事項

連合國最高司令官が発する指令を実施するため企画立案に關する事項

第九條 賠償廳に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

附則

1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

2 賠償廳臨時設置法施行令(昭和二十三年政令第二十一号)は、廃止する。

第五條 長官官房においては、人事、文書、会計及び庶務に関する事務を掌る。

第六條 賠償部においては、第一條第一号から第四号までの事務を掌る。

第七條 特殊財産部においては、第一條第一号から第七号までの事務を掌る。

第八條 賠償廳に置かれる職員の任命、昇任、懲戒その他人事管理に関する事項については、國家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)の定めるところによる。

第九條 賠償廳に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

附則

1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

2 賠償廳臨時設置法施行令(昭和二十三年政令第二十一号)は、廃止する。

第五條 賠償廳臨時設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔都合により最終号の附録に掲載〕

○小川原政信君 ただし、ま議題と相なりました賠償廳臨時設置法の一部を改訂します。

○副議長(岩本信行君) 採決いたしました。本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(岩本信行君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り決しました。

〔賛成者起立〕

第六 競馬法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第七 特殊勝馬投票券に関する法律案(内閣提出)

第八 食糧管理法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第九 農業災害補償法の一部を改正する法律案(小笠原八十美君外二十四名提出)

○副議長(岩本信行君) 日程第六、競馬法の一部を改正する法律案、日程第十七条、特殊勝馬投票券に関する法律案、日程第九、農業災害補償法の一部を改正する法律案、右四案は同一の委員会に付託された議案でありますから、一括して議題といたします。

第一條 第二項中「年二回」を「年三回」に、「年三回」を「年四回」に、同條第二項中「年四回」を「年六回」に改める。

第三條第一項中「年二回」を「年三回」に、「年三回」を「年四回」に、同條第二項中「年四回」を「年六回」に改める。

競馬法の一部を改正する法律案

競馬法(昭和二十三年法律第五百五十八号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「年二回」を「年三回」に、「年三回」を「年四回」に、同條第二項中「年四回」を「年六回」に改める。

第六條中「及び連勝式の三種」を「、連勝式及び重勝式の四種」に改める。

第七條第五項の次に次の二項を加える。

6 重勝式勝馬投票法においては、同一日の二以上の競走について第一着となつた馬を一組としたものと勝馬とする。

7 重勝式勝馬投票法において、その投票につき一組とした各競走のうちいづれかに出走すべき馬が七頭以上あるときは、第四項及び第五項の例により重勝式番号をつけ

ることができる。

第八條第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を第三項とし、第二項として次の二項を加える。

2 前項の規定により拂戻金を算出する場合において、勝馬投票の的中者のない勝馬があるときは、その勝馬は、その算出については、勝馬でないものとする。

第十二條を次のように改める。

第十二條 單勝式、複勝式及び連勝式勝馬投票法において、勝馬投票券を発賣した後、当該競走につき投票は、これは無効とする。

一 出走すべき馬がなくなり、又一頭のみとなつたこと。  
二 競走が成立しなかつたこと。  
三 当該投票法について競走に勝馬がなかつたこと。

2 重勝式勝馬投票法において、勝馬投票券を発賣した後、左の各号の一に該当する事由を生じたときは、その投票は、これを無効とする。

一 その投票において一組とした各競走のすべてについて出走すべき馬が一頭のみとなつたこと、又はいずれかの競走に出走すべき馬がなくなつたこと。

二 その投票において一組とした各競走のうちいずれかが成立しなかつたこと。

三 その投票につき勝馬がなかつたこと。  
3 発賣した勝馬投票券に表示された馬が出走しなかつた場合は、そ

の馬（連勝式勝馬投票法及び重勝式勝馬投票法にあつてはその馬の属する組）に対する投票は、これ

を無効とする。連勝式勝馬投票法において、同一の連勝式番号をつけられた馬を一組とした場合にお

いて、表示された馬のうちいずれか一頭のみが出走したときは、その組に対する投票についてもまた

同様である。

4 入場者以外の者に対し発賣した勝馬投票券の発賣金額の全部又は一部を、天災地変その他やむを得ない事由に因り、入場者に対し発賣した勝馬投票券の発賣金額と合計することができなかつた場合は、入場者以外の者の投票であつて合計することができなかつたものは、これを無効とする。

5 前四項の場合においては、当該勝馬投票券を所有する者は、政府に對し、その勝馬投票券と引換にその券面金額の返還を請求することができる。

6 前項の請求権は、当該勝馬投票券発賣の日から一年内に、これを行使しなければならない。

7 第十三條第二項第二号の次に次の二号を加える。

一 年以上の懲役に処せられた者

第二十條第三項中「前二項」を「前七項」に改め、同項を第八項とし、第二項の次に次の五項を加える。

3 都道府県とその都道府県の区域内にある指定市とが組織する組合の行う競馬の開催は、競馬場ごとに一年につき、その組合に加入し

ている指定市の数に二を乗じた回数に四を加えたもの（その組合に加入している都道府県及び指定市が、加入前、その年に、その競馬場において競馬を開催した場合においては、その回数を減じたもの）以内とする。

4 前項の組合の行う競馬の開催は、一年につき、その組合に加入している指定市の数に二を乗じた回数にその組合の競馬場の数に四を乗じた回数を加えたもの（その組合に加入している都道府県及び指定市が、加入前、その年に、競馬を開催した場合にあつては、その回数を減じたもの）以内とする。

5 前四項の場合においては、当該勝馬投票券を所有する者は、政府に對し、その勝馬投票券と引換にその券面金額の返還を請求することができる。

6 前項の請求権は、当該勝馬投票券発賣の日から一年内に、これを行使しなければならない。

7 第三十一条中「五十万円」を「五十万円」に改め、同條第一号を次のよう改める。

三 國營競馬又は地方競馬の競走に關し勝馬投票類似の行爲をさせ利を圖つた者

四 削除

第三十一條第二号の次に次の二号を加える。

三 競走について財産上の利益を得又は他人に得させるため競走において馬の全能力を發揮させなかつた騎手

四 削除

下に「又は指定市」を、「当該都道府県」の下に「又は当該指定市」を加え、「二十四條中「又は競走の公正」を改める。

第二十五條第一項中「都道府縣に對し、」を都道府縣又は指定市に對し、「に改める。

第三十條中「十万円」を「五十万円」に改め、同條第二号の次に次の二号を加える。

三 國營競馬又は地方競馬の競走に關し勝馬投票類似の行爲をさせ利を圖つた者

四 削除

第三十一條中「五万円」を「三十万円」に改め、同條第一号を次のよう改める。

三 國營競馬又は地方競馬の競走に關し勝馬投票類似の行爲をさせ利を圖つた者

四 削除

第三十一條第二号の次に次の二号を加える。

三 競走について財産上の利益を得又は他人に得させるため競走において馬の全能力を發揮させなかつた騎手

四 削除

三年法律第百五十九号の一部を次のように改正する。

第四條中「第十二條第五項」に改め、「第十二條第五項」を「第十二條第五項」に改める。

この法律施行前にした行爲に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

4 この法律施行前にした行爲に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

競馬法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

〔都合により最終号の附録に掲載〕

特殊勝馬投票券に関する法律案

特殊勝馬投票券に関する法律案（この法律の対象）

第一條 競馬法（昭和二十三年法律五百八号）第五條に規定する特殊勝馬投票券の發賣並びに拂もどし金及び返還金の交付について

は、この法律の定めるところによること。

（定義）

第二條 この法律において「特殊勝馬投票券」とは、その賣得金の中から、くじびきにより勝馬投票券の申込者に對して拂もどし金を交付する勝馬投票券をいう。

（特殊勝馬投票券の發賣の公告）

第三條 農林大臣は、特殊勝馬投票券につき、その發賣前に、左に掲げる事項を公表しなければならぬ。

（特殊勝馬投票券の發賣の申込）

第三條 農林大臣は、特殊勝馬投票券につき、その發賣前に、左に掲

げる事項を公表しなければならぬ。

（登録の申込）

第三條 登録の申込は、その登録を受けている者であつて第十

三條第三号に該當する者について

は、その登録をまつ消する。

（登録の算出方法）

六 その他省令で定める事項

2 前項の規定により公告した事項は、特殊勝馬投票券の発賣後は、変更することができない。

(特殊勝馬投票券の発賣等の委託)

第四條 特殊勝馬投票券の発賣並びに拂もどし金及び返還金の交付については、農林大臣は、銀行(日本銀行を除く。以下同じ。)の中請により、その事務をこれに委託して取り扱わせることができる。

2 農林大臣は、前項の委託に先立ち、一定期日までに申請する銀行に対し特殊勝馬投票券の発賣並びに拂もどし金及び返還金の交付の事務を委託して取り扱わせ、且つ、一定の手数料を支拂う旨を公告しなければならない。

3 前項の手数料率は、一特殊勝馬投票券につき、券面金額の一割をこえない範囲で、農林大臣が定める。

4 第一項の規定による委託をしたときは、農林大臣は、委託した銀行(以下「受託銀行」という。)の商号及び所在地を公告しなければならない。

(特殊勝馬投票券の記載事項)  
第五條 特殊勝馬投票券には、左に掲げる事項を記載しなければならない。  
1. 名称  
2. 発賣者  
3. 純面金額  
4. くじひきに必要な組及び番号  
又は記号  
5. 再交付しない旨  
6. 当せん特殊勝馬投票券の拂もどし金の債権の時効完成の年月日

七 競馬法第十二條の規定による返還請求権の除斥期間

八 受託銀行があるときはその商号

(特殊勝馬投票券の再交付)

第六條 減失、紛失又は盜難による特殊勝馬投票券の再交付は行わない。

(特殊勝馬投票券の拂もどし金の額の限度)

第七條 特殊勝馬投票券の拂もどし金の総額は、その賣得金総額の五割に相当する額をこえではならない。

2 一特殊勝馬投票券の拂もどし金の最大の額は、その特殊勝馬投票券の券面金額の十万倍に相当する額をこえてはならない。(拂もどし金の支拂)

第八條 特殊勝馬投票券の拂もどし金は当せんを確認することができ、特殊勝馬投票券と引換に交付する。

2 特殊勝馬投票券の拂もどし金の債権は、一年間行わないときは、時効によつて消滅する。

(課税の除外)

第九條 特殊勝馬投票券の拂もどし金については、所得税は課さない。

(受託銀行の経理)

第十條 受託銀行は、その通常の業務の勘定と別な勘定を設けて特殊勝馬投票券の発賣並びに拂もどし金及び返還金の交付に関する経理をしなければならない。

2 受託銀行は、前項の勘定に属する特殊勝馬投票券一枚分を一枚をもつて代表する特殊勝馬投票券二枚分、五枚分又は十枚分を一枚をもつて代表する特殊勝馬投票券を加える。

(罰則)

第十四條 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

1 第十條第一項又は第二項の規定に違反して、特殊勝馬投票券の発賣並びに拂もどし金及び返還金の交付の発賣並びに拂もどし金及び返還金の交付をしなければならない。

2 受託銀行は、前項の勘定に属する特殊勝馬投票券の発賣並びに拂もどし金及び返還金の交付をしなければならない。

3 受託銀行は、前項の勘定に属する特殊勝馬投票券の発賣並びに拂もどし金及び返還金の交付をしなければならない。

4 受託銀行は、前項の勘定に属する特殊勝馬投票券の発賣並びに拂もどし金及び返還金の交付をしなければならない。

5 受託銀行は、前項の勘定に属する特殊勝馬投票券の発賣並びに拂もどし金及び返還金の交付をしなければならない。

る資金を貸付、投資その他の通常の業務に使用してはならない。

2 受託銀行は、毎月十五日までに、前月中の第一項の經理に關し、省令の定めるところにより、農林大臣に報告しなければならない。

(受託銀行への資金の交付)

第三條 受託銀行は、特殊勝馬投票券の拂もどし金又は返還金の交付に必要な資金を受託銀行に交付する。

(賣得金の納付)

第十二條 受託銀行は、特殊勝馬投票券の賣得金を、その発賣期間満了後三十日をこえない範囲で農林大臣の指定する期間内に、政府に納付しなければならない。

(賣得金の納付)

第十三條 受託銀行は、必要があると認めるときは、受託銀行から、その委託した業務に関して、前項の營業所に立ち入つて帳簿その他の関係書類を検査させることができ、又は所属の職員に、受託銀行の営業所に立ち入つて帳簿その他の関係書類を検査させることができ。

(競馬法の一部を改正する。)

第一項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帶し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帶し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

(競馬法の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書)

第十五條 第二項中「勝馬投票券」の下に「及び特殊勝馬投票券」を、同條第二項中「前項の勝馬投票券十枚分又は百枚分を一枚をもつて代表する勝馬投票券」の下に「及び同項の特殊勝馬投票券二枚分、五枚分又は十枚分を一枚をもつて代表する特殊勝馬投票券」を加える。

(食糧管理法)

第十二條 第二項の次に次の一條を加える。

2 食糧管理法(昭和十七年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第一項第一項又は第二項の規定に違反して、特殊勝馬投票券について、第八條から第十一條まで及び前條(第三項を除く。)の規定による外、特殊勝馬投票券に関する法律(昭和二十四年法律第二号)で定める。

2 第二十一條の次に次の一條を加える。

2 特殊勝馬投票券の發賣並びに拂戻金及び返還金の交付に關する法律(昭和二十四年法律第二号)で定める。

2 特殊勝馬投票券の發賣並びに拂戻金及び返還金の交付に關する法律(昭和二十四年法律第二号)で定める。

還金の交付に關し、その經理を他の勘定と区分してせず、若しくは虚偽の經理をし、又はその

勘定に屬する資金を貸付、投資その他の通常の業務に使用した

他の勘定と区分してせず、若しくは虚偽の經理をし、又はその

勘定に屬する資金を貸付、投資その他の通常の業務に使用した

他の勘定と区分してせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

2 都道府県又は指定市は、前項定市は、券面金額十円又は二十円の勝馬投票券を券面金額で発賣することができる。

2 都道府県又は指定市は、前項定市は、券面金額十円又は二十円の勝馬投票券十枚分又は百枚分を一枚をもつて代表する勝馬投票券を発賣することができる。

2 第二十二條中「第五條から第十一條を第六條から第十二條まで及び第十三條から第十七條に、第五條及び第八條」を「第八條」に改める。

第八條の次に次の五條を加える。

第八條ノ二 農林大臣ハ毎月主要食糧ノ配給計畫ヲ定メ之ヲ都道府縣知事ニ指示ス

都道府縣知事ハ前項ノ指示ニ從ヒ

當該都道府縣ニ於ケル主要食糧ノ配給ニ關シ實施計畫ヲ定メ其ノ

實施ニ關シ必要ナル事項ヲ食糧配給公團及市町村長ニ指示ス

第八條ノ三 農林大臣ハ主要食糧ヲ自己ノ生活上又ハ業務上消費スル者(以下消費者ト稱ス)ニ對スル主要食糧ノ配給割當ヲ證明スル購入切符又ハ購入通帳(以下購入券ト稱ス)ヲ發給ス

農林大臣ハ政令ノ定ムル所ニ依リ前項ノ購入券ノ交付シ得ル

ヲ他ノ行政官廳又ハ都道府縣知事ニ委任スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ農林大臣ガ購入券ヲ交付シ得ル

ハ當該限度ヲ超エテ購入券ヲ交付スベカラズ

都道府縣知事ハ必要アリト認ムトキハ第一項ノ規定ニ依ルモノノ外消費者ニ對シ農林大臣ノ指示ニ從ヒ購入券ヲ發給スルコトヲ得

都道府縣知事ハ第一項又ハ前項ノ購入券ノ交付ニ關シ必要ナル事務ヲ市町村長ニ委任スルコトヲ得

第二項後段ノ規定ハ前項ノ場合ニ依リ準用ス但シ農林大臣トアルハ都道府縣知事トス

第八條ノ四 食糧配給公團ハ農林大臣ノ指示及第八條ノ二第一項ノ規定ニ依ル都道府縣知事ノ指示並ニ前條ノ購入券ノ記載スル所ニ從ヒ

且當該購入券ト引換ニ又ハ當該購入券ニ必要ナル事項ヲ記入シ消費

者ニ對シ主要食糧ヲ賣渡スベシ

ヒ且當該購入券ト引換ニ又ハ當該購入券ニ必要ナル事項ノ記入ヲ受

クルニ非ザレバ食糧配給公團ヨリ主要食糧ヲ買受クルコトヲ得ズ

前二項ノ規定ハ災害ニ因リ已ムヲ得ザル場合其ノ他農林大臣ノ指定スル場合ニ於テハ之ヲ適用セズ

渡シ又ハ他人ヨリ讓受クルコトヲ得ズ

第八條ノ五 購入券ハ之ヲ他人ニ譲渡シ又ハ他人ヨリ讓受クルコトヲ

スル場合ニ於テハ之ヲ適用セズ

前二項ノ規定ハ災害ニ因リ已ムヲ得ザル場合其ノ他農林大臣ノ指定スル場合ニ於テハ之ヲ適用セズ

渡シ又ハ他人ヨリ讓受クルコトヲ得ズ

第八條ノ六 前四條ニ定ムルモノノ外購入券ニ關シ必要ナル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第九條 政府ハ主要食糧ノ公正且適外購入券ニ關シ必要ナル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第九條を次のよう改める。

決定ヲ爲スコトヲ要ス

經濟安定本部總裁前項ノ決定ヲ爲ス

サントスルトキハ政令ノ定ムル所ニ依リ豫メ當該不服申立人ニ對シ

公開ニ依ル聽聞ヲ行フコトヲ要ス

經濟安定本部總裁第四項ノ決定ヲ爲シタルトキハ當該命令ヲ定メタル者及當該不服申立人ニ對シ之ヲ通知スルコトヲ要ス

共團體ニ委任スルコトヲ得

第三十一條中「第九條又ハ第十條ノ規定ニ依ル命令」を第八條ノ五ノ規定ニ依ル命令若ハ第十條ノ規定ニ依ル命令」に改める。

第三十一條ノ三中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、第一号として次の一号を加える。

一 第八條ノ四第一項ノ規定ニ違反シタル場合

第三十二條第一項中第二号を第三号とし、第二号として次の一号を加え、第二項中「前項第二號」を「前項第三號」に改める。

二 第八條ノ四第二項ノ規定ニ違反シタル者

第三十二條第一項中第二号を第三号とし、第二号として次の一号を加え、第二項中「前項第二號」を「前項第三號」に改める。

三 改正前の中條ノ規定ニ依リ命令ヲ定め

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用に関しては、この法律施行後も、なお從前の例による。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用に関しては、この法律施行後も、なお從前の例による。

三 第八十三條第一項第四号の任意共済事業を行ふ農業共済組合にあつては、当該農業共済組合の区域内に住所を有し、当該共済事業の共済目的である農作物の耕作の業務を営む者又は当該共済事業の共済目的である農産物、建物若しくは農機具等を所有する者で農業を営むもの有する者

第十六條第三項中「前條第一項第一号のみに該当する者」を「組合員たる資格を有する者で前條第一項第一

号に該当しないもの」に改める。

第十九條第二項中「第十五條第一項第二号のみに該当するもの」を「第十五條第一項第一号に該当しないもの」に改める。

第二十條中「第十五條第一項第一号又は第二号」を「第十五條第一項各号」に改める。

第三十條第一項第五号の次に次の二号を加える。

五の二 共済事業又は保険事業の種類

第三十條第二項を第三項とし、第二項として次の二項を加える。

農業共済組合の定款には、前項の事項の外、総代会を設ける場合は、総代の定数及び選舉に関する規定を記載しなければならない。

第三十條に次の二項を加える。

理事は、必要があると認めるときは、何時でも臨時総会又は総代会を招集することができる。

第三十六條に次の後段を加える。

総代が総代の五分の一以上

の同意を得て、會議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して総代会の招集を請求したときも、また同様とする。

第三十七條、第三十九條第一項及び第八十一條中「総会」の下に「又は総代会」を加え、第三十七條及び第三十八條第三項中「総会招集」を「総会又は総代会の招集」に改める。

第四十二條中「第五十九條及び第六十一條第一項」を「及び第五十九條」に、「民法第五十六條中「裁判所」とあるのは、「行政廳」と」を「民法第五十三條及び第五十五條中「総会」とする。

第八十三條第一項に次の二号を加える。

第六十條第一項に次の二号を加える。

官報号外 昭和二十四年五月二十一日 葉議院会議録第三十四号 競馬法の一部を改正する法律案外三件

あるのは「総会又は総代会」と、同法第五十六條中「裁判所」とあるのは「行政廳」とに改める。

第四十五條の次に次の二項を加える。

第四十五條の二 農業共済組合は、定款の定めるところにより、総会に代るべき総代会を設けることができる。但し、左の場合には、総代会は、総会に代ることができない。

一 役員又は総代の選舉

二 清算人又は合併による農業共

三 定款の変更（第三十條第一項第六号又は第七号に掲げる事項についての変更を除く。）、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、剩余金処分案、不足金処理案、合併及び解散の議決並びに第一百一十二条の議決

四 解散に因る財産処分の方法又は決算報告書の承認

総代の定数は、三十人以上でなければならぬ。

総代は、農業共済組合の組合員でなければならない。

総代会には、第四十三條第二項

第五項、第三十二條及び第四十一條及び第四十四條並びに民法第六十

四條及び第六十六條の規定を、総代には、第三十一條第三項乃至第

二條」とあるのは、「農業災害補償法第三十八條第三項」と読み替えるものとする。

第八十三條第一項に次の二号を加える。

第六十條第一項に次の二号を加える。

第六十一條第一項に次の二号を加える。

第六十二條第一項に次の二号を加える。

#### 四 任意共済

第八十四條に次の二項を加える。

農業共済組合は、前項

については、第一項第一号に掲げる食糧農作物以外の農作物、農産物、建物、農機具その他の命令で定める

物について生じた損害又は家畜の輸送中に生じた損害について、組合員に対し共済金を交付するものとする。

第八十五條に次の二項を加え、同條第一項中「第八十三條」を「第八十三條第一項第一号乃至第三号」に改める。

農業共済組合は、その所屬する農業共済組合連合会が第八十三條第二項の規定により保険事業を行ふ場合に限り、当該農業共済組合連合会の承認を得て、第八十三條第一項第四号に掲げる共済事業を行ふことができる。

第九十三條第二項中「家畜共済」を「家畜共済又は任意共済」に改める。

第一百一條を第二百十一條の二とし、同條の前に次の二項を加える。

第一百十一條 第十六條第一項の規定による組合員は、総会においてその旨の議決をしたときは、命令で定める場合を除き、その所有又は管理する出生後第五月の月の末日を経過し十二歳以下の牛及び明け二歳以上明け十六歳以下の馬を当該農業共済組合の死亡廢棄共済に付さなければならぬ。

第一百一十二條 第一百二十條の二並びに商法第六百三十一條、第六百三十七條、第六百三十九條乃至第六百四十一條

の規定を準用する。この場合において、民法第六十四條中「第六十

五項、第三十二條及び第四十一條

の規定を準用する。この場合において、民法第六十四條中「第六十

五項、第三十二條及び第四十一條

の規定を準用する。この場合において、民法第六十四條中「第六十

五項、第三十二條及び第四十一條

の規定を準用する。この場合において、民法第六十四條中「第六十

五項、第三十二條及び第四十一條

の規定を準用する。この場合において、民法第六十四條中「第六十

一 死亡廢棄共済にあつては、定款で定める共済掛金に對應する金額を最低の額とし、家畜の價額の百分の八十に相當する金額を最高の額として定款で定める。

二 疾病傷害共済にあつては、主務大臣の定める額を超えない範囲内において定款で定める額

三 生産共済にあつては、胎児に

ついては母畜の價額の百分の十

六に相當する金額の範囲内にお

いて定款で定める額、出生した牛及び馬にについては生後満一箇月までは胎児の共済金額と同額

とし、生後一箇月を加えるごとにその額にその百分の十五を加えた額

前項第一号の最低の額に對應する共済掛金の額の基準は、主務大臣が定める。

第一百二十條の次に次の二節を加える。

第四節 任意共済

第一百二十條の二 主務大臣は、必要があると認めるときは、任意共済の共済金額について、その最高額を定めることができる。この場合に任意共済の共済金額は、當該金額を超えてはならない。

第一百二十條の三 任意共済には、第

百十一條の二並びに商法第六百三十一條、第六百三十七條、第六百三十九條乃至第六百四十一條、第六百四十四條、第六百四十五條、第六百四十九條及び第六百六十二條

の規定を準用する。

第一百二十四條、第六百四十五條、第六百四十九條及び第六百六十二條

の規定を準用する。

第一百二十四條、第六百四十五條、第六百四十九條及び第六百六十二條

の規定を準用する。

が」の下に「第八十三條第一項第一号乃至第三号に掲げる」を加え、同條に次の二項を加える。

農業共済組合運合会は、前項の規定による目的の外、組合員たる第四号に掲げる共済事業に因つてその組合員に対して負う共済責任を相互に保険することを目的とすることができる。

主務大臣は、前項の規定により保険事業を行う農業共済組合連合会に對して、當該事業について監督上必要な事項を指示することができる。

二 疾病傷害共済にあつては、主務大臣の定める額を超えない範囲内において定款で定める額

三 生産共済にあつては、胎児に

ついては母畜の價額の百分の十

六に相當する金額の範囲内にお

いて定款で定める額、出生した牛及び馬にについては生後満一箇月までは胎児の共済金額と同額

とし、生後一箇月を加えるごとにその額にその百分の十五を加えた額

前項第一号の最低の額に對應する共済掛金の額の基準は、主務大臣が定める。

第一百二十三條第一項に次の二節を加える。

第四節 任意共済

第一百二十三條第一項に次の二節を加える。

第一百二十五條第一項に次の二節を加える。

第一百二十一條第一項に次の二節を加える。

第一百二十二條第一項に次の二節を加える。

第一百二十三條第一項に次の二節を加える。

第一百二十四條第一項に次の二節を加える。

第一百二十四條第一項に次の二節を加える。

第一百二十四條第一項に次の二節を加える。

ことができる。

第一百二十條の三及び第一百二十一條第三項の規定は、前項の事業に準用する。

第一百三十三條中「保険事業」を「農作物共済、畜産共済及び家畜共済に係る保険事業」に改める。

第一百三十四條中「保険關係」を「前條の保険關係」に改める。

第一百四十七條第五号中「第三十五條」を「第三十五條第一項」に改め、同條第七号中「第四十一條第四項」の下に「(第四十條の二第四項において準用する場合を含む。)」を加える。

#### 附則

1 この法律中第一百一十條の規定は、昭和二十四年八月一日から、その他の規定は、公布の日から施行する。

2 農林中央金庫法(大正十二年法律第四十號)の一部を次のよう改める。

3 地方税法(昭和二十三年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。

4 第一百六條の規定により主務大臣が定める農作物共済及び畜産共済の共済金額の基準額は、同條の規定にかかわらず、当分の間、最高額と最低額に代えて一律にその額を定めることができる。

5 この法律施行の際現に存する農

業共済保険組合の名称中「農業共

濟保険組合」とあるのは、この法律施行の際農業共済組合連合会

と改められたものとみなす。

6 前項の農業共済組合連合会は、農業災害補償法第六十二條の規定に基き、名称変更の登記をしなければならない。

農業災害補償法の一部を改正する法律案(小笠原八十美君外二十四名提出)に関する報告書

〔都合により最終号の附録に掲載〕

〔小笠原八十美君登壇〕

○小笠原八十美君 たゞいま議題となりました、農林委員会付託にかかる内閣提出、競馬法の一部を改正する法律案、特殊勝馬投票券に関する法律案並びに小笠原八十美外二十四名提出、農業災害補償法の一部を改正する法律案につきまして、審議の経過及び結果の大要を御報告申し上げます。

第五條第一項中「農業共済組合連合組合」を「農業共済組合連合会」に改める。

3 地方税法(昭和二十三年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。

第十三條第十五号中「農業共済保険組合」を「農業共済組合連合会」に改める。

4 第一百六條の規定により主務大臣が定める農作物共済及び畜産共済の共済金額の基準額は、同條の規定にかかわらず、当分の間、最高額と最低額に代えて一律にその額を定めることができる。

持するためには必要な改正を行つたことと、第二点は、國營競馬の開催日数を地方競馬と同一とし、また國営及び地方を通じて新たに重勝式勝馬投票法を採用したことである。

用したことになります。以上が提案理由の大要であります。曲の大要であります。

本法律案につきましては、去る五月十三日質疑を行いましたところ、民自員、民主党大森委員、社会党井上委員、共産党竹村、深澤両委員より、現在の國営競馬は單に浮動資金吸収を目的とするものではありません。そこで、畜産振興に何ら寄與するところがないので、この際勝馬投票券の発賣により得たる利益の一部を畜産振興に利用すべきである旨の発言がありました。第三点は、食糧配給公園の基本金を五千万円増額して一億三千万円としたことであります。以上が坂本委員より各党各派を代表して修正意見が述べられました。次いで討論を省略して採決に付しましたところ、全員一致をもつて原案を修正可決いたしました。なお修正箇所はこれを速記に譲ることにいたしますが、その要点は、第一、特殊勝馬投票券の発賣を銀行のみならず農林大臣の指定する法人に認めるようにしたことと第二、この馬券の発賣による純益の三分の一を畜産振興に振り向けるようにしたこと、第三次に食糧管理法の一部を改正する法律案につき御報告いたします。

本法律案は、國営競馬の勝馬投票券の賣却金額の増大をはかるため勝馬投票券に特殊の措置を講じ、あわせて競馬法中にこれに必要な規定を設けようとするものであります。以上が本法律案の提案の理由の大要であります。

本法律案につきましては、去る五月十二日質疑を行いまして、民自党小笠原、野原、山村、薬師神各委員、民主党大森委員、社会党井上委員、共産党竹

村、深澤両委員より、現在の國営競馬は單に浮動資金の吸収を目的とするのみで、畜産振興に何ら寄與するところがないので、この際勝馬投票券の発賣に由り得たる利益の一部を畜産振興に利用すべきである旨の発言がありました。第三点は、食糧配給公園の基本金を五千万円増額して一億三千万円としたことであります。以上が提案の理由及びその内容の大要であります。

本法律案につきましては、去る十六、十七の両日にわたり質疑を行いましたところ、民自党坂本、河野、深澤、坂田、遠藤各委員、民主党寺島委員、社会党井上委員、共産党深澤、竹村両委員、新政治協議会吉川、寺崎両委員より、最も認めるようにしたことと第二、この馬券の発賣による純益の三分の一を畜産振興に振り向けるようにしたこと、第三次に食糧管理法の一部を改正する法律案につき御報告いたしました。

御承知のごとく、わが國は現在主要食糧につきまして約二五%を輸入仰ぐ状態であります。今後とも嚴正かつ計画的な配給統制を続ける必要があるわけでありますので、主要食糧の配給統制の基本法規であります食糧管理法の一部を改正することとなつたのであります。その要旨は、第一点は、從來の同法に欠けておりました主要食糧配給割当手続を明確に定めまして、主要食糧の配給計画の設定と配給実施との一体化をはかりました主要食糧配給割当手續であります。

第二点は、食糧管理法第九條の規定の中でも法定規定を與えており、轉落農家に対しては實情に即した措置をとる旨の答弁がありました。

次いで、昨十九日討論に移しましたところ、民自党坂本委員より賛成意見を、民主党寺島委員より同様賛成意見を、社会党井上委員、共産党深澤委員、新政治協議会寺崎委員より反対意見が述べられましたが、採決に付しましたところ、多数をもつて原案通り可決いたしました。

次に農業災害補償法の一部を改正す

る法律案について御報告申し上げます。

農業災害補償制度の重要性は、農業経営の安定と農業生産力の確保上一層高められつありますので、この際本制度につき一段と完備せしめる必要があります。その要旨の第一点は、現行の農業共済團体の必須共済事業のはかりに、團体限りにおいて任意に行うことができるものとして、地方的特殊農作物、建物、農機具、輸送中における家畜等を対象とする共済事業を加えましたことであります。第二点は、農家がむりなく加入できる掛金負担の範囲内において、総会の議決を経て、牛馬を死亡廃用共済に付すべきものとしたことです。第三点は、総会を設けて、総会にかわって議決であります。以上が提案の理由並びにその内容の大要であります。

本法律案につきましては、昨十九日、提案者を代表して民自党坂本實君

より提案理由の説明が行われました

が、すでに趣旨が十分明瞭になつてお

り、かつ農林委員全員を提案者として

おり、また本制度の活用により農民に

被益することは疑いのないところでござ

りますので、質疑及び討論を省略し

て、ただちに採決に付しましたとこ

と、全会一致をもつて原案通り可決いたしました。

以上御報告申し上げます。

○副議長(岩本信行君) 質疑の通告があ

ります。これを許します。吉川久衛

君。

〔吉川久衛君登壇〕

○吉川久衛君 ただいま議題になつております競馬法の一部を改正する法律案並びに特殊競馬投票券に関する法律案の二つの案が農林委員会において審議されておりますときに起りました問題、並びにこの予算に関する大蔵大臣に二、三の御質問をいたいと思つております。

委員会におきましては、農地改革のためにいやが上にも零細化されましたところの日本人の農業經營というものは、どうしても闘争とか育産とかいうような問題導入することなくしては考えられないような状況にある、あるいはまた立体的な、集約的な高度の科学性を取り入れた農業經營形態に移行しなければならないという観点から、特に畜産の導入問題は大きな問題として考へられて論義されたのであります。このときにおきまして、この競馬法の一部を改正する法律案におきまして、政府のお考へによりますると、ほどんど收入のみを考えて、畜産の振興といふようないいふべき問題ではないのであります。

政府は、金融面の措置によつて日本の経済の復興をお考へのようであります。しかしながら、これはきわめて重要な問題ではありますけれども、ただそれだけをもつて日本経済の復興を考えることは、はなはだ不十分であるのであります。すなわち、食糧の増收確保によつて国民生活を安定するということが先決問題でなければなりません。國民生活が安定され、生産が増せん。國民生活が安定され、生産が増強され初めてこの金融措置も全きを

得るのであります。主客轉倒されるような施策は決して國民生活の安定、日本經濟の再建のために良策でないと言わなければならぬのです。そこで、農林省の所管いたしますところの國營競馬の問題であります。農林省畜産局の予算を見ましても、昨年が九億九千六百万円であります。しかしに、二十四年度は五億四千四百万円であります。すべての単價が高騰いたしておられますときに、九億九千九百、約十億に近いものが、その半分の五億四千四百万円に削減されているということ、またかくのことき畜産の問題に対しても、

ほとんどの顧みないような予算を編成されているということは、これで日本の國民の食生活を改善し、國民の生活を安定するという問題について、大蔵大臣は一体眞剣に御配慮になつておるかどうかという問題について、私はどうもは疑いきを得ないのであります。ただ取上げるだけで、その振興を考へないようなお考へ方で、重大なる日本經濟を担当される大元締である大蔵大臣は、その職責を全うし得るであろう。ただし、われ々委員会におきましては、もしこの競馬問題が、ただ單なる健全スポーツ問題であるとするならば、所管は農林省ではなくて文部省でなければならない、またただ取上げるだけで、畜産振興にその予算を考えないとするならば、競馬問題は大蔵省が担当すべきである、というふうな極端な議論さえ出たのであります。

次に、この修正案が可決されましたときに、主計局長の河野氏が委員会の部屋に入つて來られました。どこからか聞いて來られたのでしよう、非常に興奮をして入つて來られまして、農林政務次官古米地氏を呼びつけまして、一体このようなオーナーをどこからとつて來たのであるか、このようなものがどうしてここで審議されるのか、これがためには予算の組みかえまでやら

なければならぬ問題である、これは参議院に働きかけて、参議院で修正に対する再修正をやつていただくか、関係方面に働きかけて、これを取消して、別にあらためてオーケーをとるような措置を講じなければならない、と申す。そうして関係方面へ參りまして御相談をいたしましたところが、國会において考へられるならば、それはそちらのやり方でけつこうであるといふことありましたので、二十二億三千九百余万円の予算がなされたります。收入の中の三分の一を畜産振興のために充てて、この修正案を各派共同提案として可決いたしたのであります。これが予算措置につきましては、すでに決定を見たところの予算の補正をしなければならないという問題を大蔵当局は御心配であります。予算措置につきましては、すでに決定されたところの予算が補正をしなければならない組みかえをしなければならないといふことを大蔵大臣は御心配であります。予算措置につきましては、すでに決定を見たところの予算の補正をしなければならない組みかえをしなければならないといふことを大蔵大臣はこれに対する予算のときに大蔵大臣はこれに対する予算の補正をする意思があるかどうかといふことをお伺いいたしておきたいと思います。

皆さん、私はこの壇上に立つて、もつと熱烈にこの問題を論及いたしたいと思つたのですが、私の迫力の足らない点は、たゞ農林委員会において古米地政府委員が、実は主計局長が了解を求めて来たんだというお話をございましたが、そのうちにまたお呼出しがありましたから、私は廊下へ出ましたら、主計局長がおいでになりました。私はただ予算の組みかえのみ心配しておりまして、かような氣持はなかつたのであるからと、さう御了解を求められた。心臓の弱い私は、ただそれでいささか迫力をそれが感じがするのでありますけれども、これは私個人の問題ではない。院議を無視し國会を軽視するところの、あるいはそうとら

れるような言動をなされたということは、ゆゆしきわが憲政史上の重大問題であります。(拍手)

私は必ずしもそつと強く思つていいが、世間では、大蔵官僚は官僚の牙城であるとさえ言われております。それなきことを私は信じたい。これに対しまして大蔵大臣は、この世間のうわさは根拠のないことありますけれども、少くともただいまの河野主計局長のこの言動に対しまして、いかなるお考へを持つておいでになりますか、お伺いをいたしたいと思います。私は、國会の権威を重んじ、そして國民の代表としてのこの最高機関の権威保持のために、かくのごとき一官僚によつて、委員会が、國会が軽視されること答弁を望むものであります。(拍手)

○國務大臣(池田勇人君) 善産の経費につきましてはお話をございました。

昨年度より費目につきましても減少したことをお話の通りでございます。経費を減すように努めた結果にはかなりないのです。しかし、畜産は經濟の再建、あるいは食糧の点から申しましても非常に重要な問題の一つでありますので、ない中からも、実はこの方面に六億数千万円を出しておるのあります。しかして、今回御決議になりました勝馬投票券の收入金の三分の一をこの経費に充てるといたしますれば七億四千万円を計上することになるであります。御決議の結果によりまして、今後の予算補正について十分善処

いたしたいと考えております。

次に、河野主計局長の農林委員会における苦米地議員に対しまして申し上げることにつきまして、私からその事情を申し述べ、おわびを申し上げたいと思います。実は昨年の國營競馬法制定際に、勝馬投票券収入の三分の一を計上するという案があつたのであります。この案は、関係方面的話がございまして削つた事例があるのであります。主計局長は、當時その任に当つておりましたので、そういうことがありますぞということを申し上げたのであります。主計局長は、かかるに、これだけならばよかつたのであります。今はお話をようやくたの行過ぎた点があつたと重々わざいます。しかるに、これだけならばよかつたのであります。私は大蔵大臣としまして、部下職員の行過ぎた言動につきまして、十分この席でおわびを申し上げまして御了承を得たいと思つてあります。(拍手)

○副議長(岩本信行君) これにて質疑は終了いたしました。

討論の通告があります。これを許します。八百板正君。

○八百板正君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま議題となりました食糧管理法の一部を改正する法律案に対し反対を表明いたすものであります。

〔國務大臣池田勇人君登壇〕  
○國務大臣(池田勇人君) 善産の経費につきましてはお話をございました。

昨年度より費目につきましても減少したことをお話の通りでございます。経費を減すように努めた結果にはかなりないのです。しかし、畜産は經濟の再建、あるいは食糧の点から申しましても非常に重要な問題の一つでありますので、ない中からも、実はこの方面に六億数千万円を出しておるのあります。しかして、今回御決議になりました勝馬投票券の收入金の三分の一をこの経費に充てるといたしますれば七億四千万円を計上することになるであります。御決議の結果によりまして、今後の予算補正について十分善処

られたけれども、この運用の基礎をなす數字的な根拠は一向に整えられていないであります。すなわち、一般消費者、食糧の加配を受ける労務者、農家であつて年間食糧を保有せず、食糧の配給を受けるもの、この数、また農家の数字の食い違いとなり、計画と実施に齟齬を來し、遅配欠配を生じ、特に轉落農家の飯米に配給不足、欠配を來し、この誤算の犠牲が農民にかぶせられていることは、ただいま各地において目のあるところに憂慮されているところであります。一方、幽靈人口、不正受配による不正なる食糧の浪費を行われているという事實を前にして、かく、やかましくしたところで、配給統制の効率的運営を期することは断じて不可能と申されねばなりません。

次に、本改正は委任命令があまりに多すぎるという点であります。すなわち政府は、食糧管理と配給確保のためを供出せしめ、これを管理し、食糧配給公團をして一般消費者等に配給いたしますところの基本法であります。民主自由党は、六箇月前の党大会において、その党議として米の供出後の自由譲渡その他の処分、消費、保管、移動を一片の政令によつて命令する権限を認めますとともに、都道府県知事、さらには市町村長に対してもかなり廣汎なる権限を持たせることであります。

おもなる反対理由を申し上げますれば、第一、主要食糧の配給計画と配給そのものの実施の一体化をはかり、すなわち計画と実施を事ごとく明文化し、強化いたさんとしたことであります。しかしながら、この点について考ふるのあります。これが申説的に、事実上できそうにもない不服申立の途では、不服の場合、不服の中立ができるのであります。これが申説的に、事実上できそうにもない不服申立の途では、不服の中立ができるのであります。

〔八百板正君登壇〕  
○八百板正君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま議題となりました食糧管理法の一部を改正する法律案に対し反対を表明いたすものであります。

農民に対する米、麦、いもなどの主食を供出せしめ、これを管理し、食糧配給公團をして一般消費者等に配給いたしますところの基本法であります。民主自由党は、六箇月前の党大会において、その党議として米の供出後の自由譲渡その他の処分、消費、保管、移動を一片の政令によつて命令する権限を認めますとともに、都道府県知事、さらには市町村長に対してもかなり廣汎なる権限を持たせることであります。

おもなる反対理由を申し上げますれば、第一、主要食糧の配給計画と配給そのものの実施の一体化をはかり、すなわち計画と実施を事ごとく明文化し、強化いたさんとしたことであります。しかしながら、この点について考ふるのあります。これが申説的に、事実上できそうにもない不服申立の途では、不服の中立ができるのであります。

〔深澤義守君登壇〕  
○深澤義守君 ただいま上程いたされ内閣が、首切りは二割で人を減らし、一方基本金は四割ほど増額するなどと切りを押しつけんとしておるのであります。二割の首切りを唱えるところの現内閣が、首切りは二割で人を減らし、一方基本金は四割ほど増額するなどとおいて目のあるところに憂慮されているところであります。一方、幽靈人口、不正受配による不正なる食糧の浪費を行われているという事實を前にして、かく、やかましくしたところで、配給統制の効率的運営を期することは断じて不可能と申されねばなりません。

次に、本改正は委任命令があまりに多すぎるという点であります。すなわち政府は、食糧管理と配給確保のためを供出せしめ、これを管理し、食糧配給公團をして一般消費者等に配給いたしますところの基本法であります。民主自由党は、六箇月前の党大会において、その党議として米の供出後の自由譲渡その他の処分、消費、保管、移動を一片の政令によつて命令する権限を認めますとともに、都道府県知事、さらには市町村長に対してもかなり廣汎なる権限を持たせることであります。

さらに、この法律を根拠といたしまして農民から強制的に米を買上げるという問題でございます。この点につきまして、ひき合わない米價によつて

強制的に農民の粒々辛苦の生産物が買上げられることに對しましては、農民としては断じて承知することができない問題であります。

さらに、今日吉田内閣が実行しておられますところの集中生産方式によりま

して、行政整理、企業整備によりまして、大量的な失業者が続出しておるの

であります。明日の米を買うのに困つておるところの勤労大衆が全國にいか

に多いかといふことは、すでに皆さん御承知でございましょう。この危急を救済するために貸賣制度の確立いたさなければ、あすの米に困つておる勤労大衆を救うことはできないのであります。従つて、かかる内容を盛つたところの改正が行われるべきにかかるべきではないと、はつきりしたところの地方都道府縣に対する配給量の決定であります。そこでこの重要な点は、まず毎月農林大臣が計画することができるという、はつきりした法律の明文があるのです。そういたしまするならば、おそらく一般消費者に対する配給、完全保有農家が供出過重のために保有量を割つて供出しいたしました、いわゆる裸供出に対するところの還元米の措置が行われることができないであります。

今日、一部保有農家が飯米のために非常に困窮をいたしておるのでござりますが、今まで各地方の都道府縣が、農林省の査定は非常に少いのであります。そこに轉落農家の飯米問題が、毎

年端境期を機いたしまして全國的に大問題になるのであります。さらに農業期の農民に対する加配米の問題であります。吉田内閣が実行してお

りますところの集中生産方式によりますところの集中生産方式によりますところをうのみにするといふことです。

かよう、このたびの改正によりまして、一般消費者、完全保有農家の飯

米問題、轉落農家の飯米問題、農家の労務加配の問題等が非常に縮減せられる結果になるということをわれ／＼は憂うるのであります。こういう点におきまして、われ／＼は、このたびの改

正に対しまして断じて賛成することはできないのであります。

しかも、このたびの改正によりま

して一般消費者用と農家配給用、労務加配用の三つのわくがきめられまして、このわく内の操作は絶対に禁止せら

れておるがために、食糧操作の面において非常な支障を來すこともこれまた明

らかであります。

第四点いたしまして、食糧公園に

対する基本金の増額であります。今

日本全国の消費者は、食糧公園以来、食

糧公園に対しましても非常に多くの疑

惑を持つておるのであります。去る十八

日の日本経済新聞におきましても、大阪

の食糧公園の支局長が一千万円の横領をしたという問題が暴露されました。これが官廳方面にもおそらく影響する事実が、食糧公園に対する第二会社等と結託をいたしまして、全國至るところに相当あると思うであります。

こうした問題を徹底的に究明し、こう

した不正を徹底的に摘発することがま

ず先決問題であります。一歩にもかかわらず、この問題を全然不問に付します。苦しみを重ねるばかりであります。

この意味において私は反対をいたします。

この法案が通りましたことによりまして、おそらく全國の消費者の上に

は、食糧の円滑なる操作が阻害される

であります。完全農家の還元米に

対しても重大なる支障が来るでござります。また飯米問題につきまし

て、轉落農家の生活苦、危機が來到す

るということを、われ／＼ははつきり見通しをつけるものでござります。こ

の意味におきまして、もしもこれに賛成し、もしもこれを支持する政党があるとするならば、一般消費者あるいは轉落農家、完全保有農家等から一

大反対を受けるであろうことをわれ

われは付言いたしまして、本法案に對しまして絶対に反対の意を表明するも

のであります。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 寺崎覺君。

○寺崎覺君 私は、新政治協議会を代

表いたしまして、ただいま上程になつております食糧管理法の一部を改正する法律案に對して反対の意見を申し述べます。

御承知の通り食糧管理法は、昭和七年の戦争中に、政府の一方的見解によつて成立いたしました供出制度でございまして、その供出制度は農民の努力を無視したものであり、その供出價格は農村の生活経済を破壊するものであります。この根本的問題に何ら改正を加えずして、ただ枝葉末節の一部改

正ということになりますと、農村はますます苦しみを重ねるばかりであります。

この意味において私は反対をいたしました。

住宅等建築促進に関する決議案を講

して採決いたします。日程第六及び第七の委員長の報告は修正であります。三案を委員長の報告通り決するに御異議ありませんか。

まず日程第六、第七及び第九を一括して、日程第九の委員長の報告は可決であります。三案を委員長の報告通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

住宅等建築促進に関する決議案を講

して採決いたします。日程第六及び第七の委員長の報告は可決であります。三案を委員長の報告通り決するに御異議ありませんか。

〔賛成者起立〕

○副議長(岩本信行君) 起立多数。よつて本案は委員長報告通り可決いたしました。(拍手)

〔賛成者起立〕

○副議長(岩本信行君) 起立多數。よつて本案は委員長報告通り可決いたしました。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 誓言案

住宅等建築促進に関する決議案(鈴木仙八君外十三名提出)

(委員会審査省略要求事件)

○山本猛夫君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、鈴木仙八君外十三名提出、住宅等建築促進に関する決議案は、提出者の要求の通

辯を提出いたします。

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

住宅等建築促進に関する決議案を講

して採決いたします。提出者の趣旨弁明を許します。鈴木仙八君。

○副議長(岩本信行君) これにて討論

は終局いたしました。

住宅等建築促進に関する決議案を講

して採決いたします。提出者の趣旨弁明を許します。鈴木仙八君。

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

住宅等建築促進に関する決議案を講

して採決いたします。提出者の趣旨弁明を許します。鈴木仙八君。

○副議長(岩本信行君) これにて討論

は終局いたしました。

住宅等建築促進に関する決議案を講

して採決いたします。提出者の趣旨弁明を許します。鈴木仙八君。

○副議長(岩本信行君) これにて討論

は終局いたしました。

住宅等建築促進に関する決議案を講

して採決いたします。提出者の趣旨弁明を許します。鈴木仙八君。

○副議長(岩本信行君) これにて討論

は終局いたしました。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

**國住宅を建設すること**  
**右建議する。**

〔鈴木仙八君登壇〕

○鈴木仙八君登壇  
ただいま上程いたされました本院各党共同提案によります住宅等建築促進に関する決議案の提出理由の説明をいたしたいと存じます。まずその決議案文の朗読をいたします。

由の説明をいたしたいと存じます。

まずその決議案文の朗読をいたします。

由の説明をいたしたいと存じます。

**る等適当な措置を講ずること**  
**一 公営による耐震耐火の文化的集**

右建議する。

國住宅を建設すること

右建議する。

以上が住宅等建築促進に関する決議案でございます。

すでにこの決議案文によりまして、住宅問題解決の重要性とその容易でないことを御認識になつておられます。

そこでこの決議案文によりまして、住宅不足の現状を

すが、ここに現下の住宅不足の現状を

ものが、現在では三割にも足りない状態で、借家と持家との比率はまさに戦前に比較して逆転し、庶民の住宅難はある者、三十万人もあり、その居住状態は極度に低下し、昭和十六年当初における三・六疊に一人などは夢のようなもので、六疊に六人、三疊に四人といふ建築復興は前途なお遠いものがある。

しかしに、住宅の建設に関しては、資金その他障害があり、又一般に建築に關しては現行制限が余りに厳重であつて、これらのが原因で住宅等建築の復興を阻礙しつつあるものと認められるから、これらの障碍を除去し、制限を緩和することは國民の切実なる要望である。

よつて、本院は政府に対し速かに次のように措置するよう要請する。

一 住宅資金に關し特別の措置を講ずること

特に、貸家並びに罹災復旧住宅に對しては建築の妨げとなる租税を減免すること

一 住宅に関する十五坪の建築制限を緩和し、一定規模以下の小住宅等については許可を削撤廃すること

一 住宅に関する十五坪の建築制限を緩和し、一定規模以下の小住宅等については許可を削撤廃すること

一 消防法による建築物の防火に関する制限と市街地建築物の制限とは重複するから、これを統一す

る等適當な措置を講ずること

一 公営による耐震耐火の文化的集

右建議する。

國住宅を建設すること

右建議する。

欲滅滅の原因となり、ひいてはわが國經濟復興の一太障害となつてゐる現状であります。食糧問題のやや安定した

今日、住宅問題は一日もゆるがせであります。重要な社会問題、經濟問題から大きな政治問題にまで發展しているのであります。

在の日本にとつて焦眉の急を要するのであります。

かかるに、住宅の建設に関しまして、

は、さまざまの障害が横たわつてゐる

のであります。住宅資金は長期でしかも

いことは、住宅はいつまでたつても建

築されないのであります。

かかるに、住宅の建設に関しまして、

税額は過大な金額となり、庶民階級の意欲を著しく減殺しているのであります。より貸付住宅と災害

復旧住宅にはその取得税を免除し、さらに家屋税も三年ないし五年の間これを免除する等の思い切った措置が講じらなければならぬと思うのであります。

第三の障害は建築制限と消防法第七條の問題であります。都市における防

火問題はもちろん重要なことであります。消防所管の部局へと轉々と回送さ

ります。



## (人格及び住所)

**第三條** 組合は、法人とする。**第二條** 組合の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。**(基準及び原則)****第四條** 組合は、この法律に別段の定める場合の外左の各号に掲げる要件を備えなければならない。**一 組合員又は会員（以下本章及び第七章から第九章までにおいて「組合員」と総称する。）の相互扶助を目的とすること。****二 組合員が任意に入り、又は脱退することができる。****三 組合員の議決権及び選挙権は、出資口数にかかわらず、平等である。****四 組合の剩余金の配当は、主として組合事業の利用分量に応じてするものとし、出資額に応じて配当をするときは、その限度が定められていること。****五 組合は、その行う事業によつてその組合員に直接の奉仕をすることを目的とし、特定の組合員の利益のみを目的としてその事業を行つてはならない。****第六條** 組合は、特定の政党のために利用してはならない。**第五條**

組合は、その名称中に、左の文字を用いなければならない。

**二 保険協同組合にあつては、保險協同組合****三 信用協同組合にあつては、信用協同組合**

## 四 協同組合連合会について

**その種類に従い、協同組合、保險協同組合又は信用協同組合のうちの一を冠する連合会****五 企業組合については、企業組合****2 この法律によって設立された組合又は他の特別の法律によって設立された協同組合若しくはその連合会以外の者は、その名称中に、前項に掲げる文字を用いてはならない。****3 組合の名称については、商法（明治三十二年法律第四十八号）第十九條から第二十二條まで（商号）の規定を準用する。****（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律との関係）****第六條** 左の組合は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下「私的独占禁止法」という。）の適用については、同法第二十四條第一号の要件を備える組合とみなす。**一 事業協同組合、保険協同組合又は信用協同組合であつて、その組合員たる事業者（企業組合を含み、企業組合以外の組合を除く。）の常時使用する從業員の数が百人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については二十人）をこえないもの****2 前号に掲げる組合をもつて組織する協同組合連合会****3 協同組合連合会の会員たる資格を有する者は、左に掲げる者であつて定款で定める者とする。****4 組合員は、出資の拂込について、相殺をもつて組合に対抗することができない。****5 組合員は、出資の拂込について、相殺をもつて組合に対抗することができない。****（議決権及び選挙権）****第六條** 組合員は、各、一箇の議決権及び投票権を有する。**2 組合員は、定款の定めるところにより、第四十九條の規定により、あらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて、議**

## 用する從業員の数が前項第一号に掲げる数をこえる事業者を組合員に含むものがあるときは、その組合が私的独占禁止法第二十四条第一号の要件を備える組合に該当するかどうかの判断は、公正取引委員会の権限に属する。

**3 前項に掲げる組合は、常時使用する從業員の数が第一項第一号に掲げる数をこえる事業者が組合に加入した日又は事業者たる組合員の常時使用する從業員の数が同項****（登記）****4 企業組合の組合員たる資格を有する者は、定款で定める個人とする。****5 前項の規定により議決権又は選挙権を行う者は、出席者とみなす。****6 代理人は、二人以上の組合員を設立された協同組合****7 代理することができない。****8 代理人は、代理権を証する書面を組合に差し出さなければならぬ。****（組合員の資格）****第七條** 事業協同組合の組合員たる資格を有する者は、組合の地区内において商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行つた日から三十日以内に、その旨を公正取引委員会に届け出なければならない。**（組合員の資格）****第八條** この法律の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に對抗することができない。**（免税）****第九條** 組合の所得のうち、組合事業の利用分量に応じて組合が配当した剩余金の額に相当する金額については、その組合には、租税を課さない。**（組合員の資格）****第十條** 組合員は、出資一口以上を有しなければならない。**2 出資一口の金額は、均一でなければならない。****3 一組合員の出資口数は、出資総口数の百分の二十五をこえてはならない。但し、組合員の数が三人以下の場合は、この限りでない。****4 組合員の責任は、その出資額を限度とする。****5 組合員は、出資の拂込について、相殺をもつて組合に対抗することができない。****（加入の自由）****第十四條** 組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするときは、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際に附されたよりも困難な條件を附してはならない。**（加入）****第十五條** 組合に加入しようとする者は、定款の定めるところにより、組合の承諾を得て、引受け出資口数に應ずる金額の拂込及び組合が加入金を徵收することを定めた場合にはその支拂を了した**決権又は選挙権を行ふことができる。この場合にはその組合員の親族若しくは使用人又は他の組合員でなければ、代理人となることができない。**

は、組合員の持分の全部又は一部を承継した時に組合員となる。

第十六條

死亡した組合員の相続人

で組合員たる資格を有する者が組合員になつたものとみなす。この場合は、相続人の持分について、死亡し定にかかわらず、相続開始の時に組合員になつたものとみなす。

合に対する定款で定める期間内に加入をしたときは、前條の規定によつてするが如き、組合員の持分について、死亡し被相続人の持分について、死亡した組合員の権利義務を承継する。

2 死亡した組合員の相続人が数人あるときは、相続人の同意をもつて譲渡された一人の相続人に限り、前項の規定を適用する。

(持分の譲渡)

第十七條 組合員は、組合の承諾を得なければ、その持分を譲り渡すことができない。

2 組合員でないものが持分を譲り受けようとするときは、加入の例によらなければならない。

3 持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の権利義務を承継する。

4 組合員は、持分を共有することができるない。

5 前項の予告期間は、定款で延長することができる。但し、その期間は一年をこえてはならない。

(法定脱退)

第十八條 組合員は、九十日前までに予告し、事業年度の終において脱退することができる。

2 前項の予告期間は、定款で延長することができる。但し、その期間は一年をこえてはならない。

(組合員たる資格の喪失)

第十九條 組合員は、左の事由によつて脱退する。

1 組合員たる資格の喪失

二 死亡又は解散

三 除名

第四 第百九條から第百十一條の規定による公正取引委員会の審決

2 除名は、左に掲げる組合員につき、総会の議決によつてすることができる。この場合は、組合は、その総会の会日の十日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、且つ、総会において、弁明する機会を與えなければならない。

一 長期間にわたつて組合の施設

2 利用しない組合員

二 出資の拂込、経費の支拂その他の組合に対する義務を怠つた組合員

三 その他定款で定める事由に該当する組合員

2 除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に对抗することができない。

(脱退者の持分の拂戻)

第二十條 組合員は、脱退したときは、定款の定めるところにより、その持分の全部又は一部の拂戻を請求することができる。

(脱退者の持分の拂戻)

第二十一條 前條第一項又は第三項

の規定による請求権は、脱退の時から二年間行わないときは、時効によつて消滅する。

(拂戻の停止)

第二十二條 脱退した組合員が組合に對する債務を完済するまでは、組合は、持分の拂戻を停止することができる。

(出資口数の減少)

第二十三條 組合員は、定款の定め

るところにより、その出資口数を減少することができる。

2 前項に場合については、第二十一条及び第二十一條の規定を準用する。

(発起人)

第三節 設立

第二十四條 事業協同組合、保険協同組合、信用協同組合又は企業組合を設立するには、その組合員になるうとする四人以上の者が、協同組合を設立するには、その組合員になるうとする二以上の組合が発起人となることを要する。(設立準備会)

第二十五條 発起人は、あらかじめ組合の事業及び地区並びに組合員たる資格に関する目論見書を作り、これを会議の日時及び場所とともに公表して、設立準備会を開かなければならない。

(設立準備会)

第二十六條 発起人は、あらかじめ組合の財産をもつてその債務を完済するに足りないときは、組合は、定款の定めるところにより、組合の財産に対し、その負担を完済した組合員に対し、その負担を修正することができる。但し、地区及び組合員たる資格に関する規定については、この限りでない。

2 前項の公告は、会議開催日の少なくとも二週間前までにしなければならない。

3 定款作成委員が作成した定款の承認、事業計画の設定その他の設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

4 創立総会においては、前項の定款を修正することができる。但し、地区及び組合員たる資格に関する規定については、この限りでない。

5 創立総会の議事は、組合員たる資格を有する者での会日までに

発起人に對し設立の同意を申し出たものの半数以上が出席して、その議決権の三分の二以上で決する。

(定款作成委員)

第二十七条 定款作成委員が定款を作成したときは、発起人は、これを会議の日時及び場所とともに公表して、創立総会を開かなければならぬ。

2 前項の公告は、会議開催日の少なくとも二週間前までにしなければならない。

3 前項の公告は、会議開催日の少くとも二週間前までにしなければならない。

4 定款作成委員が作成した定款の承認、事業計画の設定その他の設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

5 前項の公告は、会議開催日の少くとも二週間前までにしなければならない。

6 創立総会については、第十一條、商法第二百三十九條第四項、第二百四十條(特別利害関係人の議決権)、第二百四十四條(株主総会の議事録)及び第二百四十七條から第二百五十三條まで(株主総会の決議の取消又は無効)の規定を適用する。この場合において、商法第二百四十七條第一項中「第三百四十三條」とあるのは「中小企業等協同組合法第五十三條」と読み替えるものとする。

2 定款作成委員は、事業協同組合、保険協同組合、信用協同組合又は企業組合にあつては四人以上、協同組合連合会にあつては二人以上でなければならない。

3 設立準備会の議事は、第一項の規定により出席した者の過半数の同意をもつて決する。

(創立総会)

第二十八條 発起人は、創立総会終了後遅滞なく、その事務を理事に引き渡さなければならない。

(出資の第一回の拂込)

第二十九條 理事は、前條の規定による引渡を受けたときは、遅滞なく、その事務を理事に引き渡さなければならない。

(出資の第一回の拂込)

第二十条 理事は、前條の拂込の期日に、出資の目的たる財産の四分の一を下つてはならない。

2 前項の第一回の拂込の金額は、出資一口につき、その金額の四分の一を下つてはならない。

3 現物出資者は、第一回の拂込の登記、登録その他の権利の設定又は移轉をもつて第三者に对抗するため必要な行為は、組合成立の後にすることを妨げない。

4 第一項及び第二項の規定にかかる

規定によつて、設立準備会を開かなければならぬ。

2 前項の公告は、会議開催日の少くとも二週間前までにしなければならない。

3 前項の公告は、会議開催日の少くとも二週間前までにしなければならない。

4 第一項及び第二項の規定によつて、設立準備会を開かなければならぬ。

額の拂込をさせなければならぬ。

(成立の時期)

第三十條 組合は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

(届出)

第三十一條 組合は、成立の日から三週間以内に行政廳に定款及び役員名簿を添えてその旨を届け出なければならない。定款又は役員名簿の記載事項に変更を生じたときも同様である。

(商法の準用)

第三十二條 組合の設立については、商法第四百二十八條(株式会社の設立の無効)の規定を準用する。

#### 第四節 管理

(定款)

第三十三條 組合の定款には、左の事項を記載しなければならない。

##### 一 事業

##### 二 名称

##### 三 地区

##### 四 事務所の所在地

##### 五 組合員たる資格に関する規定

##### 六 組合員の加入及び脱退に関する規定

##### 七 出資一口の金額及びその拂込の時期及び方法

##### 八 経費の分担に関する規定

##### 九 剰余金の処分及び損失の処理に関する規定

##### 十 準備金の額及びその積立の方

##### 十一 役員の定数及びその選舉に関する規定

#### 十二 事業年度

十三 公告の方法

十四 組合の負担に帰すべき設立費用及び発起人が受くべき報酬の額

組合の定款には、前項の事項の外、組合の存立時期又は解散の事由を定めたときはその時期又はその事由を、現物出資をする者を定めたときはその者の氏名、出資の目的たる財産及びその價格並びにこれに對して與える出資口数を、組合の成立後に譲り受けることを約した財産がある場合にはその財産、その價格及び譲渡人の氏名を記載しなければならない。

3 組合の定款については、商法第六十七條(定款の認証)の規定を準用する。

(規約)

第三十四條 左の事項は、定款で定めなければならない事項を除いて、規約で定めることができる。

##### 一 総会

##### 二 業務の執行及び会計に関する規定

##### 三 役員に関する規定

##### 四 組合員に関する規定

##### 五 その他必要な事項

##### 六 (役員)

##### 七 (理事)

##### 八 (監事)

##### 九 (監事の自己契約等の禁止)

##### 十 (監事の定数)

##### 十一 (役員の改選)

##### 十二 (監事の選舉)

##### 十三 (監事の解任)

##### 十四 (監事の連続選舉)

##### 十五 (監事の連続選舉)

において、組合員にならうとする者は又は組合員にならうとする法人の業務を執行する役員のうちから選舉する。

組合員名簿には、各組合員について左の事項を記載しなければならない。

役員の選舉は、無記名投票によつて行う。

投票は、一人につき一票とする。

(役員の任期)

第三十六條 役員の任期は、二年以内において定款で定める期間とする。

2 設立当時の役員の任期は、前項の規定にかかわらず、創立総会において定める期間とする。但し、その期間は、一年をこえてはならない。

(役員の兼職禁止)

第三十七條 監事は、理事又は組合の使用者と実質的に競争関係にある事業(組合員の資格として定款に定められるもの)を除く。以下本條と同じ。)を行なうとき、又は組合の事業と実質的に競争関係にある事業を行なう他の組合その他の法人を代表する地位にあるときは、その組合の役員となることができない。

(理事の自己契約等の禁止)

第三十八條 組合が理事と契約をするときは、監事が組合を代表する。

組合と理事との訴訟についても、また同様とする。

(定款その他の書類の備付及び閲覧)

第三十九條 理事は、定款、規約及び組合員のうちから選舉する。但し、設立当時の役員は、創立総会

合員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。

組合員名簿には、各組合員につれて左の事項を記載しなければならない。

氏名又は名称及び住所

加入の年月日

出資口数、拂込済金額及びその拂込の年月日

(組合員及び組合の債権者は、何時でも、理事に対し第一項の書類の閲覽を求めることができる。この場合は、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(役員の兼任)

第三十六條 役員の兼任は、二年以内において定款で定める期間とする。

2 設立当時の役員の兼任は、前項の規定にかかわらず、創立総会において定める期間とする。但し、その期間は、一年をこえてはならない。

(監事の兼任)

第三十七條 監事の兼任は、二年以内において定款で定める期間とする。

2 理事は、監事の意見書を添えて前項の書類を通常総会に提出し、その承認を求めなければならない。

(組合員及び組合の債権者は、何時でも、理事に対し第一項の書類の閲覽を求めることができる。この場合は、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(民法及び商法の準用)

第四十二條 理事及び監事についての規定及び監事に対する訴訟及び第二の問題を求めることができる。この場合は、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

5 第四項の場合については、第四十七條第二項及び第四十八條の規定を準用する。

(取締役の責任)

第四十二條 理事及び監事についての規定及び監事に対する訴訟及び第二の問題を求めることができる。この場合は、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

6 (取締役の責任)

7 (取締役に対する訴訟)

8 (取締役と会社との関係)

9 (取締役の解任)

10 (取締役の解任)

11 (取締役の解任)

12 (取締役の解任)

13 (取締役の解任)

14 (取締役の解任)

15 (取締役の解任)

16 (取締役の解任)

17 (取締役の解任)

18 (取締役の解任)

19 (取締役の解任)

20 (取締役の解任)

21 (取締役の解任)

22 (取締役の解任)

23 (取締役の解任)

ものとし、その請求につき総会において出席者の過半数の同意があつたときは、その請求に係る役員は、その職を失う。

前項の規定による改選の請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にしなければならない。

組合員及び組合の債権者は、何時でも、理事に対し第一項の書類の閲覽を求めることができる。この場合は、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

前項の規定による改選の請求は、改選の理由を記載した書面を提出してしなければならない。

第一項の規定による改選の請求があつたときは、理事は、その請求に係る役員に第三項の規定による書面を送付し、且つ、総会において弁明する機会を與えなければならない。

第一項の規定による改選の請求があつたときには、その請求に係る役員に第三項の規定による書面を送付し、且つ、総会において弁明する機会を與えなければならない。

第一項の規定による改選の請求があつたときには、監事は、その請求に係る役員に第三項の規定による書面を送付し、且つ、総会において弁明する機会を與えなければならない。

事については、商法第二百七十四條(報告を求める調査をなす権限)及び第二百七十八條(取締役と監査役との連帯責任)の規定を準用する。但し、商法第二百八十四條中「前條第一項」とあるのは「中小企業等協同組合法第四十條第二項」と読み替えるものとする。

(顧問)  
第四十三條 組合は、理事の過半数の決議により、学識経験のある者を顧問とし、常時組合の重要な事項に関する助言を求めることができる。但し、顧問は、組合を代表することができない。

(参事及び会計主任)  
第四十四條 組合は、理事の過半数の決議により、参事及び会計主任を選任し、その主たる事務所又は從たる事務所において、その業務を行わせることができる。

2 参事について、商法第三十八條第一項及び第三項、第三十九條、第四十一條並びに第四十二條(支配人)の規定を準用する。

2 参事について、商法第三十八條第一項及び第三項、第三十九條、第四十一條並びに第四十二條(支

配人)の規定を准用する。  
組合員は、総組合員の十分の一以上の同意を得て、理事の理由を記載した書面を理事に提出してしなければならない。

3 第一項の規定による請求があつたときは、理事は、その参事又は会計主任の解任の可否を決しないければならない。

4 理事は、前項の可否を決する日の七日前までに、その参事又は会計主任は、前項の可否を決する日

主任に対し、第二項の書面を送付し、且つ、弁明する機会を與えなければならない。

2 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に到達したものとみなす。

第二百三十九條第四項、第二百四十條(特別利害関係人の議決権)、第二百四十四條(株主総会の議事録)及び第二百四十七條から第二百五十三條まで(株主総会の決議の取消又は無効)の規定を準用する。この場合において商法第二百

(出資一口の金額の減少)  
第五十六條 組合は、出資一口の金額の減少を議決したときは、その目録及び貸借対照表を作らなければならぬ。

2 組合は、前項の期間内に、債権者に對して、異議があれば一定の期間内にこれを述べるべき旨を公

告し、且つ、預金者、定期預金の積金者及び保険契約者以外の知りいる債権者には、各別にこれを告げなければならない。

2 組合は、前項の期間内に、財産

額の減少を議決したときは、その

議決の日から二週間以内に、財産

主任に対し、第二項の書面を送付し、且つ、弁明する機会を與えなければならない。

2 前項の定めるところにより、何時でも臨時総会を招集することができる。

第四十七條 理事は、必要があると認めるとときは、定款の定めるところにより、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。(総会の招集)

第四十七條 理事は、必要があると認めるとときは、定款の定めるところにより、毎事業年度一回通常総会を招集することができる。

2 組合員は総組合員の五分の一以上により、何時でも臨時総会を招集することができます。

第五十一條 左の事項は、総会の議決を絶ねなければならない。(総会の議決事項)  
二 定款の変更  
三 每事業年度の事業計画の設定  
四 経費の賦課及び徴収の方法  
五 その他定款で定める事項

第五十二條 総会の議事は、この法事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して総会の招集を請求したときは、理事は、その請求をあつた日から二十日以内に、臨時総会を招集しなければならない。

第五十五條 組合員の総数が三百人をこえる組合は、定款の定めるところにより、総会に代わるべき総代(総代会)を設けることができる。

第五十六條 組合は、出資一口の金額の減少を議決したときは、その目録及び貸借対照表を作らなければならぬ。

第八五五条 八一五

3 第一項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、取りくすしてはならない。

4 第七十條第一項第四号又は第七十九條第一項第六号の事業を行なう組合は、その事業の費用に充てるため、毎事業年度の剩余金の二十分の一以上を翌事業年度に繰り越さなければならない。

#### (剩余金の配当)

第五十九條 組合は、損失をてん補し、前條第一項の準備金及び同條第四項の繰越金を控除した後でなければ、剩余金の配当をしてはならない。

2 剩余金の配当は、定款の定めるところにより、組合員の組合事業の利用分量又は拂込済出資額に応じてしなければならない。

3 拂込済出資額に応じてする剩余金の配当の率は、年六分をこえてはならない。

第六十條 組合は、定款の定めるところにより、組合員が出資の拂込を終るまでは、その組合員に配当する剩余金をその拂込に充てることができる。

#### (組合の持分取扱の禁止)

第六十一條 組合は、組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

#### (解散及び清算)

第六十二條 組合は、左の事由によつて解散する。

- 一 総会の決議
- 二 組合の合併

### 三 組合の破産

#### 四 定款で定める存立時期の満了

#### 五 事業の全部の譲渡

#### 六 解散を命ずる裁判

組合は、前項の規定により解散したときは、遅滞なく、その旨を行政廳に届け出なければならない。

#### (合併等の手続)

第六十三條 組合が合併し、又はそこの事業の全部を譲渡するには総会の議決を経なければならない。

2 組合の合併又は事業の全部の譲渡については、第五十六條及び第五十七條の規定を準用する。

#### (合併による組合を設立する)

第六十四條 合併によつて組合を設立するには、各組合がそれぞれ総会において組合員のうちから選任した設立委員が共同して定款を作成し、役員を選任し、その他設立に必要な行為をしなければならない。

#### (信託協同組合等の事業の全部の譲渡)

第六十五條 信用協同組合又は第七十九條第一項第一号の事業を行う協同組合連合会がその事業の全部を譲渡したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

2 前項の規定による役員は、合併しようとする組合の組合員又は組合員たる法人の業務を執行する役員のうちから選任するものとし、その任期は、最初の通常総会の日までとする。

#### (第一項の規定による設立委員の選任)

第六十六條 選任については、第五十三條の規定を準用する。

3 第一項の規定による設立委員の選任については、第五十三條の規定を準用する。

#### (合併の時期及び効果)

第六十五條 組合の合併は、合併後存続する組合又は合併によつて成立する組合が、その主たる事務所の所在地において、第九十一條に規定する登記することによつて、その効力を生ずる。

2 合併後存続する組合又は合併によつて成立した組合は、合併によつて消滅した組合の権利義務(その組合がその行う事業に関し、行政廳の許可、認可その他の処分に基いて有する権利義務を含む。)を承継する。

3 組合の合併については、商法第百四條から第百十一條まで(合名会社の合併の無効)及び非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第百三十五條ノ八(債務の負担部分の決定)の規定を準用する。

#### (信託協同組合等の事業の全部の譲渡)

第六十七條 信用協同組合又は第七十九條第一項第一号の事業を行う協同組合連合会がその事業の全部を譲渡したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

2 前項の公告をしたときは、同項の組合の貸付金の債務者に対する民法第四百六十七條の規定による確定日附のある証書をもつてする通知をしたものとみなす。この場合においては、その公告の日附をもつて確定日附とする。

#### (清算人)

第六十八條 組合が解散したときは、合併及び破産による解散の場合を除いては、理事が、その清算人となる。但し、総会において他人を選任したときは、この限りでない。

#### (事業)

第六十九條 事業協同組合(以下本章において「組合」という。)は、左の事業の全部又は一部を行うことができる。

#### (商法等の準用)

第六十九條 組合の解散及び清算に

ついては、商法第百十六條、第百二十二条、第百二十四條、第百二十一条、第百二十八條、第百二十九條、第百三十一條、第四百十七條第

二項、第四百十八條から第四百二十二項まで、第四百二十六條及び

第四百二十七條(合名会社及び株式会社の清算)並びに非訟事件手続法第三十五條第二項、第三十六條、第三十七條ノ二、第三五十五

條ノ二十五第二項及び第三項、第百三十六條、第百三十七條から第百三十八條まで及び第百三十八條ノ八(債務の負担部分の決定)の規定を準用する。

#### (商法等の準用)

組合の合併については、商法第百四條から第百十一條まで(合名会社の合併の無効)及び非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第百三十五條ノ八(債務の負担部分の決定)の規定を準用する。

#### (商法等の準用)

組合が合併によつて成立した組合は、合併によつて消滅した組合の権利義務(その組合がその行う事業に関し、行政廳の許可、認可その他の処分に基いて有する権利義務を含む。)を承継する。

#### (商法等の準用)

組合の合併については、商法第百四條から第百十一條まで(合名会社の合併の無効)及び非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第百三十五條ノ八(債務の負担部分の決定)の規定を準用する。

#### (商法等の準用)

組合が合併によつて成立した組合は、合併によつて消滅した組合の権利義務(その組合がその行う事業に関し、行政廳の許可、認可その他の処分に基いて有する権利義務を含む。)を承継する。

二 組合員に対する事業資金の貸付(手形の割引を含む。)及び組合員のためにするその借入

三 組合員の福利厚生に関する施設

四 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に

に關する知識の普及を図るための教育及び情報の提供に関する施設

五 組合員の経済的地位の改善のためによる團体協約の締結

六 前各号の事業に附帯する事業の組合員の利用に支障がない場合に限り、組合員以外の者にその事業を利用させることができない。

組合は、組合員の利用に支障がない場合に限り、組合員以外の者にその事業を利用させることができる。但し、一事業年度における組合員の利用分量の総額の百分比二十をこえてはならない。

組合員以外の者の事業の利用分量の総額は、その事業年度における組合員の利用分量の総額の百分比二十をこえてはならない。





いて準用する場合を含む。)の規定による公告及び催告をしたことと、若し異議を述べた債権者があるときは、これに対し弁済し、

若しくは担保を供し、又は財産を信託したことと証する書面を添附しなければならない。

(当事の登記の申請)

第九十九條 参事の選任、第八十九條の規定により登記した事項の変更及び当事の代理権の消滅の登記は、理事の申請によつてする。

2 前項の登記のうち、当事の選任の登記の申請書には、当事の選任を証する書面及び数人の当事が共同して代理権を行なうべきことを定めたときはその旨を証する書面を、その他の登記の申請書には、その事項を証する書面を添附しなければならない。

(解散の登記の申請)

第九十九條 第九十九條の規定による組合の解散の登記は、第三項に規定する場合を除いて、清算人の申請によつてする。

2 前項の登記の申請書には、解散の登記の申請によつては、非訟事件手続法第三百三十五條及び第三百三十九條(裁判による解散の登記)の規定による解

2 前項の場合については、第九十

五條第三項及び前條第二項の規定による登記の申請(清算人の登記の申請)

第一條 第九十二條第一項の規定による登記の申請書には、理事が清算人でないときは、申請人の資格を証する書面を添附しなければならない。

2 第九十二條第二項の規定による登記の申請書には、登記事項の変更を証する書面を添附しなければならない。

(清算結了の登記の申請)

第二條 組合の清算結了の登記は、清算人の申請によつてする。

2 前項の登記の申請書には、清算人が第六十九條において準用する商法第四百二十七條第一項の規定により清算報告書の承認を得たことを証する書面を添附しなければならない。

(設立無効等の登記の手続)

第九十九條 第九十九條の規定による組合の解散の登記は、第三項に規定する場合を除いて、清算人の申請によつてする。

2 前項の登記の申請書には、解散の事由を証する書面を添附しなければならない。

3 組合の解散を命ずる裁判が確定した場合については、非訟事件手続法第三百三十五條及び第三百三十九條(裁判による解散の登記)の規定を準用する。

(登記事項の公告)

第一百四條 登記した事項は、司法事務局において遅滞なく公告しなければならない。

2 前項の場合については、第九十

十四條から第百五十七條まで(商業登記の通則)の規定を準用する。

第八章 雜則

(不服の申出)

第六條 組合の業務若しくは会計が法令若しくは定款若しくは規約に違反し、又は組合の運営が著しく不当であると想料する組合員は、その事由を添えて、文書をもつてその旨を行政廳に申し出ることができる。

2 前項の申出があつたときは、行政廳は、組合に対して、その業務又は会計に關し必要な報告書の提出を命じ、前項の申出について調査しなければならない。

3 組合が、前項の規定による報告書を提出しないときは、行政廳は、組合の業務又は会計の状況を検査しなければならない。

(検査の請求)

第一百七條 組合員は、組合員の十分の一以上の同意を得て、組合の業務又は会計が法令又は定款若しくは規約に違反する疑があることを理由として、行政廳にその検査を請求することができる。

2 前項の請求があつたときは、行政廳は、組合の業務又は会計の状況を検査しなければならない。

(検査の請求)

第一百八條 組合員は、組合員の十分の一以上の同意を得て、組合の業務又は会計が法令又は定款若しくは規約に違反する疑があることを理由として、行政廳にその検査を請求することができる。

2 前項の請求があつたときは、行政廳は、組合の業務又は会計の状況を検査しなければならない。

(行政廳の指示)

第一百九條 組合の登記については、非訟事件手続法第三百三十五條及び第三百三十九條(裁判による解散の登記)の規定によつて消滅する組合の理事の申請によつてす

る。前項の場合については、第九十

ると認めるときは、組合に対し、期間を定めて適当な措置を探るべき旨を指示することができる。

第九章 雜則

(商法等の準用)

2 前項の規定による指示があつたときは、組合は、遅滞なく総会を開き、その指示に係る措置を実施するため必要な事項を議決しなければならない。

(排除措置)

第一百九條 公正取引委員会は、組合の組合員たる事業者でその常時使用的する従業員の数が五十人をこえないと認めるときは、この法律の目的を達成するために、第一百十條に規定する手続に従い、その事業者を組合から脱退させることができ。

(所管行政廳)

第一百十三條 この法律中「行政廳」とあるのは、第六十五條第二項の場合を除いては、大蔵大臣又は運輸大臣の所管する事業を行なう組合及びこれらの事業以外の事業を行なう組合で都道府県の区域をこえる区域を地区とする組合(企業組合を除く)について組合の行う事業の所管大臣、その他の組合については都道府県知事とする。

2 主務大臣は、政令の定めるところにより、この法律による権限の一部を地方支分部局の長又は都道府縣知事に委任することができます。

2 前項の規定によつては、第一審の裁判権は、東京高等裁判所に属する。

2 前項に掲げる訴訟事件は、私的

れた裁判官の合議体が取り扱うものとする。

第五十八條第二項及び第三項、第五十九條及び第六十條(裁判による会社の解散)並びに非訟事件手続法第二十六條第一項、第一百三十四條から第百三十四條ノ三まで、第一百三十五條ノ二から第百三十五條ノ五まで(裁判による会社の解散)の規定を準用する。

2 前項の規定によつては、商法第五十八條第二項及び第三項、第五十九條及び第六十條(裁判による会社の解散)並びに非訟事件手続法第二十六條第一項、第一百三十四條から第百三十四條ノ三まで、第一百三十五條ノ二から第百三十五條ノ五まで(裁判による会社の解散)の規定を準用する。

2 前項の規定によつては、商法第五十八條第二項及び第三項、第五十九條及び第六十條(裁判による会社の解散)並びに非訟事件手続法第二十六條第一項、第一百三十四條から第百三十四條ノ三まで、第一百三十五條ノ二から第百三十五條ノ五まで(裁判による会社の解散)の規定を準用する。

(商法等の準用)

2 前項の規定によつては、商法第五十八條第二項及び第三項、第五十九條及び第六十條(裁判による会社の解散)並びに非訟事件手続法第二十六條第一項、第一百三十四條から第百三十四條ノ三まで、第一百三十五條ノ二から第百三十五條ノ五まで(裁判による会社の解散)の規定を準用する。

(罰則)

第一百四條 組合の役員がいかなる名義をもつてするを問わず、組合の事業の範囲外において、貸付をし、若しくは手形の割引をし、又は投機取引のために組合の財産を処分したときは、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者には、情狀

2 前項に掲げる訴訟事件は、私的

(東京高等裁判所の管轄権)

第一百十一條 前條の規定による公正取引委員会の審決に係る訴訟については、第一審の裁判権は、東京高等裁判所に属する。

2 前項に掲げる訴訟事件は、私的

高占禁止法第八十七條第一項の規定により東京高等裁判所に設けられた裁判官の合議体が取り扱うものとする。



第四十五条中、「第二十條若ハ第三十七條」を「若ハ第二十條」に改める。

第五十条中「蚕糸協同組合又ハ」及び「蚕糸協同組合若ハ」を削る。

(現存する商工協同組合等)

第三條 この法律施行の際に存する商工協同組合及び商工協同組合、中央会、林業会及び林産組合、市街地信用組合、蚕糸協同組合並びに塩業組合及び塩業組合連合会(以下「旧組合」と総称する)については、第一條に掲げる法律、改前後の蚕糸業法並びに塩專賣法(昭和二十四年法律第○号)附則第十五項の規定によりなお効力を有する旧塩專賣法(明治三十八年法律第十一号。以下「旧法」と総称する)は、この法律施行後でもなおその効力を有する。

2 旧組合であつて、この法律施行の日から起算して八箇月を経過した時に現に存するもの(清算中のものを除く。)は、その時に解散する。

3 裁判所は、公益上必要があると認めるときは、利害関係人又は行政廳の申立により、旧組合に対し、解散を命ずることができる。この場合は、その旧組合は、その命令によつて解散する。

(中小企業等協同組合への組織変更)

第四條 旧組合は、総会の議決を経て、前條第二項の期間内に中小企業等協同組合(昭和二十四年法律第○号。以下「新法」といふ。)による中小企業等協同組合に

なることができる。この場合において、その旧組合の定款又は組織が新法の規定に反するときは、定款の変更その他必要な行為をしなければならない。

2 前項の規定による旧組合の定款の変更是、旧法の規定にかかわらず、行政廳の認可を受けることを要しない。

3 第一項の場合において、旧組合の役員は、第六條の規定による役員の改選があるまで、組合の役員として、引き続きその職にあるものとする。

第五條 前條第一項の規定による中小企業等協同組合への組織変更是、第三條第二項の期間内に、主たる事務所の所在地において、新法第八十五條第二項の事項を登記することによつて、その効力を生ずる。

6 前項の通知があつた場合には、登記官吏は、その旧組合の從事者事務所の所在地の登記所に対し、その旨を通知しなければならない。

7 第四項(前項において準用する場合を含む。)の手続をしたときは、登記官吏は、その旧組合の從事者事務所の所在地の登記所に対しては、第四項の規定を準用する。

8 前項の通知があつた場合には、第四項の規定を準用する。

第六條 第四條第一項の規定により、旧組合が中小企業等協同組合になつたときは、前條第一項の登記をした日から九十日以内に、役員全部の改選を行わなければならぬ。

第七條 第四條第一項の規定により、旧組合が中小企業等協同組合になつたときは、その旧組合の組合員のうち中小企業等協同組合の組合員たる資格を有しない者は、中小企業等協同組合への組織変更が効力を生じた時に、旧組合を脱退したものとみなす。

2 第四條第一項の場合において、旧組合の主たる事務所の所持分の上に登記をする場合を除いて、その旧組合の登記簿の謄本を添付しなければならない。

3 第一項の登記の申請書には、その旧組合の主たる事務所の所在地で登記をする場合を除いて、その旧組合の登記簿の謄本を添付しなければならない。

4 第一項の規定による組織変更の後二年以内に請求又は請求の予告をしない債務者に対しては、その期間を経過した時に消滅する。

(貸付の継続)

第十條 市街地信用組合が第四條第一項の規定により中小企業等協同組合になつたときは、その中小企業等協同組合は、新法第七十八條又は第七十九條の規定にかかわらず、その市街地信用組合の組合員で組織変更の時に組合を脱退ししなければならない。

2 第四條第一項の場合において、旧組合の從前の組合員の持分の上に存した質権は、その組合員が中小企業等協同組合の組合員となつたときは、その者の有すべき新法第二十條第一項の規定による拂戻請求権、第五十九條又は第八十四条第二項の規定による配当請求権及び組合が解散した場合における

財産分配請求権の上に存するものとする。

第十一條 第三條第二項の規定により解散した旧組合(以下「解散組合」という。)の組合員たる旧組合であつて第四條第一項の規定により中小企業等協同組合になつたものが会員となつてゐる協同組合連合会は、解散組合に対し、財産の残務を処理するために必要な行為を行つていた事業の範囲を縮少したときは、その縮少した事業の規定による旧組合の規定を準用する。

2 前項の場合において相当の期間内に協議が整わないとき、又は協議をすることことができないときは、行政廳は、当事者双方の申請により、旧組合が中小企業等協同組合になつた場合において、その塩業組合が保証責任の組合であつたときは、塩業組合の組合員で中小企業等協同組合の組合員になつたものは、組織変更前に生じた塩業組合の債務について、旧塩專賣法第十七條ノ八第三項但書の規定による責任を免れることができない。

3 前項の裁定の取消又は変更を求める訴は、裁定のあつたことを知った日から三十日を経過したときは、前項の協議が整つたものとみなす。

2 前項の裁定の取消又は変更を求めた日から三十日を経過したときは、提起することができない。

3 第一項の協議又は第二項の裁定の定めるところにより財産の帰属があつたときは、協同組合連合会の会員は、その財産の帰属の時にして、その者が解散組合において有していた持分の額の割合に応じてその財産の價額を分割して得た額に相当する額の持分を取得したものとし、その全部又は一部を協同組合連合会の出資に引き当てることができる。この場合は、その者は、その財産の帰属の時に、解散組合を脱退し、且つ、解散組合からその持分の拂戻を受けたものとみなす。

の定めるところにより協同組合連合会に帰属する財産の額の解散組合の財産の総額に対する割合は、解散組合の組合員の持分の総額のうち解散組合の組合員でその協同組合連合会の会員たるものとの持分の総額の占める割合をとてはならない。

6 前項の規定について  
は、持分の額は、第一項の協議が整つた時又は第二項の裁定があつた時以前でこれに最も近い時において、その解散組合の定款の定めるところにより算定された持分の額による。

（中小企業等協同組合による財産承継）

第十二条 旧組合の組合員たる者の一部を組合員とする中小企業等協同組合は、その旧組合に対し、財産の分割に関する協議を求めることができる。この場合に對しては、前條の規定を準用する。

（農業協同組合への組織変更）

第十三条 農業協同組合法（昭和二十一年法律第二百三十二号）による農業協同組合又は農業協同組合連合会の組合員たる資格を有する者を組合員とする林産組合又は畜産組合は、組合会の議決を解て、第三條第三項の期間内に、農業協同組合の定款又は農業協同組合連合会になることができる。この場合において、その林産組合又は畜産組合は、組合員たる者と組合員たる者との一部を組合員又は会員とする農業協同組合又は農業協同組合連合会になつたものとの間の組合の規定に反するところによればならない。

2 林産組合又は畜産組合の組合員たる者との一部を組合員又は会員とする農業協同組合又は農業協同組合連合会は、その林産組合又は畜産組合に對し、財産の分割により算出した登録税の額がこの法律に規定するところによればならない。

2 前項の規定による農業協同組合又は農業協同組合連合会への組合の組織変更是、第六條、第六條第二項及び第三項、第六條、第七條並びに農業協同組合法第五十九條から第六十一條まで（設立の認可）の規定を準用する。

3 第一項の規定による農業協同組合又は農業協同組合連合会への組合の組織変更是、第三條第二項の期間内に、主たる事務所の所在地において、農業協同組合法第七十四條第四項の事項を登記することによつて、その効力を生ずる。

4 前項の登記については、第五條第三項から第八十四條（設立の登記）の規定を準用する。

（農業協同組合法による財産承継）

第十四条 林業会若しくは林産組合の会員若しくは組合員たる林産組合又は畜産協同組合の組合員たる者の規定により農業協同組合又は畜産協同組合であつて、前條第一項の規定により農業協同組合又は畜産協同組合連合会になつたものとの間の組合の規定により農業協同組合又は畜産協同組合連合会による所得の計算上、その中小企業等協同組合又は農業協同組合若しくは農業協同組合連合会の益金及びその旧組合の損金に算入しない。

（財産承継の場合の登録税）

第十五条 第二十二条又は第三十条による旧産業組合法（明治三十三年法律第二十八号）による信用事業の実績における旧産業組合法（明治三十三年法律第三十四号）による信用事業を行なう産業組合又はその合併によって設立した産業組合は、組合に譲りたる権利を承継する場合においては、その取扱いに規定するところによればならない。

2 前項の産業組合の定款又は組織の記を受けたときは、その登録税の額は、不動産又は船舶の價格の千分の四とする。但し、登録税法（明治二十九年法律第二十七号）により算出した登録税の額がこの法律に規定するところによればならない。

3 前項の場合については、第十一条の規定を准用する。

（財産承継の場合の有價証券移轉）

第十五条 預金等の受入をすることができる旧組合の財産を承継した中小企業等協同組合は、金融機関再建整備法（昭和二十一年法律第三十九号）第三条第二項の第一項（調整勘定）及び第四十二条の二から第四十二条の五まで（退職金）の規定の適用については、これらの規定の定める譲渡金融機関からそこの事業の全部又は一部の譲渡を受けた金融機関とみなす。

（財産承継の場合の地方税）

第十六条 旧組合の財産のうち、第十一条、第十二条又は第十四条の規定により中小企業等協同組合又は法人税法（昭和二十二年法律第二百六号）による所得の計算上、その組合会に帰属した財産の價格は、法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）による所得の計算上、その組合会の益金及びその旧組合の損金に算入しない。

（産業組合の信用協同組合への組織変更）

第十七条 この法律施行の際現に存する旧産業組合法（明治三十三年法律第三十四号）による信用事業を行なう産業組合又はその合併により設立した産業組合は、組合に譲りたる権利を承継する場合においては、その取扱いに規定するところによればならない。

2 前項の産業組合が同項の規定により算出した税額より少いときは、その額による。

2 前項の不動産又は船舶の價格は、承継の直前ににおける旧組合の帳簿価格による。

（財産承継の場合の有價証券移轉）

第十八条 第四條又は第十一條から第十四条までの規定により有價証券を承継する場合には、その移転に関する事務は、地方公共團体は、地方税を課することができない。

（財産承継の場合の地方税）

第十九條 第四條又は第十一條から第十四条までの規定により財産を承継する場合には、その移転に関する事務は、地方公共團体は、地方税を課することができない。

（産業組合の中央金庫法の改止）

第二十条 この法律施行の際現に存する旧産業組合法（明治三十三年法律第三十四号）による信用事業を行なう産業組合又はその合併により設立した産業組合は、組合に譲りたる権利を承継する場合においては、その取扱いに規定するところによればならない。

3 前項の規定による責任は、第一項の規定による組織変更の後三年以内に請求又は請求の予告をしない債権者に対しては、その期間を経過した時に消滅する。

2 第一項の規定による組織変更について、第五條から第七條まで並びに第三項、第五條から第七條まで並びに第三項の規定を准用する。

（商工組合中央金庫法の改止）

第二十一条 商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）の一部を次のよう改止する。

3 前項の規定による組織変更については、第四條第二項及び第三項、第五條から第七條まで並びに第三項の規定を准用する。

（商工組合中央金庫法の改正）

第二十二条 第一項第一項（組合）及び第二十八條第一項第六号及び第二十九條第一項第三号中「商工協同組合」を「中小企業等協同組合」に改める。

（地信用組合）を「又ハ銀行」に、同條第一項第三項及び第四項中「商工協同組合」を「組合員トスル商工協同組合」を「中小企業等協同組合」に改める。

（農林中央金庫法の改正）

第三條第一項中「銀行又ハ市街地信用組合」を「又ハ銀行」に、同條第一項第三項及び第四項中「商工協同組合」を「組合員トスル商工協同組合」を「中小企業等協同組合」に改めることにより改正する。

2 第五條第一項中「日本馬事会」の下に又ハ「畜産業、林産業若ハ塩業ニ関スル中小企業等協同組合」を次のように改正する。

（農林中央金庫法の改正）

第三條第一項中「日本馬事会」の下に又ハ「畜産業、林産業若ハ塩業ニ關スル中小企業等協同組合」を加え「畜産協同組合」「林業会、林産組合」とする。

又ハ「塩業組合」を削る。



であると認められるところに線を引いています。

第三としまして、組合の設立に準則主義を採用し、設立については官廳の認可がいることとし、官廳の監督権限をなくして、組合の内部的な事項についての行政干渉を排除し、組合の自主性の確立を期することとしたのであります。また組合内部の運営についても、一部の組合員による独裁を防止するため、役員の総会決議による選任の方法を選挙方式に改め、出資の口数を制限し、員外理事を廢止し、役員の兼職を制限する等の規定を設けました。

第四として、本法案では、協同組合の事業の種類によりそれらの具体的な事情に應じて事業が活発かつ確実に行われるよう配慮していることとあります。すなはち事業協同組合にあります。すなはち事業協同組合にありましては、從來認められていた事業のはかに組合員の福利厚生事業、團体協約の締結等の事項を加え、組合員の經濟的地位の向上を期しておるのであります。また信用事業は、その機能を確実に果すということ特に意を用いる必要があると認められますので、預金の受入れと資金の貸付をあわせて行うのは、それだけの仕事を運営する信用協同組合に限ることと、一般的の事業協同組合が信用事業を兼営することによつて資金操作上の危険を招くというがござることのないように配慮いたしているのであります。以上が本法案の趣旨並びに要點でございます。

当商工委員会におきましては、四月十五日、中小企業に関する懇談会の形式によりまして、本法案を中心として、関係人を招きまして意見を聴取したのであります。引続いて右の事前審査の後、本法案は四月二十八日当商工委員会に付託せられ、大藏委員会とともに、一部の組合員による独裁を防止するため、役員の総会決議による選任の方法を選挙方式に改め、出資の口数を制限し、員外理事を廢止し、役員の兼職を制限する等の規定を設けました。

ついで十九日の委員会において、民自党門脇勝太郎君より修正案が提出され、これが提案理由の説明を聽取したのであります。修正案の要点を御報告申し上げますと、本法案中、保険協同組合の部分は全部削除いたしましたのであります。また第三号中「信用協同組合」の下に、新たに「又は信用組合」を追加いたしましたのであります。さらに信用協同組合は三百人以上の組合員がなければ設立することができないという規定を設け、第三十六条第一項中、役員の任期が二年でありますとの三年に改めたのであります。以上が門脇君より提案されました修正のおもな要點であります。

次いで修正案を含めて討論に入りましたところ、民自党門脇君、社会党今澄君、民主党水井、橋本兩君、新政治協議会河野君より賛成の意を表され、日本共産党川上君より反対の意を示されたのであります。引き採決に入りましたところ、原案を除く修正案をもつて議決し、修正案を除く修正案は多數をもつて可決すべきものと議決した次第であります。簡単であります

次は、ただいま議題となりました中小企業等協同組合法施行法案につきまして、当委員会における審議の経過並びに結果を概要御報告申し上げます。本施行法案は、ただいま述べました中小企業等協同組合法案を施行する場合の経過規定についての法案であります。すなはち、中小企業等協同組合法案は農業、水産業、消費生活の三協同組合を除く他の協同組合を包括する組織の体制をとつておるものであります。これが施行に伴いまして、既存の各種組合の中小企業等協同組合への移りかわりをスムーズにいたしますとともに、移りかわりによって財産の不必要な分散や不自然な課税などということがないように措置を講ずる必要がありますので、この点を趣旨として規定しているのであります。なお本法案の内容の要点を二、三説明いたします。

第三点として、旧組合から新組合に移りかわりの際の財産の移轉に対する協同組合に関する制度といしましては、農業、水産業、消費生活の三協同組合制度を除いて他はすべて中小企業等協同組合に括いたすものであります。従いまして、その他の組合、すなはち商工協同組合法、林業会法、市街地信用組合法などを廃止し、蚕糸業法山蚕糸協同組合に関する規定を削除することにいたしております。なお旧協同組合法と表裏一体をなすものであります。以上が本法案の趣旨並びに要點の概略であります。本法案は中小企業等協同組合法案と表裏一体をなすものであります。この意見があり、日本共産党代表川上委員より反対の意見がありました。続いて採決に入りましたところ、原案を除く修正案に対し多数をもつて議決し、修正案を除く原案も多數をもちまして議決することを可決いたしました次第であります。

簡単でありますが、右御報告申し上げます。(拍手) ○副議長(岩本信行君) 討論の通告がありました。これを許します。川上貢一君。〔川上貢一君登壇〕 味におきまして、本法案は中小企業等協同組合法と同時に四月二十八日当商工委員会に付託せられ、五月七日政府委員より提案理由の説明を聽取しました。この趣旨を御報告申し上げます。これは許します。川上貢一君。○川上貢一君 私は、日本共産党を代表いたしまして、本法案に反対するものであります。

本案は、説明によれば、中小企業に對して適切な活動の基礎を與えるといふことが一言にして言うところである。しかもこの法案は、今の内閣が中小企业対策としてたつた一つ出した法案である。吉田内閣の中小企業対策はこれ一つなんだ。しかるに、その内容はまったく空虚なんです。何もないのです。(共産党的考へと違うよ)と呼ぶ者あり)これからそれを明らかにする。

そく中小企業の組織化をはかるという場合、何が大事なのであるか。まず第一に金融の措置を完全にすること、第二番目には資材の確保を保障すること、第三番目には、組合に対する政府が強力な、積極的な支援を行うこと、第四番目には、この組織が独占資本の圧迫に対する自分を守るために戦える力をを持つこと、この四つの條件が具わらなければ組織はだめなんだ。ところが、この法案の中には、このうちの何にも入つておらぬ。何一つも入つておらぬ。たとえば資金の面においても、これは私が言うのではない、中小企業廳においても、中小企業に対する資金は最低四百億ないし五百億なければならない。吉田内閣の中小企業に対する資金なんだ。こんなものの裏づけで、いくら法案をつくつてみたところで、一体中小企業はどうなるか。時にこの資金の問題は重要なんだ。

日本に一万九千の工場があるが、その九千九百は百人以下の小工場なんだ。その七(%)は五人以下の小工場なんだ。独占資本に対する出資は、價格調整金だけだつて幾ら四億五千万円出しておる。こんな法案に賛成しておいて、一休國へ帰れる。(拍手、笑聲)

中小企業を今日助けようと思つた。これは笑いごとではない、税金を考えなければ中小企業はつぶれるのだ。この法案の中のどこに税金について考慮してあるところがあるか。一つもありはしない。なまんざく、本法案の中にある信用組合はどうです。この

信用組合について、われくが商工委員会で質問したところによると、実に驚くべし、大藏当局はこう言つておる。この市街地信用組合をこの法案の中に取り入れて、これで運用ができる

こと、かくの質問に対して、愛知銀行局長は、これは私は自信がありません。この市街地信用組合をこの法案の中に取り入れて、これで運用ができる

こと、かくの質問に対して、愛知銀行局長は、これは私は自信がありません。この市街地信用組合をこの法案の中に取り入れて、これで運用ができる

こと、かくの質問に対して、愛知銀行

業の振興なんだ。中小企業廳をたつた九十三人にしておいて中小企業の振興だ。國に帰れるかというのだ。(拍手)そもそも吉田内閣が中小企業の救済とか何とか言つてゐるが、その一方において、中小企業をつぶす政策をやつておる。たとえて言えば、石炭は何をやつたか。四千カロリー以下の石炭をぶち切つたのは、一番これに反対したのは民主自由党の諸君だ。メリット制を強調して弱小炭鉱をつぶそうとしてきたらわけでもらいたいと、はつきり言つておる。大藏当局が賛成しないような——これを商工大臣に質問したら、これは内閣が責任を持つて出した法案であるから、大藏当局が何と言おうとも、これが一番いいのだと言つておる。こんなでたらめな法案がど

うとしているんだ。油脂産業を少し考えて見ればわかる。油脂産業がどんなになつてゐるのか。この内閣のやろうとたくてたらめ法案であるということは明らかである。(拍手)

日本に一万九千の工場があるが、その九千九百は百人以下の小工場なんだ。あるいは五人以下の小工場なんだ。独占資本に対する出資は、價格調整金だけだつて幾ら四億五千万円出しておる。こんな法案に賛成しておいて、一休國へ帰れる。(拍手、笑聲)

もしもこの法案が独占資本に関する法案であるならば、かよくなずさんたなに無責任なことをやつておる証拠本といえぱじきに出る。集中生産といえばじきに出る。一休ほんとうにこらう人は、ばかりと言われても腹は立たないけれども、ほんとうのばかりは、ばかりと言わされたら腹が立つのだ。

(拍手)今の内閣が中小企業に対する中止をもつかもうとしている中止に無責任なことをやつておる証拠は明らかだ。民主自由党の諸君は、選挙中にいかなる公約をしたか。中小企業の振興と言つたんだ。これが中小企業の振興なんだ。中小企業廳をたつた九十三人にしておいて中小企業の振興だ。國に帰れるかというのだ。(拍手)そもそも吉田内閣が中小企業の救済とか何とか言つてゐるが、その一方に残る産業は飢餓輸出一点ぱりである。

さらに政府はどんなことをしているか。政府の支拂い抑制が四百億もあら。このために中小企業はつぶれていく。そのため中小企業はつぶれていく。五十億ある。この百五十億に対して、委員会において、政府はいかなる考へがあるかと質つたら、何にもない。たまたま石炭の関連産業の未拂いが百五十億ある。この百五十億に対して、

○副議長(岩本信行君) これにて討論は終局いたしました。

兩案を一括して採決いたします。

兩案の委員長の報告はいずれも修正あります。兩案を委員長の報告通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○副議長(岩本信行君) 起立多数。よ

つて兩案とも委員長報告通り決しました。

○副議長(岩本信行君) 簡易郵便局法案を議題といたします。

○副議長(岩本信行君) 日程第十二、

簡易郵便局法案を議題といたします。

○副議長(岩本信行君) 委員長の報告を求めます。通信委員長

辻寛一君。

第十二 簡易郵便局法案 (内閣提出、参議院送付)  
○副議長(岩本信行君) 日程第十二、  
簡易郵便局法案を議題といたします。  
○副議長(岩本信行君) 委員長の報告を求めます。通信委員長  
辻寛一君。

簡易郵便局法案  
簡易郵便局法  
(この法律の目的)  
第一條 この法律は、郵政大臣が郵便局の窓口で取り扱うべき事務

(以上「郵政窓口事務」という。)を地方公共團体その他營利を目的としない團体であつてこの法律で定めるものに委託して行わせることにより、経済的に、郵政事業の役務を伸びた方にまで廣め、國民が簡便にこれを利用できるようにすることを目的とする。

#### (郵政窓口事務を委託する場合)

第二條 郵政大臣は、郵政窓口事務に関する役務を提供する必要がある場合において、その事務の量が著しく少いため、次條第一項に掲げる者に委託することが経済的であり、且つ、郵政事業の運営上支障がないと認めるときは、この法律の定めるところに従い、契約によってこれを他の者に委託することができる。

(受託者の資格)

第三條 郵政大臣の委託により郵政窓口事務を行なう者(以下「受託者」という。)は、左に掲げる者でなければならない。

#### 一 地方公共團体

#### 二 農業協同組合

#### 三 漁業協同組合

#### 四 消費生活協同組合(職域による消費生活協同組合を除く。)

二 地方公共團体は、地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)第二條第二項及び第四項、第二百六十四條第一項及び第二項、第二百八十一條第二項及び第三項並びに第二百九十二條の規定にかかるべく、この法律の定めるところに従い、郵政大臣から委託された郵政窓口事務(以下「委託事務」とい

う。)を行うことができる。

3 第一項第二号から第四号までに掲げる組合(以下単に「組合」とい

う。)は、当該組合に関する法律の規定にかかわらず、この法律の定めるところに従い、委託事務を行なうことができる。

#### (委託契約)

第四條 郵政大臣は、随意に、前條第一項に規定する者と郵政大臣の指定する場所において郵政窓口事務を行う契約(以下「委託契約」とい

う。)を締結することができる。

2 郵政大臣は、前項の規定により契約を締結する場合において、地方公共團体及び組合が当該契約の条件によつて契約の締結に應じようとするときは、地方公共團体、組合の順位によりこれをしなければならない。

#### (委託契約の期間)

第五條 委託契約の期間は、三年とする。但し、当事者の合意により更新することを妨げない。

#### (委託すべき事務の範囲)

第六條 委託契約により委託すべき事務は、郵便、郵便料金、郵便爲替、簡易生命保険及び郵便年金に關する郵政窓口事務のうち省令で定めるものとする。

#### (簡易郵便局の設置)

第七條 受託者は、郵政大臣の指定する場所に、委託事務を行なう施設(以下「簡易郵便局」という。)を設けなければならない。

#### (取扱時間等)

第八條 簡易郵便局における委託事務の取扱時間及び取扱休止日は、

利用者の便益に合致するようにならなければならぬ。

#### (國の現金の取扱)

第九條 受託者は、郵政大臣の定める手続により、委託事務に関する現金を出納し、及び保管することができる。

#### (委託事務の準備法規)

第十條 簡易郵便局における委託事務の取扱は、郵便法(昭和二十一年法律第六十五号)(第二十一条を除く。)郵便貯金法(昭和二十一年法律第百四十四号)、郵便爲替法(昭和二十一年法律第五十九号)、簡易生命保険法(昭和二十四年法律第一号)及び郵便年金法(昭和二十四年法律第一号)の規定の適用については、郵政省の機関による取扱とみなす。

(取扱手数料)

第十五條 郵政大臣は、委託事務の取扱手数料を支拂う。

(郵便切手類及び印紙の賣さばきの事務に取扱量に應じ月額をもつて定める)

3 取扱手数料の月額は、郵便切手類及び印紙の賣さばき手数料と合算して二万円をこえることができない。

2 前項の取扱手数料は、同項の委託事務の取扱量に應じ月額をもつて定める。

#### (委託事務に從事する者)

第十一條 第三條第一項に掲げる者の役員又は職員で委託事務に從事するものは、法令により公務に從事する者とみなす。

#### 2 前項の者には、國家公務員法(昭和二十一年法律第六十号)の規定は、適用されない。

#### (委託事務取扱の基準)

第十二條 受託者は、公共の利益のため、誠実に自ら委託事務を行わなければならぬ。

#### (無郵便)

第十三條 受託者は、郵便法第二十一条に規定する範囲内で省令の定めによつて、組合は、当該組合に関する法令の規定にかかわらず、組合員以外の者に対して、公平に役務を提供しなければならない。

#### (現金等の取扱の区分)

第十四條 受託者は、第九條の現金

段の定のある場合の外、委託事務を行なうため、必要な施設を設備し、及び経費を支弁しなければならない。

#### (委託事務の監督)

第十九條 受託者は、委託契約に基づき、委託事務に關し郵政大臣の監督を受ける。

2 前項の規定により郵政大臣の行う監督は、第一次には、当該簡易郵便局のある地域において郵便物の取扱及び配達の事務を取り扱う監督官をして行なわれるものとする。

#### (郵便切手類及び印紙の賣さばきの事務に取扱量に應じ月額をもつて定める)

この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

#### (附則)

この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

#### (簡易郵便局法案)

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて國会法第八十三條によりここに送付する。

昭和二十四年五月十八日  
衆議院議長 松平 恒雄  
參議院議長 駒井 喜重郎  
〔都合により最終号の附録に掲載〕

#### (辻寛一君登壇)

○辻寛一君 だいま議題となりました簡易郵便局法案(内閣提出、參議院送付)に関する報告書

#### (辻寛一君登壇)

郵政事業の窓口機関は、現行制度におきましてはすべて國の直轄であり、現在普通郵便局、特定郵便局を合せて、そ

の数一万四千をこえるのであります  
が、今日なお窓口機関を持つてない  
町村は全國に約千八百を算する状況で  
あります。一局当たりの人口比を諸外  
國と比較いたしましても、わが國にお  
ける郵便局の普及率はいまだ著しく低  
位にあるといわざるを得ないのであり  
ます。従つて、郵便局新設の要望は、  
國会の請願を通じてみましても、きわ  
めて熾烈なものがあるのであります  
が、一方郵政事業財政の実情は、料金  
の引上げ、行政整理等を行つて辛うじ  
て独立採算を維持しておるような次第  
であります。そこで、窓口機関を必要  
とするが、その取扱事務の量が著しく  
少い場合には、國の直轄による  
郵便局によらないで、地方公共團體ま  
たは各種の協同組合等に委託して一定  
範囲の事務を行わせるという、簡易に  
して経済的な簡易郵便局制度を創設し  
て、僅少な経費で一つでも多くの窓口  
機関を普及させることが郵政事業の公  
共性に沿うゆえんであるとして、政府  
は本案を提出するに至つたのであります。

本法律案のおもなる内容といたしま  
しては、一、郵政大臣の委託により窓  
口事務を行ひものを、地方公共團體、  
農業協同組合、漁業協同組合、職域に  
よるもの以外の消費生活協同組合に限  
定いたしましたこと、二、委託事務の  
範囲は、郵便、郵便貯金、郵便爲替、  
簡易生命保険、郵便年金に関する窓口  
事務中きわめて簡易かつ利用度の多い  
ものを選んで省令をもつて定めること  
とし、個々の局におきまするその範囲

並びに事務取扱い日、取扱い時間等も  
全國画一とせず、実情により彈力性を  
與えることとしたこと、三、受託  
者は取扱いに必要な経費、要員を負担  
するのであります。郵政大臣はこれ  
に対し、月額三万円以内において取扱  
い数量に應じた手数料を支拂うこと等  
であります。なお、本法律案は公布の  
日から起算して三十日を経過した日か  
ら施行することとなつております。

本法律案の付託以来、委員会はまず提  
出理由を聞きまして後、引継ぎ政府と  
の間に、現行特許郵便局制度と簡易郵  
便局制度との關係、地方公共團體にこ  
のようないくつかの事務処理を委託すること  
の可否、受託者を一定の非常利潤体に  
限定して個人を認めない理由、委託事  
務取扱い、ことに國の現金の出納保管  
に関する監督の方法等につき詳細なる  
質疑應答を行つたのであります。そ  
の詳細は會議録に譲ることにいたした  
いと思います。

かくて委員会は、五月十九日、本法  
案に対する質疑を終了し、ただちに討  
論を行つたのであります。その際、  
日本社会党を代表して松井政吉君は本  
案に反対の意見を、民主自由党を代表  
して橋本登美三郎君は本案に賛成の意  
見を、日本共産党を代表して田島ひで  
君は本案に反対の意見をそれより述べ  
られたのであります。次いで採決の結果、  
多數をもつて原案通り可決いたし  
た次第であります。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 討論の通告が  
あります。これを許します。松井政吉  
君。

(松井政吉君登壇)

○松井政吉君

ただいま議題になりま  
した簡易郵便局法案に對しまして、日  
本社会党を代表いたしまして、きわめ

て取扱いのない千八百以上にわたりま  
す。従いまして、この法律の内容によつ  
て簡単に反対の意見を述べたいと考え  
ております。

大体本法案の内容が、全國の郵便事  
務取扱いのない千八百以上にわたりま  
す。趣旨については、きわめて了とす  
ます。不便な國民に便利を與えよう  
といたしますので、私はめ

やくちやんに反対するのではございませ  
ん。趣旨については、きわめて了とす  
ものであります。それだからと

いう趣旨でありますので、私はめ

らざる、すなわち郵政省の公務員にあ  
らざる役場の吏員、農業協同組合の役  
員等が取扱うことになるのであります  
。(拍手)

○副議長(岩本信行君)

田島ひで君

〔田島ひで君登壇〕

私は、日本共産党を代  
うことが、獨占的公共事業体としての  
國營事業の本質に反するというのが、  
私の反対の第一点であります。

次に申し上げたいのは、この簡易郵  
便局法案を初めといたしまして、國家  
や電燈を賣りますと同じように、現在

郵便局のない約一千八百町村に郵便局  
にかわる窓口機関が設置されますこと

は、その趣旨におきましては、もちろ  
んわれくとも賛成なのであります。

○田島ひで君

私は、委託契約によつて末端の事務を  
執行おうといたしておるのであります。  
それが本質でなければならぬので  
あります。しかるにこの内容の第一  
点は、委託契約によつて末端の事務を  
執行おうといたしておるのであります。  
この問題につきましては、委託契約と  
末端の事務系統に至るまで、國營事業  
は請負制度ではないかといふ私の質問  
に対しまして、政府当局は、民法上に  
おける委託契約であるかどうかといふ  
ことについては明確ではないが、請負  
業員を整理いたしまして、電報配達夫  
のいる局が全國に七百五十以上を数え  
ておるのであります。その從業員が八  
千五百名あるのであります。この從  
業員を整理いたしまして、電報配達夫  
を請負にしようという事柄が今日政府  
部内において研究されておるといふこ  
との御答弁もお伺いしたのであります  
。そういたしまして、定員法と行政  
整理の政府の方針をめぐりまして、結  
局は二名以下の電報配達夫のいる局の  
八千五百名の配達夫を整理いたしまし  
て、これが再び請負制度に相なつて、  
昔のとき文書をかついで歩くといふ  
形に復活する危険性があるのであります  
。こういふ形にして行くことは、國  
營事業の、上から下まで貫通した國家  
の公務員が取扱すべき性質を阻害する  
ものであります。かよな考え方によつ  
て、この法案の内容から見て、こうい  
う形の手段方法によつて取扱おうとす  
る簡易郵便局法案に反対をいたすので  
あります。

○副議長(岩本信行君)

この実施を要求いたしましたところ、  
労働組合がかつて琴平大会におきまして  
決議し、具体案までつくつて政府にそ  
の実施を要求いたしましたところ、  
一村一局運動を強く支持して參つたの  
であります。郵便局にかわる窓口機関  
の実施を要求いたしましたところ、  
通信事業の公衆へのサービス提供で  
あります。郵便局にかわる窓口機関  
の公衆へのサービス提供であります。  
り、また國營公益事業といたしまして

るから請負であつていいといひりくつ  
は成り立たないと考へるのであります  
。従いまして、この法律の内容によつ  
て取扱いに必要な経費、要員を負担  
するのであります。郵便局の局員にあ  
るからおきましては、郵便局の局員にあ  
らざる、すなわち郵政省の公務員にあ  
らざる役場の吏員、農業協同組合の役  
員等が取扱うことになるのであります  
。(拍手)

○副議長(岩本信行君)

私は、日本共産党を代  
うことが、獨占的公共事業体としての  
國營事業の本質に反するというのが、  
私の反対の第一点であります。  
次に申し上げたいのは、この簡易郵  
便局法案を初めといたしまして、國家  
や電燈を賣ります同じように、現在  
郵便局のない約一千八百町村に郵便局  
にかわる窓口機関が設置されますこと  
は、その趣旨におきましては、もちろ  
んわれくとも賛成なのであります。  
○田島ひで君

私は、委託契約によつて末端の事務を  
執行おうといたしておるのであります。  
この問題につきましては、委託契約と  
末端の事務系統に至るまで、國營事業  
は請負制度ではないかといふ私の質問  
に対しまして、政府当局は、民法上に  
おける委託契約であるかどうかといふ  
ことについては明確ではないが、請負  
業員を整理いたしまして、電報配達夫  
のいる局が全國に七百五十以上を数え  
ておるのであります。その從業員が八  
千五百名あるのであります。この從  
業員を整理いたしまして、電報配達夫  
を請負にしようという事柄が今日政府  
部内において研究されておるといふこ  
との御答弁もお伺いしたのであります  
。そういたしまして、定員法と行政  
整理の政府の方針をめぐりまして、結  
局は二名以下の電報配達夫のいる局の  
八千五百名の配達夫を整理いたしまし  
て、これが再び請負制度に相なつて、  
昔のとき文書をかついで歩くといふ  
形に復活する危険性があるのであります  
。こういふ形にして行くことは、國  
營事業の、上から下まで貫通した國家  
の公務員が取扱すべき性質を阻害する  
ものであります。かよな考え方によつ  
て、この法律の内容から見て、こうい  
う形の手段方法によつて取扱おうとす  
る簡易郵便局法案に反対をいたすので  
あります。

の本來の方策なのであります。（拍手）われ／＼は本案の趣旨には賛成いたしますが、しかし、本案そのままの形に賛成し得ないのは、明治初年特定局制度が実施されまして以來長い間にわかれ／＼はあくまで反対いたし、封

建害に苦しんで參りましたところの講負制度が、そのまま再現される結果となるからであります。（拍手）この点にわれ／＼はあくまで反対いたし、封

建的講負制度の温存を完全に避ける

ため、本案中数箇所の修正を政府に

要求いたしましたのであります。われ／＼は、公益のための國営の通信事業が損

だら、得だからという立場から考

えられるようなことではなく、町村の

住民の眞の便益を考え、一切の必要な

費用を当然國家が負担いたしまして、集配局の出張所または分室を設置すべきであると考えるのでございます。

政府が今日このような法案をあわてて提出しなければならない理由こそ——言うまでもなく、本年度通信省の關係建設予算が無慈悲にも削減されまして、あるいは定負法によりまする人員整理の結果、郵便局を一つもつくり得ない、戦争中に二局を一局に合併いたしましたものすら復旧できない、このことは、いかに通信事業に破壊的影響を與えているかといふことの実証にはかならないであります。その復旧も新設もはばんでおりますところの破壊的姿の一つの現われが郵便局の不足となつて現われてゐるのであります。政府がみずから責任を住民の負担によつて回避し、いかにも住民の要求に應づるかのごとき本法案を急ごしらえにいたしましたことは、民自党の人氣取り政

策としてはまことに名案でありましょ

う。

われ／＼は、住民大衆の便益を無視し、國家公益事業として何ら根本的方

策を立てる能力を失つた政府の通信事業破壊政策に根本的に反対するものであります。住民の切なる要求と意

思に従いまして、当面早急を要する問題であります。しかし本法案中の

その弊害を伴う数箇所を修正いたしました上での修正案の提出を政府に要

求めるの件及び地方自治法第百五十

六條第四項の規定に基き、輸出食料品検査所及び輸出農林水産物検査所の支

所及び出張所の設置に関し承認を求め

るの件の三件を一括議題となし、この

際委員長の報告を求め、その審議を進

めたのであります。しかしその賛同を得られず、本法案のままにおいては反対

せざるを得ない結果となつたのでござります。

以上簡単であります。わが党が

本法案に反対するに至りました理由を明

らかにいたしましたのでござります。（拍

手）

○副議長（岩本信行君）これにて討論

は終局いたしました。

採決いたします。本案の委員長の報

告は可決であります。本案を委員長の

報告の通り決するに賛成の諸君の起立

を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（岩本信行君）起立多數。よ

つて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

○副議長（岩本信行君）これにて討論

は終局いたしました。

採決いたします。本案の委員長の報

告は可決であります。本案を委員長の

報告の通り決するに賛成の諸君の起立

を求めます。（拍手）

○副議長（岩本信行君）御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

○副議長（岩本信行君）御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

農業資産相続特例法案、地方自治法 第百五十六條第四項に基き、作物報告事務所の新設に関し承認を求めるの件、地方自治法第五百五十六條第四項の規定に基き、輸出食料品検査所及び輸出農林水産物検査所の支所及び出張所の設置に關し承認を求めるの件、右三件を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。農林委員長小笠原八十美君。

○副議長（岩本信行君）起立多數。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

○副議長（岩本信行君）これにて討論

は終局いたしました。

採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長の

報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。（拍手）

○副議長（岩本信行君）起立多數。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

○副議長（岩本信行君）これにて討論

は終局いたしました。

○副議長（岩本信行君）これにて討論

は終局いたしました。

採決いたします。本案の委員長の報

告は可決であります。本案を委員長の

報告の通り決するに賛成の諸君の起立

を求めます。（拍手）

○副議長（岩本信行君）御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

○副議長（岩本信行君）御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

農業資産相続特例法案（内閣提出）

（この法律の目的）

第一條 この法律は、農業を営む者

についての相続に関する特例を定

め、遺産の分割による農業資産

の細分化を防止し、農業経営の安

定を図ることを目的とする。

（定義）

第六條 相続開始の時に指定相続人

がないとき、又は左の場合におい

て指定相続人がなくなつたとき

（協議による農業資産相続人の選

定）

「産」とは、左の各号に掲げる権利

で二段歩以上の面積の農地につい

て耕作の業務を嘗む者が有し、且

つ、当該各号に規定する目的に供

しているものをいう。

2 前項の指定は、何時でも取り消

すことができる。

3 第一項の指定及び第二項の取消

は、被相続人が署名し、且つ、日

附を附した書面でしなければ効力

を生じない。

4 第一項の指定及び第二項の取消

は、遺言によつてすることもでき

る。

5 第一項の指定及び第二項の取消

は、被相続人が署名し、且つ、日

附を附した書面でしなければ効力

を生じない。

一 農業又は自家用薪炭材の採取の目的に供される樹木の所有権

又は賃借権

二 農業又は自家用薪炭材の採取の目的に供される建築物その他の工作物の所有権又は賃借権

三 農業又は当時の居住の目的に供される建物その他の工作物の所有の目的に供される土地の所有権又は賃借権

四 前号の建物その他の工作物の所有の目的に供される樹木の所有権又は賃借権

五 農業の目的に供される別表に掲げる動産の所有権

前項の規定の適用については、一時耕作の業務を嘗むことをやめ、又は耕作の業務を嘗む農地の面積が一時二段歩に達しなかつた者は、二段歩以上の面積の農地に耕作の業務を嘗む者とみなさない、一時同項各号に規定する目的に供されなくなつた権利は、当該各号に規定する目的に供されてゐるものとみなす。

この法律において「農業」とは、

耕作、養畜又は収穫の業務（これに附随する業務を含む。）をいう。

（被相続人による農業資産相続人の指定及び取消）

第五條 指定相続人が当該農業資産について農業を嘗む見込がないことが明らかなるときは、家庭裁判所による農業資産相続人の指定の取消

は、他の共同相続人の請求により、遺産分割前に限り、第三條第一項の指定を取り消すことができる。

第六條 指定相続人が当該農業資産相続人の選定

は、共同相続人は、協議して、共同相続人の中から農業資産相続人一人を選定することができる。

一 第三條第一項の指定が前條の規定によつて取り消された場合

二 指定相続人が第四條の規定による放棄をした場合

三 指定相続人が相続を放棄した場合

(家庭裁判所による農業資産相続人の選定)

第七條 前條の協議がととのわないとき、又は同條の協議をすることができないときは、家庭裁判所は、共同相続人の請求により、共同相続人の中から、農業資産相続人一人を選定することができる。

2 前項の場合において、相続人の中に当該農業資産について農業を営む見込のある者がないときその他同項の選定をすることが適当でないと認めるときは、家庭裁判所は、同項の選定をしない旨の審判をすることができる。

(放棄、取消及び選定の効力)

第八條 第四條の規定による放棄、第五條の規定による取消及び前二條の規定による選定は、相続開始の時にさかのばつて効力を生ずる。

(相続分)

第九條 農業資産相続人は、民法(明治二十九年法律第八十九号)による相続分の外、相続財産の價額のうち農業資産の價額の占める割合の相続分(以下「特別相続分」といふ。)を受ける。

2 前項の場合には、各共同相続人

の民法による相続分は、相続財産のうち農業資産以外の財産の占める割合につきこれを定める。

三十九條第二項中「他の相続人の相続分」とあるのは、「他の相続人の相続分(農業資産相続特例法第九百九條第一項の特別相続分を除く。)」と読み替えるものとする。

(農業資産の帰属)

第十條 農業資産相続人がある場合には、農業資産は遺産の分割によつて農業資産相続人以外の者に帰属させることはできない。

2 農業資産は、遺産の分割によつて農業資産相続人に帰属する。(共同相続人の責任)

第十一條 農業資産相続人その他の共同相続人は、相続によって被相続人の可分債務を承継した場合においても、その債務の全額につき連帶して弁済の責に任ずる。

2 前項の場合における各共同相続人の負担部分は、その相続分に比例して定める。

(相続利益の分配)

第十二條 農業資産相続人以外の共同相続人は、農業資産相続人に対し、特別相続分によつて受ける利益の額を、民法による自己の相続分に應じて算定して得た額の範囲内で分配すべきことを請求することができる。但し、自己のため相続の開始があつたことを知つた時から三年を経過したときは、この限りでない。

2 前項の規定により分配すべき額並びにその支拂の時期及び方法

は、共同相続人の協議によつて定めるものとし、協議がととのわないときは、共同相続人の請求によつて、家庭裁判所が定める。但し、その支拂の時期は、相続開始の時から二十年以内でなければならぬ。

並びにその支拂の時期及び方法を定めるには、農業資産の價額、その價額が相続財産の價額のうちで占める割合、共同相続人の資産の程度及び農業資産相続人の農業經營に対する有して有していった関係等諸般の事情を勘案し、農業資産相続人の農業經營の安定を害しないよう考慮しなければならない。

3 前項の規定により分配すべき額並びにその支拂の時期及び方法を定めなればならない。

(農業資産の價額の評価方法)

第十五條 農業資産の價額は、時價の範囲内で農業經營の収益を基準として定めなければならない。

(農業資産の價額の評価方法)

第十六條 第五條、第七條第一項、第十二條第二項又は第十三條の規定による請求に係る事項は、家事審判法(昭和二十二年法律第百五十二号)の適用に関しては、同法第十九條第一項乙類に掲げる事項とみなす。

(審判又は調停と市町村農地委員会)

第十七條 家庭裁判所は、前條に規定する事項につき審判又は調停の申立を受けたときは、相続開始地の市町村農地委員会にその旨を通知しなければならない。

2 前項の規定により通知を受けた市町村農地委員会は、家庭裁判所に對して当該審判又は調停に係る事項について意見を述べることができる。

(適用除外)

第十八條 遺産の分割が終るまでに、民法その他の法律により相続財産について清算が開始された場合には、この法律は適用しない。

(相続税の課税)

第十九條 この法律の適用を受ける相続に対する相続税法(昭和二十二年法律第八十七号)の適用につ

求があつたときは、農業資産相続人は、減殺を受けるべき限度において、贈與又は遺贈の目的の返還に替えてその價額を遺留分権利者に弁済しなければならない。

2 附則

この法律は、公布の日から起算して九十日を経過した日から施行する。

相続税法の一部を次のように改正する。

第六十一条に次の二項を加える。

農業資産相続特例法の規定による農業資産相続人の選定、その指定の取消又はその地位の放棄に因り、相続人のうち、その受けける利益の價額に変動が生じた者がある場合においては、当該変動に因り自己の納付すべき相続税の稅額を超過して相続税を納付したこととなつた者の納付した当該超過額に相当する相続税は、これを当該変動に因りその受けた利益の價額が増加した者が納付したものとみなす。

2 附則

この法律は、相続開始後四箇月を経過した時における共同相続人の相続分(当該時期に農業資産相続人が相続分を有するものとみなす。)に從つて相続税を課するものとする。

但し、政府が相続税法第四十五條の規定により課税價格の更正又は決定をする場合には、当該更

又は決定の時期における共同相続人の相続分に従つてすることを妨げない。

正又は決定の時期における共同相続人の相続分に従つてすることを妨げない。

2 別表

石油機関、ディーゼル機関、電動機、水力原動機、畜力原動機、ガス発生機、汽かん、けん引機、けん引機用作業機、動力耕うん機、すき、碎土器、カル

チベータ、畜除草機、動力噴霧器、人力式噴霧器、動

力揚水機、バインダー、脱穀

機、動力麦すり機、もみすり

機、精米機、動力製粉機、精麦

機、穀物火力乾燥機、なわない

機、なわ仕上機、むしろ製造

機、肥料又は飼料の調整加工機

(裁断機、粉碎機、粉末機及び

配合機)、選果機、製茶機械、

動力用麻はく皮機、牛乳殺菌

機、牛乳冷却機、牛乳分離機、

牛乳かくはん機、ふ卵機、乾繭

機、縫糸機、生糸水分検査機、

台ばかり

二 牛、馬

三 貨物自動車、オート三輪車、

自轉車、舟、牛馬車、荷車、リ

ヤカ)

四 前各号に掲げるものに準ずる

動産で農林大臣の指定するもの

農業資産相続特例法案(内閣提出)に

関する報告書

〔都合により最終号の附録に掲載〕

主要農作物の調査の正確迅速をよ  
り一層期するため、現在の北海道作  
物報告事務所を廃止し、函館作物報  
告事務所外三報告事務所を新設する  
六條第四項の規定による國会の承認  
を求める。

(別表)

名 称	位 置	管轄区域
(北海道の内)		
室蘭市	苫小牧市	函館市 小樽市 鶴田郡
上磯郡	茅部郡	松前郡 山越郡 檜山郡
爾志郡	久遠郡	奥尻郡 太櫻郡 濱棚郡
忍路郡	余市郡	古平郡 美國郡 積丹郡
古宇郡	岩内郡	虻田郡 磯谷郡 歆棄郡
壽都郡	島牧郡	虻田郡 布田郡 有珠郡
勇拂郡(膽振支廳管内)	幌別郡	白老郡
勇拂郡	幌別郡	
(北海道の外)		
札幌市	旭川市	夕張市 岩見沢市 留萌市
札幌市	石狩郡	厚田郡 浜益郡 千歳郡
空知郡	夕張郡	上川郡(石狩國) 勇拂郡(上川支廳管内)
上川郡(石狩國)	勇拂郡	上川郡(天塩國) 中川郡(天塩國) 留萌郡
増毛郡	苦前郡	天鹽郡
天鹽郡		
(北海道の内)		
釧路市	帶廣市	上川郡(十勝國) 河西郡
河東郡	中川郡(十勝國)	十勝郡 廣尾郡
釧路郡	白糠郡	足寄郡 阿寒郡 川上郡
厚岸郡	浦河郡	沙流郡 靜内郡 新冠郡
三石郡	様似郡	
樣似郡	幌泉郡	
幌泉郡		
(北海道の外)		
北見市	網走市	斜里郡
北見市	網走市	常呂郡
紋別郡	宗谷郡	利尻郡
根室郡	枝幸郡	礼文郡
花咲郡	野付郡	
花咲郡	標津郡	
花咲郡	目梨郡	

これらの設置について地方自治法第百五十六條第四項の規定による國会の承認を求める。

があるからである。

参照

政令第二十五号 昭和二十四年二月

二十二日

支所

位置

農林省輸出品検査所

位置

静岡市

神戸市

横濱市

小樽市

門司市

横濱市

品取締法第三條の規定によつて指

定されるもの及び同法第四條に掲

げるものとの検査に関する事務をつ

かさどらせるため、農林省に輸出

品検査所を置く。

第一條 農林畜水産物であつて輸出

品取締法第三條の規定によつて指

定されるもの及び同法第四條に掲

げるものとの検査に関する事務をつ

かさどらせるため、農林省に輸出

品検査所を置く。

第二條 農林畜水産物の名称、位置

理に属し、商工大臣の監督を受

けるものとする。

(輸出品検査所の名称、位置、所

掌事務及び内部組織)

第三條 輸出品検査所の名称、位置

及び所掌事務は左の通りとする。

2 輸出品取締法(昭和二十三年法律

第百五十三号)に基いて、農林畜水

産物の検査を実施するため、輸出食

料品検査所及び輸出農林畜水産物検査

所の支所及び出張所を設置する必要

があるからである。

これが設置について地方自治法第百五十六條第四項の規定による國会の承認を求める。

政令第二十五号 昭和二十四年二月

支所

位置

農林省輸出品検査所

位置

東京都

名古屋市

輸出食料品検査所

所掌事務

食料品の検査

輸出農林畜水産物検査所

所掌事務

食料品以外の農林畜水産物の検査

所掌事務

支所及び出張所

支所

位置

2 輸出品取締法の内部組織につい

ては、農林省令で定める。

(支所及び出張所)

第三條 農林大臣は、輸出品検査所

の事務の一部を分掌させるため、

所要の地に支所又は出張所を置く

ことができる。

2 輸出品取締法の内部組織につい

ては、農林省令で定める。

(職員)

第四條 輸出品検査所に所長を、支

所に支所長を、出張所に出張所長

を置く。

所長は、二級の農林事務官又は農林技官をもつて、支所長及び出

張所長は、二級又は三級の農林事務官又は農林技官をもつて充て

務官又は農林技官をもつて充て

る。第五條 輸出品検査所に置かれる専任の農林事務官及び農林技官の定員は、左の通りとする。

職員の種類	級別	計
農林事務官	四	四
農林技官	二七	一〇
	三一	六
	四五	七六
	五五	八六

附則  
1 この政令は、公布の日から施行する。

2 この政令は、國家行政組織法（昭和二十一年法律第二百二十号）の施行の日前まで有効とする。

地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、輸出食料品検査所及び輸出農林水産物検査所の支所及び出張所の設置に関し承認を求める件に關する報告書

〔都合により最終景の附録に掲載〕  
〔小笠原八十美君登壇〕

○小笠原八十美君 大だいま議題となりました、内閣提出、農業資産相続特例法案につきまして、農林委員会における審議の経過及び結果を御報告いたします。

本法律案は、かつて第一国会に提案されたものでありましたが、当時の經濟状態が不安定でありましたことと、また憲法違反の疑いがありました。審議未了に終つたものであります。しかるに、近時ようやく經濟状態も安定の方向に向い、また憲法違反の疑いのある

る箇所も修正されて、今回新たに提案されたものであります。

すでに御承知のごとく、我が農業の經營規模は至つて零細であります。それが、戦後民法の改正によりまして、農家におきましても均分相続制度が実施され、ますますこの傾向が助长されるおそれがあるのです。そこで、農業民法上の原則を維持しつつ、しかも農業經營の安定をはかるうとして、農業資産に関する一子相続制度に関する本法律案を提出されたものであります。

もとより、本法律案に関しましては立法論上種々の問題を残してはおりますが、その点につきましては近い機会に改訂することいたしまして、本法は、いわゆる封建的な家の制度の復活をはかるものではなく、また農家の子弟の相続上の機会均等の原則を破る強行法規でもなく、農村社会に一定の基準を與え、できるだけ農業の零細經營化を食いとめようとするものであります。以上が本法律案提出の趣旨の大要であります。

本法律案につきましては、法務委員会との連合審査会と一回開催し、その報告事務所の管轄のもとに調査をなすが、北海道につきましては從来一作

川委員よりおの／＼、本法施行後において農業資産相続人以外の者の求償権によつて生ずる資金上の困難について、あるいは農家のいわゆる次男、三男の問題については産業金融政策上強力な措置をとるべきことの希望を付して賛成意見が述べられ、また社会党石井委員より本制度の実施が時期尚早であること、共産党竹村委員より、この制度が反動的内閣を含んでいることの理由をあげて、それ／＼反対意見が述べられました。次いで採決を行いましたところ、多数をもつて原案の通り可決すべきものと決しました。

ただいま議題となりました、農林委員会付託にかかる、内閣提出、地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、作物報告事務所の新設に関する件、及び内閣提出、地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、輸出食料品検査所及び輸出農林水産物検査所の支所及び出張所の設置に関し承認を求める件につきまして、審議と結果の大要を御報告申し上げます。

まず地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、作物報告事務所の新設に關し承認を求める件につきましては、審議と結果の大要を御報告申し上げます。次に、輸出食料品検査所及び輸出農林水産物検査所の支所及び出張所の設置に關し承認を求める件につき御報告申し上げます。

輸出農林水産物の検査を行ひため、輸出品取締法に基き、さきに輸出食料品検査所及び輸出農林水産物検査所を設置に關し承認を求める件につき御報告申し上げます。それ／＼東京に設置し、去る三月十五日から輸出検査を実施しているのであります。が、検査は輸出港または生産地で行うことになつてゐるので、検査の都度一々検査官が出張することが多く、多大の経費と時日を要しますので、特

出張所を設け、當時検査を行ひ得るよにする必要があるということが提案の理由であります。

本案件につきましては、趣旨、内容ともに簡易明瞭でありますので、本日提案理由の説明を聽取いたしました上、質疑及び討論を省略して、ただちに採決に付しましたところ、全会一致あります。かかるに、作物報告事務所はますます精密な調査が必要とせられますので、現在札幌にあります北海道作物報告事務所を廢止して、数支廳を単位として函館、札幌、帶廣、北見の四作物報告事務所を新設することにつき、地方自治法第百五十六條第四項の規定により承認を得たいというのが、本案制度が反動的内閣を含んでいることの理由をあげて、それ／＼反対意見が述べられました。次いで採決を行いましたところ、多数をもつて原案通り可決すべきものと決しました。

以上御報告申し上げます。（拍手）

○猪俣浩三君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま上程せられました農業資産相続特例法案に対する理由を簡條書的に、ごく簡単に申します。

〔猪俣浩三君登壇〕

○副議長（若本信行君） 討論の通告があります。これを許します。猪俣浩三君。

本案件につきましては、本日提案理由の説明を聞き、質疑を行いましたところ、民自党平野委員、共産党竹村、深澤両委員より簡単な質問がありました。その後、提案の理由及び内容が明白でありますので、討論を省略して採決に付しましたところ、全会一致をもつて原案通りに承認を與えべきものと議決いたしました。

以上御報告申し上げます。（拍手）

本案件につきましては、本日提案理由の説明を聞き、質疑を行いましたところ、民自党平野委員、共産党竹村、深澤両委員より簡単な質問がありました。その後、提案の理由及び内容が明白でありますので、討論を省略して採決に付しましたところ、全会一致をもつて原案通りに承認を與えべきものと議決いたしました。

本案件につきましては、本日提案理由の説明を聞き、質疑を行いましたところ、民自党平野委員、共産党竹村、深澤両委員より簡単な質問がありました。その後、提案の理由及び内容が明白でありますので、討論を省略して採決に付しましたところ、全会一致をもつて原案通りに承認を與えべきものと議決いたしました。

一人に相続させるということは、家督相続の思想の復活でありまして、これゆき大問題であると思うのであります。ことにわが國のごとく、農村の人口が全体の四割を占めるのみならず、都会におきましては、勤労階級の大部分は相続するような財産を持つておりますから、これはまつたく家督相続の觀念であります。問うに落ちますに語るに落ちるということで、この法本法が通過いたしましたならば、わが國の七、八割の人たちが、民法のこの均分相続に反する相続をすることに相なりまして、憲法の大精神は没却せられることに相なると存するのであります。(拍手)ことに、封建思想の残滓が濃厚に残つております農民において、また民主化を最も必要としたしまして、憲法の大精神は没却せられることに相なると存するのであります。

(拍手)政府当局は、この法案は家督相続の觀念で立案したものではないと言いますが、過般法務委員会におきまして、わが黨の石川委員の質問に答えて、政府委員は、胎兒——お腹の中にある子供でも指定相続人として指定せられることがあるということを認めましたのであります。胎兒や三つ、四つの子供を指定相続人にするということは、家督相続の觀念をもつてしなければ考へ得られないことであります。政府の提案理由によりますと、農業を営む見込みのある者一人にする制度であるということに相なつておりますが、これは神様とか大予言者でもなければ、お腹の中にある子供が農業を営む見込みのある者であるかどうか

かということは判定ができないわけでありますから、これはまつたく家督相続の觀念であります。問うに落ちますに語るに落ちるということで、この法案は家督相続の觀念でもつて提案されたとすることがわかるのであります。

かくて、農村におきましては長子相続制が行われ、農業資産相続人が物質的な背景を備えて他の相続人を支配し、ここに事実上戸主権が発生すると、おやじさん方がもし農業資産を譲り思つてあります。これは昭和二十二年におきまして、社團法人であるところの輿論科学協会の調査によりますと、おやじさん方がもし農業資産を譲るときにはほとんど大半は長男に譲るといふ答えをしてる。そのまた理由がどうあるかといふと、これは家の存続という觀念から來ているということが政府の提供しました資料によつて明らかである。すなわち、やはり昔の家の觀念、長子相続の觀念、これによつて維持せられるであろうことは火を見るよりも明らかであります。私どもがこれをいわゆる旧民法の家督相続の觀念の復活と考えるゆえんは、ここにもその根柢があるのであります。この意味におきまして、私どもは本法案は農村の民主化を阻むものとして反対をいたすものであります。これが反対の第一点であります。

第二点は、本法案はすでに過去の思想となつておりますところの自作農創設という理念に拘泥しまして、わが國の農業經營に新しい構想を樹立することを阻んでおるところの法案であらうと考えられるのであります。わが國の農業經營もやがて世界經濟と連結する農業經營もやがて世界經濟と連結する

ようになりますならば、現在のごとき原始的な經營、自給自足的な經營では立ち行かないことは明らかであります。ここに農民に企業精神を振起まして、ここに農民に企業精神を振起するとともに、その經營も企業化し、高度化しなければならぬことは自然の理であります。本法案は二反歩以上の農地に適用されるのでありますが、かかる小規模な經營面積をそのまま固定化することは、それ自身非合理的であります。今後はできるだけこの小規模集団的經營を考慮し指導しなければならないと思つてあります。これが反対の第三点であります。

第四点といたしまして、本法案は農業經營の細分化を防止することを、たゞ所有の方面ばかりから考へておつて、ここに法律上の技術を適切に利用することの考慮を欠いておるのであります。所有と經營を分離する近代經營理念をもつていたしますならば、いわゆる均分相続制をとりながら零細農の発生を防ぐ道は多あるのであります。

第三点といたしまして、本法案は民法のいわゆる均分相続制度とむりに調和せしめんといたしまして、指定相続人が他の共同相続人に対して賠償をすることに相なつておりますが、農家におきましては、農業資産以外の財産なれば考へ得られないことであります。政府の提案理由によりますと、農業を営む見込みのある者一人にする制度であるということに相なつておりますが、これは神様とか大予言者でもなければ、お腹の中にある子供が農業を営む見込みのある者であるかどうか

の高度化の阻害原因をつくることに相なりましたならば、現在のごとき原始的な經營、自給自足的な經營では立ち行かないことは明らかであります。ここに農業の力によって一人に限定すと相なりましたならば、日本の農業の高度化ということは得て望むことができないのみならず、なおその借金の度化しなければならぬことは自然の理であります。また均分相続制度によつて地に適用されるのであります。かかる小規模な經營面積をそのまま固定化することは、それ自身非合理的であります。今後はできるだけこの小規模集団的經營を考慮し指導しなければならないと思つてあります。これが反対の第三点であります。

第四点といたしまして、本法案は農業經營の細分化を防止することを、たゞ所有の方面ばかりから考へておつて、ここに法律上の技術を適切に利用することの考慮を欠いておるのであります。所有と經營を分離する近代經營理念をもつていたしますならば、いわゆる均分相続制をとりながら零細農の発生を防ぐ道は多あるのであります。

共同相続人として共同經營をさせて何が悪いのか。夫婦兄弟が共同經營して、どこに悪いことがあるか。私は新潟縣人であります。越後の國では、妻や母が男より余計共同經營して働いておる。これを共同經營として何で不都合があつましよろか。これをもしこの法律でやつたならば、必ずや男一人の名義になることは明らかであります。これは共同經營にすることができて適切な場合がある。かようことによりまして、妻あるいは妹、あるいは姉さんといふような女の権利を侵害するようになることは明らかであります。また越後の國の蒲原地または國家から低利資金を融通するよいたしまして、ここに特定の金融機關によるから、その賠償が指定相続人の非常な負担となることは明らかであります。おきましては、農業資産以外の財産なれば考へ得られないといふのが普通でありますから、その賠償が指定相続人の非常に相なつておりますが、農家に

弟三人あるなら三人で共同經營をして何も悪いことはないのであります。何も悪いことはないのであります。夫婦兄弟が共同經營をして、妻や母が男より余計共同經營して働いておる。これを共同經營として何で不都合があつましよろか。これをもしこの法律でやつたならば、必ずや男一人の名義になることは明らかであります。これは共同經營にすることができる構想のもとに十分農民や学識研究者の意見を聞きまして、法律技術的にリファインされましたところの立法をしてもらいたいのであります。

また國会におきましても、公聽会等を用意いたしまして慎重審議してもらいたいのであります。かかる重大なる法律案を、十分審議も盡さずして通過せられるのは、農民を軽視するこれよりはなはだしきはないと私は考えておるのあります。こんな法案を出すぐらいいておるような農家におきましては、一人ではできないのでありますから、兄



## (出資の金額)

第三條 信用協同組合の出資の額は、外部負債の総額の百分の三以上でなければならない。

2 前項の「外部負債の総額」とは、貸借対照表の負債の部の総額及び繰越損の額の合計額から出資金、積立金（配当引当積立金以外の特定の目的のために積み立てられた積立金を除く）及び繰越金の合計額を控除した額をいう。

## (余裕金の運用の制限)

第四條 信用協同組合は、左の方法による以外に、その業務上の余裕金を運用してはならない。

## 一 銀行、信託会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、農業協同組合連合会、水産業協同組合連合会又は信用協同組合への預金、貯金又は金銭信託

## 二 大蔵省預金部への預金又は郵便貯金

## 三 國債、地方債又は大蔵大臣の認可を受けた有價証券の取得

第五條 信用協同組合の事業年度は、四月から翌年三月までとする。  
(事業年度)

第六條 銀行法及び貯蓄銀行法の準用

(銀行法第二十一条の規定による検査に際し、帳簿書類の偽り、不実の申立ての他の方法により検査を妨げたとき。)

第九條 左の各号に掲げる場合に、その他の從業者を十円以下千円以下の過料に処する。

一 銀行法第八條又は第十三條の規定に違反したとき。  
二 銀行法第十二條の規定により信用協同組合に備えて置かなければならぬ監督権限)並びに貯蓄銀行法(大

## 正十年法律第七十四号)第十六條

(定款又は業務の変更)の規定は、信用協同組合について准用する。

## (罰則)

第七條 第二條第一項の規定に違反した場合には、その違反行為をして使用者その他の従業者を五千円以下

## 第八條 左の各号に該当する場合には、その違反行為をして信用協同組合の代表者、代理人、使用者その他の従業者を一年以下の懲役又は一千円以下の罰金に処する。

一 第四條の規定に違反したとき。  
二 第六條において準用する銀行法(以下本條及び第九條中「銀行法」といふ。)第十條の規定による業務報告書又は銀行法第十二条の規定による監査書の不実の記載その他の方法により官廳又は公衆を欺もうしたとき。

## 三 銀行法第二十一条の規定によ

## 四 銀行法第二十二条、第三十三条、第三十六条又は第二十九條

の規定により主務大臣又は裁判所のした命令に違反したとき。

五 銀行法第十六条第一項の規定に違反したとき。

六 第六條において準用する貯蓄

銀行法第十六条第三項の規定に

より主務大臣のした命令に違反したとき。

第七條 第八條の罪を犯した者には、情狀に因り、懲役及び罰金を併科することができる。

第八條 第八條の罪を犯した者は、先ほど本議場において成立を見ました。

この法案が提出いたされました趣旨は、先ほど本議場において成立を見ました。

り、又は銀行法第十條若しくは第二十條の規定により主務大臣に提出しなければならない書類に記載せず、若しくはこれに記載すべき事項を記載せざるときは、不実の記載をしたとき。

三 銀行法第十九條の規定による届出若しくは公告することを怠り、又は不実の届出若しくは公告をしたとき。

(小案柳多君登壇)

○小案柳多君 ただいま議題となりました協同組合による金融事業に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

(都合により最終号の附録に掲載)

公報をしたとき。

連合会に関する部分は、同法施行の日から八月を経過した日から施行する。但し、第三條の規定は、この法律公布の日から一年を経過した日から施行する。

第三は出資金額に関するものでありまして、その金額は外部負債の総額の百分の三以上でなければならないことをいたしております。

第四は余裕金の運用の制限

として、その余裕金は銀行、信託会社、農林中央金庫等所定の範囲への預金、大蔵省預金部への預金または郵便貯金、國債、地方債または大蔵大臣の認可を受けた有價証券の取得以外には運用してはならないことといたしております。

第五は監督

して、その監督については銀行法並びに法律案(内閣提出)に関する報告書

第六は罰則

して、右の諸規定の違反に對して所要の罰則を規定しております。

第七は監督

して、右の諸規定の違反に對して所要の罰則を規定しております。

第八は監督

して、右の諸規定の違反に對して所要の罰則を規定しております。

第九は監督

して、右の諸規定の違反に對して所要の罰則を規定しております。

第十は監督

して、右の諸規定の違反に對して所要の罰則を規定できます。

第十一は監督

して、右の諸規定の違反に對して所要の罰則を規定できます。

第十二は監督

して、右の諸規定の違反に對して所要の罰則を規定できます。

第十三は監督

して、右の諸規定の違反に對して所要の罰則を規定できます。

第十四は監督

して、右の諸規定の違反に對して所要の罰則を規定できます。

第十五は監督

して、右の諸規定の違反に對して所要の罰則を規定できます。

第十六は監督

して、右の諸規定の違反に對して所要の罰則を規定できます。

て、稻垣商工大臣並びに愛知銀行局長よりそれ／＼答弁がありました。さらに十四日質疑を行つたところ、内藤委員より組合金融に関する根本的見解等につき、小山委員より金利取締りに関する規定、免許に関する取扱い等につき質疑がありました。政府委員よりそれ／＼答弁がありました。なお十四日、大藏委員長より商工委員長に対し次の要望事項を申し入れました。すなわち

一、中小企業等協同組合法中より保険協同組合及び信用協同組合に関する條項を削除すること。

二、中小企業等協同組合法施行法案中より市街地信用組合法廢止に関する條項を削除すること。

かくして、本日討論に入るに先立ちまして、小山委員は民主自由党、民主党、社会党共同提案による修正案を提出いたしました。修正案は次の通りであります。

協同組合による金融事業に関する法律案の一部を次のように修正する。

第二條第三項を削る。第二條及び附則中「第七十九條」を「第七十七條」に改める。

以上が修正案であります。修正の理由として述べられましたところは、第二條第三項を削るのは、大藏大臣の監督を有効ならしめ、協同組合による金融事業の健全な経営を確保する上に支障があるためであつて、第七十九條を第七十七条に改めるのは、中小企業等協同組合法案が商工委員会で修正議決されて、保険協同組合に関する條項が削除された結果、條文配列が変更されたものである。以上が修正

の理由として述べられたところであります。

次いで、修正案並びに修正案を除く原案について討論に入りましたところ、河田委員は共産党を代表して反対の意を表せられ、田中委員は社会党を代表して賛成の意を表せられ、荒木委員は民主党を代表して賛成の意を表せられ、小山委員は民主自由党を代表して、現在の信用組合に大きな変動を與えないことを賛成の意を表せられました。次いで、修正案並びに修正案を除く原案について採決いたしましたところ、いずれも起立多数をもつて可決され、かくて本案は修正議決いたされました。

以上御報告申し上げます。

○副議長(岩本信行君) 採決いたしました。本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○副議長(岩本信行君) 起立多数。よつて本案は委員長報告通り決しました。

第三章 國立國會圖書館法の一部を改正する法律案(參議院提出)

○副議長(岩本信行君) 日程第十三、國立國會圖書館法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。國書館運営委員会理事

水谷昇君。

國立國會圖書館法の一部を改正する法律案

第一條 前各号に掲げるものの外、印刷術その他の機械的又は化學的方法によつて、文書又は図画として複製した著作物

2 前項の規定は、同項に規定する出版物の再版についてもこれを適用する。但し、その再版の内容が初版又は前版の内容に比し増減又は変更がなく、且つ、その初版又は前版がこの法律の規定により前

に納入されている場合においては、この限りでない。

第三章 國立國會圖書館法の一部を改正する法律案(參議院提出)

2 前項の規定は、前條第一項の規定に準じ、その出版物を直ちに國立國會圖書館に納入するものとする。

3 第一項の規定により出版物を納入した者に対するには、館長は、その定めるところにより、当該出版物の出版及び納入に通常要すべき費用に相当する金額を、その代價金として交付する。

4 第一項但書の規定により出版物を寄贈した者及び出版物を遺贈した者の相続人に対して、館長は、定期に作成する全日本出版物目録で当該出版物を登載したものを受け付ける。

第五章 映画技術によつて製作した著作物

七 錄音盤その他音を機械的に複製する用に供する機器に写調した著作物

八 單行者があるときは、前

外の者は、第二十四条第一項に規定する出版物を発行したときは、前二條の規定に該當する場合を除いて、文化財の蓄積及びその利用に資するため、発行の日から三十日以内に、最良版の完全なもの一部を國立國會圖書館に納入しなければならない。但し、発行者がその出版物を國立國會圖書館に寄贈若しくは遺贈したとき、又は館長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

九 單行者があるときは、前

項の過料は、その代表者に對し科する。

## 附 則

1 この法律は、昭和二十四年七月一日から施行する。

2 改正後の第二十四条第一項第六号に該當する出版物については、当分の間、館長の定めるところにより、同條並びに改正後の第二十

四條の二及び第二十五條の規定にかかるらず、その納入を免ずることができる。

3 この法律施行前に発行された出版物の納入又は納本については、

なお從前の例による。

國立國会図書館法の一部を改正す

る法律案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十四年五月十八日

參議院議長 松平 恒雄

國立國会図書館法の一部を改正する法律案

〔都合により最終号の附録に掲載〕

〔水谷昇君登壇〕

○水谷昇君　ただいま議題となりました國立國会図書館法の一部を改正する法律案につきまして、委員会における経過及び結果を御報告申し上げます。

この法案は參議院提出の法案であります。國立國会図書館がその目的を達成するためには、全國におけるあらゆる出版物、文化財を網羅收集して、これを確保することが絶対に必要な要件であります。かかるに、現在國立圖書館への納本状況はまことに不満足なものであります。民間出版物の

納本数は全日本の出版物推定数の約半數に及ばず、また國会と密接なる關係を有している官廳出版物についても、その納入成績ははなはだかんばしくない状態であります。従いまして、

この際從來不備であった納本制度に多少の改正を加え、図書その他の資料の收集に遺憾なきを期せんとするのが本法案の趣旨であります。従いまして、その改正を加え、國書その他の資料の

收集に遺憾なきを期せんとするのが本

法案の趣旨であります。従いまして、その改正を加え、國書その他の資料の

收集に遺憾なきを期せんとするのが本

法案の趣旨であります。従いまして、

出版物の納入については、現在納入せしめて

いるいわゆる官廳出版物を、さらに地方公共團体の出版物にも及ぼしたこと

であります。第二点は、いわゆる民間出版物の納入について、從來は全日本出版物の目録を代價として送付してい

たのを、本法においてはこれに代價金を交付することに改め、正当な理由なく納入しないものに対しても出版物の

小賣價格の五倍以下の過料に処する規定を新たに加えたことであります。

本案は、去る十八日委員会に付託になつたのであります。委員会におきましては、きわめて適切妥当な法案と認め、全会一致可決いたしました次第であります。

以上、簡単であります。御報告いたします。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 採決いたしま

す。本案は委員長報告通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

○副議長(岩本信行君) 山本君の動議に御異議ありませんか。

行政機関職員定員法案

行政機関職員定員法案

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。この際暫時憩いたします。

午後十時十二分休憩

午後十一時三十分開議

○副議長(岩本信行君) 休憩前に引続きまして会議を開きます。

行政機関職員定員法案(内閣提出)

行政機関職員定員法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案

(内閣提出)

大蔵省設置法の施行等に伴う法令の整理に関する法律案(内閣提出)

○山本猛夫君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわちこの

案、行政機関職員定員法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案及び大

蔵省設置法の施行等に伴う法令の整理に関する法律案の三案を一括議題とな

し、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(岩本信行君) 山本君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

○副議長(岩本信行君) 山本君の動議に御異議ありませんか。

(定義)

第一條 この法律において「行政機関」とは、総理府、法務府、各省、

経済安定本部及びこれらの外局を

いい、「職員」とは、附則第四項及び第六項から第十項までに規定す

る場合を除き、行政機関に常勤勤務する國家公務員で一般職に属する者(二箇月以内の期間を定めて雇用される者を除く。)をいう。

(各行政機関の職員の定員)

第二條 各行政機関の職員の定員は、左に掲げる通りとする。

	行政機関の区分	定員	備考
本府	二、三六〇人		
統計委員会	六三人		
公正取引委員会	三二三人		
全國選舉管理委員会	四八人		
國家公安委員会	二、三六〇人		
國家地方警察	六三人		
國家消防廳	三二三人		
外國爲替管理委員会	二二二人		
公職資格訴願審査委員会	一〇五人		
宮内廳	九二八人		
特別調達廳	六九四人		
行政管理廳	一七三人		
地方自治廳	六六人		
賠償廳	四四人		
中央更正保護委員会	一〇九人		
本府	一〇九人		
本省	一、九〇五人		
計	一、五五六人		
外務省	七三、八一六人	うち一、四七六人	は検察廳の職員とす
本省	一、四五人		
証券取引委員会	二、〇二三人		
造幣廳	九、〇三〇人		
印刷廳	八五、〇一四人		
計	六三、〇九〇人	うち六〇、九四〇人	は、立学校の職員とする。
文部省			
本省			

厚生省		本省 引揚援護廳		本省 食糧廳		本省 林野廳		農林省	
		計		計		計		計	
本省	四〇、二九七人	五、〇六六人	四五、三六三人	三二、六三四人	二九、二〇二人	二三、三一四人	一、八五二人	八七、〇〇二人	一三、八八二人
引揚援護廳									うち一八三人は、 鉱務監督官とする。
計									
本省	一三、八八二人	二、三七三人	四、三六五人	五四五八	九四人	一八、四三五人	二一、二五九人	二一、二五九人	本省
食糧廳									船員労働委員會
林野廳									海上保安廳
水產廳									計
農林省									

経済安定本部		本部 物價廳		合		計		経済調査廳	
		計		計		計		五、八二五八	
本部	一、二四八人	八五八人	三、七一九人						
物價廳									
計	八七一、二七九人								

1 在職する職員の数を、行政管理廳長官に報告しなければならない。
附 則
1 この法律は、昭和二十四年六月一日から、施行する。但し、第二條第一項の規定中、通商産業省に關する部分については、同年五月二十日から、中央更生保護委員会に關する部分については、同年七月一日から、施行する。
2 法務府の本府の定員は、昭和二年十二月一日から、施行する。
3 各行政機關の職員は、その数が二條第一項の規定にかかわらず、昭和二十四年六月三十日までの間は、第四万八百五十四人とする。
4 前項の職員の各行政機関別の定数は、政令で定める。
5 内部部局、地方支分部局及び附属機関別の職員の定数)。
6 第二條に規定する定員をこえないよう、同年九月三十日までの間に逐次整理されるものとし、それまでの間は、同條の定員をこえる員数の職員は、定員の外にあるものとする。
7 日本国鉄道の職員は、その数が昭和二十四年十月一日において、四十五千八百五十四人とする。
8 日本專賣公社及び日本國有鐵道の總裁は、前二項の規定による整理を実施する場合においては、その職員をその意に反して降職し、又は免職することができる。
9 公共企業体労働關係法(昭和二十三年法律第二百五十七号)第八條第二項及び第十九條の規定は、前三項の場合には、適用しない。
10 日本專賣公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)第十七條の二の規定は、第六項の規定による整理により退職する日本專賣公社の職員については、適用しない。
11 第三項、第四項、第六項及び第七項の規定による整理する者に対し、支給する退職手当については、昭和二十四年度予算の範囲内において、恩給法(大正十二年法律第四十八号)、國家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)及び労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給與の急措置に関する法律(昭和二

九十二條までの規定は、前二項の規定により降任され又は免職された職員については適用しない。
日本專賣公社の職員は、その数が昭和二十四年十月一日において三万八千百四人をこえないよう、同年九月三十日までの間に、同月三十日までの間に、逐次整理されるものとする。
逐次整理されるものとする。
日本國有鐵道の職員は、その数が昭和二十四年十月一日において五十万六千七百三十四人をこえないうるに、同年九月三十日までの間に、逐次整理されるものとする。
日本專賣公社及び日本國有鐵道の總裁は、前二項の規定による整理を実施する場合においては、その職員をその意に反して降職し、又は免職することができる。
日本專賣公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)第十七條の二の規定は、第六項の規定による整理により退職する日本專賣公社の職員については、適用しない。
第三項、第四項、第六項及び第七項の規定による整理する者に対し、支給する退職手当については、昭和二十四年度予算の範囲内において、恩給法(大正十二年法律第四十八号)、國家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)及び労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給與の急措置に関する法律(昭和二

官報号外 昭和二十四年五月二十一日 衆議院会議録第三十四号 行政機關職員定員法案外二件

第四條 各行政機關の長は、毎月一

(在職職員数の報告)

第五條 各行政機關の長は、この限りでない。

第三條 各行政機關に置かれる職員の内部部局、各地方支分部局及び各附屬機関別の定数は、前條第一項に掲げる當該行政機關の定員の範囲内において、それぞれ総理府令、法務府令、省令又は経済安定本部令で定める。但し、法律に別段の定めのある場合は、この限りでない。

第四條 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)附則第八條に規定する都道府縣の職員(雇傭人を含む。)の定員は、同法に基く政令の定めるところによるものとし、當該職員については、前項の規定を準用する。

第五條 國家公務員法第八十九條から第

十二年法律(百六十七号)に基く  
給與その他の給付との関係を考慮

して、政令で定める。

12 未帰還職員に関する取扱について  
では、なお從前の例による。日本專

賣公社及び日本國有鐵道の未帰還  
職員に関する取扱も、これに準ず  
るものとする。

13 國家行政組織に関する法律の制  
定施行までの暫定措置に関する法  
律(昭和二十三年法律第三十号)及  
び各行政機關に置かれる職員の定  
員の設置又は増加の暫定措置等に  
関する法律(昭和二十三年法律第  
二百四十七号)は、廃止する。

行政機関職員定員法案(内閣提出)  
に関する報告書

〔都合により最終号の附録に掲載〕

行政機関職員定員法の施行に伴う  
関係法令の整理に関する法律案

行政機関職員定員法の施行に伴  
う関係法令の整理に関する法律

第一條 全國選舉管理委員会法(昭  
和二十二年法律第五十四号)の一部  
を次のように改正する。

第十六條 第二項中「政令の定め  
ることにより」を削り、同條第  
三項を削る。

第二條 外國爲替管理委員会令(昭  
和二十四年政令第五十三号)の一  
部を次のように改正する。

第十條 第二項及び第三項を削  
り、第四項を第二項とし、同項中  
「第二項の」を「事務局に置かれる  
に改め、第五項を削り、第六項及  
び第七項をそれぞれ第三項及び第  
四項とする。

第三條 日本學術會議法(昭和二十  
三年法律第二十一号)の一部を

次のように改正する。

第十六條 第二項中「政令の定め  
ることにより、」を削る。

第四條 証券取引法(昭和二十三年  
法律第二十五号)の一部を次のよ  
うに改正する。

第七條 第二項第一項中「政令の  
定めることにより」を削り、同  
條第二項及び第四項を削る。

第五條 國立光明寮設置法(昭和二  
十三年法律第六十二号)の一部  
を次のように改正する。

第三條を次のように改める。

第六條 引揚援護廳設置令(昭和二  
十三年政令第二十四号)の一部  
を次のように改正する。

第十三條の見出しを(職員)に  
改め、同條第一項を次のように改  
める。

第三條 削除

〔都合により最終号の附録に掲載〕

行政機関職員定員法の施行に伴  
う関係法令の整理に関する法律案

行政機関職員定員法の施行に伴  
う関係法令の整理に関する法律

第一條により最終号の附録に掲載

行政機関職員定員法の施行に伴  
う関係法令の整理に関する法律案

行政機関職員定員法の施行に伴  
う関係法令の整理に関する法律

第一條により最終号の附録に掲載

行政機関職員定員法の施行に伴  
う関係法令の整理に関する法律案

行政機関職員定員法の施行に伴  
う関係法令の整理に関する法律

第一條により最終号の附録に掲載

行政機関職員定員法の施行に伴  
う関係法令の整理に関する法律案

行政機関職員定員法の施行に伴  
う関係法令の整理に関する法律案

行政機関職員定員法の施行に伴  
う関係法令の整理に関する法律案

行政機関職員定員法の施行に伴  
う関係法令の整理に関する法律案

行政機関職員定員法の施行に伴  
う関係法令の整理に関する法律案

行政機関職員定員法の施行に伴  
う関係法令の整理に関する法律案

第八條 左に掲げる法令は、廃止す  
る。

統計委員会官制(昭和二十一年  
勅令第六百十九号)

公正取引委員會事務局官制(昭  
和二十二年政令第三百三十九号)

全國選舉管理委員會事務局官制  
(昭和二十二年政令第三百三十  
号)

六号)

地方財政委員會事務局令(昭和  
二十三年政令第三号)

科學技術行政協議會事務局定員  
令(昭和二十三年政令第三百八  
十九号)

檢察廳職員定員令(昭和二十二  
年政令第三十六号)

通訊部內臨時職員設置制(昭和  
二十二年勅令第九十六号)

勞働省設置法施行令(昭和二十  
二年政令第七十三号)

この法律は、昭和二十四年六月一  
日から施行する。

行政機関職員定員法の施行に伴う関  
係法令の整理に関する法律案(内閣  
提出)に関する報告書

〔都合により最終号の附録に掲載〕

行政機関職員定員法の施行等に伴う法令  
の整理に関する法律案

大藏省設置法の施行等に伴う法令  
の整理に関する法律案

第一條 財政法(昭和二十二年法律  
第三十四号)の一部を次のように改  
正する。

第十七條 第二項及び第二十二條第  
二項中「内閣總理大臣」の下に「法  
律第八号」の一部を次のように改  
正する。

第二十一條中「内閣」の下に、總  
理府、法務府を加える。

第二條 國家公務員共濟組合法(昭  
和二十三年法律第六十九号)の一  
部を次のように改正する。

第七條 造幣局資金を「造幣廳資  
本」に、同條第二項中「造幣局」  
を「造幣廳」に改める。

第八條 日本專賣公社法施行法(昭  
和二十四年法律第二号)の一部を  
次のように改正する。

第十三條を次のように改める。

第三條 第四項中「法務廳」を  
「法務府」に改める。

第十七條第四項中「法務廳」を  
「法務府」に改める。

第六條 引揚援護廳設置令(昭和二  
十三年政令第二十四号)の一部  
を次のように改正する。

第十四條 刪除

(次長)

第十五條 次長は、長官を助け、  
廳務を整理する。

第十六條 刪除

第七條 農地開發營團の行う農地開  
發事業を政府において引き継いだ  
場合の措置に関する法律(昭和二  
十二年法律第七十六号)の一部

第一條 財政法(昭和二十二年法律  
第三十四号)の一部を次のように改  
正する。

第七條 造幣局據置運轉資本の增加  
等に関する法律(昭和二十四年法  
律第八号)の一部を次のように改  
正する。

第三條 第二項及び第二十二條第  
二項中「内閣總理大臣」の下に「法  
律第八号」の一部を次のように改  
正する。

題名及び第一條第一項中「造幣  
局据置運轉資本」を「造幣廳据置運  
轉資本」に、同條第二項中「造幣局」  
を「造幣廳資本」に改める。

第八條 日本專賣公社法施行法(昭  
和二十四年法律第二号)の一部を  
次のように改正する。

第十三條を次のように改める。

第九條 印刷局特別会計の固有資本  
の増加に充てたための一般会計か  
らする繰入金に関する法律(昭和  
二十四年法律第三十二号)の一部  
を次のように改正する。

第十條 専賣局特別会計、印刷局特  
別会計及びアルコール專賣事業特  
別会計の利益の一般会計への納付

の特例に関する法律（昭和二十四年法律第二号）の一部を次のように改正する。

題名中「専賣局特別会計、印刷局特別会計」を「印刷廳特別会計」に改める。

第一條中「専賣局特別会計、印刷局特別会計」を「印刷廳特別会計」に改める。

附則第六項中「印刷局特別会計」を「印刷廳特別会計」に改める。

第十一條第一項中「財務局」を「國稅廳長官」に、同條第二項中「主務大臣」を「國稅廳大臣」に改める。

第十四條及び第十六條から第十九條までの「主務大臣」を「國稅廳長官」に改める。

第二十條中「主務大臣」を「國稅廳長官」に改める。

第十一條第一項中「財務局」を「國稅廳長官」に改める。

第十二條「預金部預金法（大正十四年法律第二十五号）」の一部を次のように改正する。

第四條中「預金部資金運用委員会」を「預金部資金運用審議会」に改める。

第十二條「政府貸付金処理に関する法律（昭和二十年法律第二十五号）」の一部を次のように改正する。

第一項中「委員会」及び第二項中「前項ノ委員会」を「政府貸付金処理審議会」に改める。

第十三條「産金法（昭和十二年法律第五十九号）」の一部を次のように改正する。

第十四條「酒税法（昭和十五年法律第三十五号）」の一部を次のように改める。

第二十七條第三項及び第四項中「酒類委員会」を「酒類審議会」に改める。

第十五條「税務代理士法（昭和十七

年法律第四十六号）」の一部を次のようにより改正する。

第四條中「主務大臣」を「國稅廳長官」に、「税務代理士銘衡委員會」を「税務代理士銘衡審議會」に改める。

第十一條第一項中「財務局」を「國稅廳長官」に、同條第二項中「主務大臣」を「國稅廳大臣」に改める。

第十四條及び第十六條から第十九條までの「主務大臣」を「國稅廳長官」に改める。

第二十條第一項中「財務局」を「國稅廳長官」に改める。

第二十條第二項及び第四項中「特定契約委員會」を「特定契約審查會」に改める。

第二十條第一項及び第十條、第十一條第一項及び第十二條中「主務大臣」を「國稅廳長官」に改める。

会」を「財産調査会」に改める。

第五十二條中「財產審査委員會」を「財產審査會」に改める。

第十九條「政府の契約の特例に関する法律（昭和二十一年法律第六十号）」の一部を次のように改正する。

第二條第三項中「金利調整委員會」を「金利調整審査會」に改める。

第二十條第一項及び第十一條第一項及び第十二條中「特定契約委員會」を「特定契約審査會」に改める。

第二十條第一項及び第十一條第一項及び第十二條中「增加所得稅調査委員會」を「增加所得稅調査會」に改める。

第二十條第一項及び第十一條第一項及び第十二條中「公認會計士法（昭和二十三年法律第六十三号）」の一部を次のように改正する。

第二十一條「土地台帳法（昭和二十二年法律第三十号）」の一部を次のように改正する。

第二十二條「地質價格調查委員會」を「土地質價格調查委員會」に改める。

第二十三條及び第二十四條中「土地質價格調查委員會」を「土地質價格調查會」に改める。

第二十二條「家屋台帳法（昭和二十二年法律第三十一号）」の一部を次のように改正する。

第二十三條「賃貸價格調查委員會」を「家屋賃貸價格調查會」に改める。

第二十四條「戰時補償特別稅審查委員會」を「戰時補償特別稅審查會」に改める。

第二十五條第一項及び第三項中「試驗の執行」を「試驗の執行」に改める。

第二十六條第三項及び第五項中「公認會計士試驗」を「公認會計士試驗」に改める。

第二十七條第三項及び第五項中「公認會計士試驗」を「公認會計士試驗」に改める。

第二十八條「財產稅法（昭和二十一年法律第五十二号）」の一部を次のように改正する。

第二十九條第三項及び第五項中「不動產評價委員會」を「不動產評價審議會」に改める。

第三十條第四項及び第六項中「株式等評價委員會」を「株式等評價審議會」に改める。

第四十六條第一項、第三項、第五項及び第七項中「財產調查委員會」を「財產調查會」に改める。

第二十四條「臨時金利調整法（昭和二十二年法律第八十一号）」の一部を次のように改正する。

第二條第三項中「金利調整委員會」を「大藏大臣」に改める。

第二十二條中「公認會計士管理委員會規則」を「大藏省令」に改める。

第二十三條中「公認會計士管理委員會規則」を「大藏省令」に改める。

第二十條第一項及び第十一條第一項及び第十二條中「公認會計士管理委員會規則」を「大藏省令」に改める。

第二十一條第一項及び第十二條中「公認會計士管理委員會規則」を「大藏省令」に改める。

第二十二條第一項及び第十三條中「公認會計士管理委員會規則」を「大藏省令」に改める。

第二十三條第一項及び第十四條中「公認會計士管理委員會規則」を「大藏省令」に改める。

第二十四條第一項及び第十五條中「公認會計士管理委員會規則」を「大藏省令」に改める。

第二十五條第一項及び第十六條中「公認會計士管理委員會規則」を「大藏省令」に改める。

第二十六條第一項及び第十七條中「公認會計士管理委員會規則」を「大藏省令」に改める。

第二十七條第一項及び第十八條中「公認會計士管理委員會規則」を「大藏省令」に改める。

第二十八條第一項及び第十九條中「公認會計士管理委員會規則」を「大藏省令」に改める。

第二十九條第一項及び第二項中「公認會計士管理委員會規則」を「大藏省令」に改める。

第三十條第一項及び第二項中「公認會計士管理委員會規則」を「大藏省令」に改める。

第三十一條第一項及び第三項中「公認會計士管理委員會規則」を「大藏省令」に改める。

第三十二條第一項及び第三項中「公認會計士管理委員會規則」を「大藏省令」に改める。

第三十三條第一項及び第三項中「公認會計士管理委員會規則」を「大藏省令」に改める。

第三十四條第一項及び第三項中「公認會計士管理委員會規則」を「大藏省令」に改める。

第十九條第一項及び第三項並びに第二十一條中「公認會計士管理委員會規則」を「大藏大臣」に改める。

第二十二條中「公認會計士管理委員會規則」を「大藏省令」に改める。

第二十三條中「公認會計士管理委員會規則」を「大藏省令」に改める。

第二十四條第一項及び第三項中「公認會計士管理委員會規則」を「大藏省令」に改める。

第二十五條第一項及び第三項中「公認會計士管理委員會規則」を「大藏省令」に改める。

第二十六條第一項及び第三項中「公認會計士管理委員會規則」を「大藏省令」に改める。

第二十七條第一項及び第三項中「公認會計士管理委員會規則」を「大藏省令」に改める。

第二十八條第一項及び第三項中「公認會計士管理委員會規則」を「大藏省令」に改める。

第二十九條第一項及び第三項中「公認會計士管理委員會規則」を「大藏省令」に改める。

第三十條第一項及び第三項中「公認會計士管理委員會規則」を「大藏省令」に改める。

第三十一條第一項及び第三項中「公認會計士管理委員會規則」を「大藏省令」に改める。

第三十二條第一項及び第三項中「公認會計士管理委員會規則」を「大藏省令」に改める。

第三十三條第一項及び第三項中「公認會計士管理委員會規則」を「大藏省令」に改める。

第三十四條第一項及び第三項中「公認會計士管理委員會規則」を「大藏省令」に改める。

第三十五條第一項及び第三項中「公認會計士管理委員會規則」を「大藏省令」に改める。

第三十六條第一項及び第三項中「公認會計士管理委員會規則」を「大藏省令」に改める。

第三十七條第一項及び第三項中「公認會計士管理委員會規則」を「大藏省令」に改める。

第三十八條第一項及び第三項中「公認會計士管理委員會規則」を「大藏省令」に改める。

第三十九條第一項及び第三項中「公認會計士管理委員會規則」を「大藏省令」に改める。

八三九

第三十五条を次のように改める。

(公認会計士審査会の設置)

第三十五条 第三十條及び第三十

一條の規定による懲戒事件の審

査をさせ、大蔵大臣の諮問に應

じて、公認会計士試験、会計士

補に対する実務補習その他公認

会計士及び会計士補に関する重

要な事項を調査審議させるた

め、大蔵省に、公認会計士審査

会を置く。

2 大蔵大臣は、左の各号に掲げ

る行爲をしようとする場合にお

いては、あらかじめ公認会計士審

査会に諮問しなければならない。

この法律を改正する法律案

及び第二十三條の規定に基く

政令案の立案

二 第七條第四号、第十二條第

二項、第十六條、第二十二條、

第五十七條の二及び第五十九

條の規定に基く大蔵省令の制

定

三 第十二條第一項の規定に基く実務補習の機関の認定	國民金融審議会
四 公認会計士試験委員の任命	國民金融審議会

五 特別公認会計士試験の試験期日の決定	國民金融審議会
六 第五十七條第二項第三号の指定及び同項第六号の認定期日の決定	國民金融審議会

七 公認会計士審査会は、第一項に規定する重要な事項に關し、大蔵大臣に対して、隨時意見を述べことができる。	國民金融審議会
--	---------

八 第三十六條第一項並びに第三十八條第四号及び第五号中「会計士管理委員会」を「公認会計士審査会」に改める。	國民金融審議会
---	---------

第三十一条の見出し、第一項及び第四十條の見出し、第一項及び

第三項中「委員長」を「会長」に改め、

同條第二項を次のように改める。

2 会長は、公認会計士審査会の

会務を總理する。

三 第四十一條中「会計士管理委員長」を「会長」に改める。

四 第四十二條から第四十六條までを次のように改める。

第五十九條中「会計士管理委員

会が、これを」を「大蔵省令で」に

改める。

第六十条 削除

第四十二條から第四十六條までを次のように改める。

第五十七條第一項から第三項ま

での中「会計士管理委員会」を「大

蔵大臣」に改める。

第五十七條の二中「会計士管理

委員会規則」を「大蔵省令」に改め

る。

第五十八條中「会計士管理委員

会規則の定めるところにより、会

議の取締等に關する命令（昭和二十一年大蔵省令第一号）の一部を

削除

第五十九條中「会計士審査会ノ議決ニ依リ」とあるのは、「公認会計士審査会ノ議決ニ依リ」と読み替えるものとする。

第六十條 削除

第六十四條後段を次のように改める。

第六十一条 削除

第六十一条の見出し、第一項中

「計理士懲戒委員会ノ議決ニ依リ」とあるのは、「公認会計士審査会ノ議決ニ依リ」と読み替えるものとする。

第六十二条 削除

第六十二条の見出し、第一項中

「大蔵省設置法（昭和二十四年法律第十五号）」の一部を

削除

第六十三条 削除

第六十三条の見出し、第一項中

「業、通信事業」を郵政事業・電氣

計士管理委員会の定める試験機関が、「又」を「公認会計士試験委員が、」に改める。

四 第二十九條 第五百五十五号

第一項の規定においてその例による

限りにおいて、なおその効力を有する。

五 第二十九條 第五百五十五号

第一項の規定にかかるわらず、

日本專賣公社法（昭和二十三年法

律第二百五十五号）第二十九條第

一項の規定においてその例による

限りにおいて、なおその効力を有する。

六 第二十九條 第五百五十五号

第一項の規定にかかるわらず、

合國占領軍の發行する弗表示軍票

の取締等に關する命令（昭和二十一年大蔵省令第一号）の一部を次のように改正する。

第七條 中「通信官署」を「郵政官署」に改め、

第一條 中「通信官署」を「郵政官署」に改め、

第二十九條 第五百五十五号

第一項の規定にかかるわらず、

合國占領軍の發行する弗表示軍票

の取締等に關する命令（昭和二十一年大蔵省令第一号）の一部を次のように改正する。

第八條 第五百五十五号

第一項の規定にかかるわらず、

合國占領軍の發行する弗表示軍票

の取締等に關する命令（昭和二十一年大蔵省令第一号）の一部を次のように改正する。

第九條 第五百五十五号

第一項の規定にかかるわらず、

合國占領軍の發行する弗表示軍票

の取締等に關する命令（昭和二十一年大蔵省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十條 第五百五十五号

第一項の規定にかかるわらず、

合國占領軍の發行する弗表示軍票

の取締等に關する命令（昭和二十一年大蔵省令第一号）の一部を次のように改正する。

附 则

第一條 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。但し、第三十

六條の規定は、中小企業等協同組

合法施行法施行後八月を経過した

日から施行する。

左の勅令は、廃止する。

資金融通審査委員会官制（昭和十五年勅令第七百四十五号）

納稅資金亡失責任審査委員会官制（昭和二十一年勅令第九十八号）

財産税委員会官制（昭和二十一年勅令第五百七十九号）

財產税調査会官制（昭和二十一年勅令第五百九十四号）

年勅令第三百七十号）

損害保険審査会官制（昭和二十一年勅令第三百七十一号）

年勅令第三百七十一号）

財產税調査会官制（昭和二十一年勅令第五百九十六号）

年勅令第五百九十七号）

年勅令第五百九十七号）

年勅令第五百九十八号）

年勅令第五百九十九号）

年勅令第五百九十九号）

年勅令第五百九十九号）

年勅令第五百九十九号）

年勅令第五百九十九号）

年勅令第五百九十九号）

年勅令第五百九十九号）

4 この法律施行の際現に改正前の公認会計士法第十五條第一項に規定する試験機関に屬する試験委員は、大蔵大臣が改正後の同法第三十五條第二項第四号の規定により

公認会計士審査会に諮問して任命した改正後の同法第十五條第一項の試験委員とみなす。

5 改正前の公認会計士法第十五條又は第五十八條に規定する試験機

関が公認会計士試験又は特別公認

会計士試験に関してなした行為

は、改正後の同法第十五條第一項に規定する公認会計士試験委員が公認会計士試験又は特別公認会計士試験に関してなしたものとみなす。

6 改正後の公認会計士法に基き、この法律施行後はじめて発せられた政令又は大蔵省令で、改正前の公認会計士法に基き発せられた会計士管理委員会規則に規定する内容と同一の内容を規定するものについては、改正後の同法第三十五條第二項第一号又は第二号の規定は、適用しない。

7 改正前の公認会計士法第十九條の規定に基き会計士管理委員会に提出した登録申請書は、改正後の同法に基き大蔵大臣に提出したものとみなす。

三十三年法律第六十七号の一部を次のように改正する。

第七條第三項中「財務局長」を改める。

第十一條第一項中「証憑集取ハ

の下に「國稅廳收稅官吏又ハ」を加え、「財務局又ハ」を「國稅局若ハ」に改め、同條第二項中「財務局收

稅官吏」を「國稅廳收稅官吏」に、同條第四項中「所轄財務局」を「所轄國稅局」に改め、同條第一項の

韓國稅局」に改め、同條第一項の

次に次の一項を加える。

國稅廳收稅官吏ノ集取シタル間

接國稅ニ關スル犯則事件ノ証憑

ニシテ重要ナル犯則事件ニ關ス

ルモノハ之ヲ所轄國稅局收稅官

吏ニ、ソノ他ノモノハ之ヲ所轄

稅務署收稅官吏ニ引継グベシ

第十二條第一項中「收稅官吏」を

「國稅局又ハ稅務署ノ收稅官吏」

に、「所屬財務局」を「所屬國稅局」

に、「他ノ財務局」を「他ノ國稅局」

に、同條第三項中「財務局長」を

「國稅局長」に改める。

第十三條中「收稅官吏」を「國稅

局又ハ稅務署ノ收稅官吏」に、「財

務局長」を「國稅局長」に改め、同

條に第一項として次の一項を加え

る。

國稅廳收稅官吏間接國稅ニ關ス

ル犯則事件ノ調査ヲ終リタルト

キハ之ヲ所轄國稅局長又ハ所轄

稅務署長ニ通報スベシ

第十四條第一項中「財務局長」を

「國稅局長」に改め、同條第二項中

「認ムルトキ」の下に「又ハ前條第

一項ノ規定ニ依リ通報ヲ受ケタル  
犯則事件同條第二項各号ノ場合ニ  
該當スルトキ」を加える。

第十七條第一項及び第十九條第一  
項中「財務局長」を「國稅局長」に  
改める。

第三十條 法人稅法(昭和二十二年  
法律第二十八号)の一部を次によ  
うに改正する。

第四十五條から第四十六條の二  
までの中「大藏省」を「國稅廳」に、  
「所轄財務局」を「所轄國稅局」に改  
める。

第四十六條中「又ハ財務局」を「  
又は國稅局」に改める。

第三十一條 臨時宅地賃價格修正  
法(昭和二十四年法律第一号)の一部  
を次のように改正する。

第三條第三項中「大藏大臣」を  
「國稅廳長官」に、同條第四項中「大  
藏次官」を「國稅廳長官」に改める。

第七條第三項中「財務局」を「國  
稅局」に、同條第四項及び第六項中  
「財務局長」を「國稅局長」に改め  
る。

第三十二條たばこ專賣法(昭和二  
十四年法律第一号)の一部を次によ  
うに改正する。

第七十九條中「財務局長」を「國  
稅局長」に、同條第三項中「財務局」  
を「國稅局」に改める。

第三十三條 塩專賣法(昭和二  
年法律第一号)の一部を次によ  
うに改正する。

第三十九條 閉鎖港關令(昭和二十  
二年勅令第七十四号)の一部を次  
によく改正する。

第三十五條第二項中「財務局長」  
を「國稅局長」に改める。

第三十八條 証券取引法(昭和二十  
三年法律第二十五号)の一部を次  
によく改正する。

第三十六條 中「財務局」を「財務部」に  
改める。

第七條中「財務局」を「財務部」に  
改める。

第三十九條 大藏省設置法の施行等に伴う法令の  
整理に関する法律案(内閣提出)に關  
する報告書

〔都合により最終号の附録に掲載〕  
〔総理大臣を呼べ」と呼び、その他  
発言する者多し〕

○副議長(岩本信行君) お静かに願い  
ます。——お静かに願います。この際  
ちよつと申し上げます。お静かに願い  
ます。

総理大臣は事故のために出席いたし  
ることになつております。(拍手)

〔発言する者多し〕

第四十條 特定財産管理令(昭和二  
十一年勅令第二百八十六号)の一  
部を次のように改正する。

第三十四條 しよ、脑專賣法(昭和  
二年法律第一号)の一部を次によ  
うに改正する。

第三十五條第二項中「財務局長」  
を「國稅局長」に改める。

二十四年法律第一号の一部を次によ  
うに改正する。

大藏省		本省 証券取引委員会	本省 造幣廳	大藏省 証券取引委員会	七三、八一六人	一四五人	計
國稅廳	印制廳	一三、三三一人	六〇、四五五人	一四五人	二、〇二三人	九、〇三〇人	八五、〇一四人
		九、〇三〇人					

を

第三十六條 中小企業協同組合法

のようによります。(拍手)

第二十八條第二項中「財務局長」  
(昭和二十四年法律第一号)の一部を  
次のように改正する。

別表中「財務局」を「國稅局」に、  
「財務局長」を「國稅局長」に改め  
る。

〔齊藤隆夫君登壇〕

○齊藤隆夫君 ただいま議題となりま  
した行政機関職員定員法案、行政機關  
職員定員法の施行に伴う関係法令の整  
理に関する法律案及び大藏省設置法の  
施行等に伴う法令の整理に関する法律  
案について、内閣委員会の審査の経過  
並びに結果の概要を御報告申し上げま  
す。

まず行政機関職員定員法案について  
申上げます。

本案は、國家行政組織法の施行に伴  
い、各省設置法の制定による行政機構  
の簡素化と相並んで職員の縮減を行  
い、もつて行政整理を実施しようとす  
るものであります。すなわち、總理府、  
法務府、各省、經濟安定本部及びこれ  
らの外局に常時勤務する國家公務員で  
一般職に属する者について定員を定  
め、この定員数にまで職員の數を本年  
六月一日から九月三十日までの間にお  
いて逐次整理するものとし、これに必  
要な事項を定めたものであります。  
その大要について申し上げますと、  
まず行政機關の職員の定員の定め方に  
つきましては、本府または本省と外局  
とを別にいたしまして、そのおの／＼  
に置かれる職員の総定員を定め、これら  
の行政機關の内部部局、地方支分部局  
及び附屬機關別の定員は、それ／＼の  
定員の範囲内で總理府令、法務府令、  
省令または經濟安定本部令で定められ  
ることになつております。(拍手)

かねておりますので、副總理が出席い  
たしております。(拍手)

〔発言する者多し〕

○副議長(岩本信行君) 御静粛に願い  
ます。

〔齊藤隆夫君登壇〕

○齊藤隆夫君 お静かに願い  
ます。——お静かに願います。この際  
ちよつと申し上げます。お静かに願い  
ます。

〔発言する者多し〕

〔齊藤隆夫君登壇〕

○副議長(岩本信行君) 御静粛に願い  
ます。

〔齊藤隆夫君登壇〕

は八十七万一千二百七十九人と相成つております。なお引揚援護廳の職員の定員は、引揚援護事務の状況により特に必要がある場合は予算の範囲内において増加することができ、また終戦処理費関係事務に従事するものは行政機関を通じて五千四百六人以内とされております。なお各行政機関の長は、毎月一日現在において当該行政機関に在職する職員の数を行政管理廳長官に報告しなければならないことになつてゐる所以あります。

この法律は本年六月一日から施行しようとするもので、通商産業省については五月二十日から、中央更生保護委員会に関する部分については七月一日からそれゝ施行するものであること、また法務府の本府の定員は本年六月三十日までの間は四万八千八百五十四人とされ、地方自治法附則第八條による都道府県の職員は本年六月三十日までの間は四万三千五百五十四人とされています。地方政令の定めるところにより、以上に準じて整理されることになつておるのであります。

今次の大整理については、國家公務員法における職員の意に反する不利益な処分に關し人事院の審査を請求できる規定は適用がないこととされているのであります。その他大蔵省及び運輸省の職員の相当部分が移管されることになつている日本専賣公社及び日本國有鉄道についても整理が行われることとなり、日本専賣公社の職員については、本年十月一日において五十万六千四人、日本國有鉄道の職員については、本年十月一日において三万八千百四十四人、日本國有鉄道の職員については、本年十月一日において五百六十人、五百三十四人をこえないよう、本年

九月三十日までの間にそれゝ逐次整理されるものとされております。これに対しても、日本専賣公社及び日本國有鉄道の総裁は、その職員をその意に反して降職し、または免職することができます。この場合には、公企業休労勵闘法における團体交渉及び苦情処理共同調整會議に関する規定及び日本専賣公社法第十七條の二の規定は適用されないこととなつております。

しかして、今次の整理による退職手続の範囲内において、恩給法、國家公務員共済組合法及び労働基準法等の施行に伴う政府職員にかかる給與の應急措置に関する法律に基く給與その他の給付との關係を考慮して政令で定められることとなつており、未帰還職員についてはなお從前の例によつて取扱われることといたしておるのであります。日本専賣公社及び日本國有鉄道の職員についても同様であります。

本案は、五月十一日、本委員会に付託され、ただちに政府の説明を聞き、人事委員会と連合審査会を開いて慎重に審査を進めて参りましたが、本案に付託されたが、本案に対し行政機関職員定員法に関する事項を削る修正案が提出され、五月二十日討論採決の結果、多数をもつて原案通り可決いたしました。

次に大蔵省設置法の施行等に伴う法令の整理に関する法律案について申し出ます。

○副議長（岩本信行君） これより三案の審議を継続いたすはりますが、時間がありませんから、明日午前零時五分より本会議を閉きこれを継続することといたし、本日はこれにて散会いたします。

午後十一時四十七分散会

出席國務大臣

内閣總理大臣	時代理厚生大臣	林 謙治君
大蔵大臣	農林大臣	池田 勇人君
國務大臣	大蔵大臣	殖田 俊吉君
國務大臣	大蔵大臣	森 幸太郎君
建設大臣	大蔵大臣	稻垣平太郎君
運輸大臣	大蔵大臣	大屋 晉三君
通信大臣	大蔵大臣	小澤重喜君
労働大臣	大蔵大臣	鈴木 正文君
商工大臣	大蔵大臣	益谷 秀次君
國務大臣	大蔵大臣	青木 孝義君
國務大臣	大蔵大臣	樋眞 誠三君
國務大臣	大蔵大臣	市郎君
國務大臣	大蔵大臣	本多 喜久一郎君

理事

中村 清君	羽田野次郎君
天野 公義君	山崎 岩
義君去る十三日委員會において、	羽田野次郎君
につきその補欠	山崎 岩

人事委員会

理事

逢澤 寛君	山崎 岩
天野 公義君	山崎 岩
義君去る十二日委員會において、	山崎 岩
につきその補欠	山崎 岩

内閣委員会

理事

鈴木 義男君	山崎 岩
良君去る十四日委員會において、	山崎 岩
につきその補欠	山崎 岩

一、去る十四日常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

内閣委員会

理事

鈴木 義男君	山崎 岩
良君去る十四日委員會において、	山崎 岩
につきその補欠	山崎 岩

内閣委員会

理事

岡西 明貞君	山崎 岩
貞君去る九日委員會において、	山崎 岩
につきその補欠	山崎 岩

厚生委員会

理事

岡西 明貞君	山崎 岩
貞君去る九日委員會において、	山崎 岩
につきその補欠	山崎 岩

出席政府委員

内閣官房長官	增田甲子七君
内閣官房次長	郡 祐一君
総理廳事務官	佐藤 功君
大蔵事務官	河野 通一君
大蔵政務次官	島津 久大君
農林政務次官	苦米地英俊君
商工政務次官	有田 二郎君
建設政務次官	内海 安吉君

君去る十三日委員辞任に  
つきその補欠)

一、去る十七日常任委員会において、  
次の通り理事を補欠選任した。

内閣委員会

理事 坂本 泰良君（理事鈴木義男君  
君去る十六日委員辞任につきその補欠）

一、去る十八日常任委員会において、  
次の通り理事を補欠選任した。

労働委員会

理事 春日 正一君（理事春日正一君  
君去る十四日委員辞任につきその補欠）

一、去る十九日常任委員会において、次  
の通り理事を補欠選任した。

経済安定委員会

理事 高田 富之君（理事高田富之君  
君去る十四日委員辞任につきその補欠）

一、去る十九日議長において、次の通  
り常任委員の辞任を許可した。

人事委員会

理事 天野 公義君（理事天野公義君  
君去る十二日議長において、次の通  
り常任委員の辞任を許可した。）

地方行政委員会

人事委員会 井出一太郎君（人事委員会  
君去る十二日議長において、次の通  
り常任委員の辞任を許可した。）

文部委員会

人事委員会 土倉 宗明君（人事委員会  
君去る十三日議長において、次の通  
り常任委員の辞任を許可した。）

運輸委員会

人事委員会 今村 忠助君（人事委員会  
君去る十四日議長において、次の通  
り常任委員の辞任を許可した。）

人事委員会 今村 忠助君（人事委員会  
君去る十四日議長において、次の通  
り常任委員の辞任を許可した。）

今村 忠助君 山崎 岩男君（人事委員会  
君去る十五日議長において、次の通  
り常任委員の辞任を許可した。）

厚生委員会 豊澤 寛君（厚生委員会  
君去る十五日議長において、次の通  
り常任委員の辞任を許可した。）

建設委員会 天野 公義君（建設委員会  
君去る十五日議長において、次の通  
り常任委員の辞任を許可した。）

一、去る十八日議長において、次の通  
り常任委員の辞任を許可した。

内閣委員会

山口 武秀君 坂本 泰良君

德田 球一君

人事委員会 鈴木 義男君

地方行政委員会 鈴木 義男君

文部委員会 鈴木 義男君

商工委員会 鈴木 義男君

経済安定委員会 鈴木 義男君

労働委員会 鈴木 義男君

予算委員会 鈴木 義男君

内閣委員会 鈴木 義男君

人事委員会 鈴木 義男君

大藏委員会 鈴木 義男君

農林委員会 鈴木 義男君

寺島 隆太郎君

寺本 齋君

寺本 齋君

寺島 隆太郎君

寺島 隆太郎君

内閣委員会

岡田 春夫君 鈴木 義男君

土橋 一吉君

坂本 泰良君

高田 富之君

中村 寅太君

岡田 春夫君

井出一太郎君

山口 武秀君

高田 富之君

德田 球一君

予算委員会

坂本 泰良君

高田 富之君

寺島 隆太郎君

一、昨十九日参議院に送付した本院提  
出案は次の通りである。

参政官設置法案

一、昨十九日参議院に送付した内閣提  
出案は次の通りである。

海上保安廳法及び海難審判法の一部  
係法律の整理に関する法律案

労働省設置法案

國家行政組織法の施行に伴う労働関  
係法律の整理に関する法律案

修正を承諾し、その旨参議院及び内  
閣に通知した。

特別調達廳設置法案

一、昨十九日本院は次の内閣提出案中  
り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員会

坂本 泰良君

寺島 隆太郎君

青梅線拂下げ計画があるため  
に、乗り入れ実現がおくれている  
というが、事実か。

二、國鉄五日市線（拜島——五日市、  
小岩井）の増発計画はどうなつて  
いるか。

右質問する。

昭和二十四年五月十四日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長原嘉重郎殿

衆議院議員並木芳雄君提出青梅線及  
び五日市線に関する質問に対する別  
紙答弁書を送付する。

〔別紙〕  
衆議院議員並木芳雄君提出青梅線及  
び五日市線に関する質問に対する答  
弁書

一、青梅線の東京乗り入れについて  
は、予てから地元関係者の熱心な  
要望があつたので、運輸省におい  
てもこれを実現すべくいろいろ研  
究を重ねているが、直通運轉実施  
のためには関係箇所の工事に多額  
の経費を要する見込みで、工事費財  
源が極度に切り詰められた本年度  
の予算では困難の実情ではある  
が、なるべく速かに直通運轉を実  
施すべく研究している。

以上のような次第であるので、  
拂下げ問題が起きていたために直  
通運轉計画が遅延しているとい  
うことはないのである。

二、五日市線沿線は戦時中から硬闇  
その他のによつて相当の人口が増加  
し、ために現在同線は通勤時等相  
当の混雑を來だしている。

青梅線及び五日市線に関する質問  
主意書

一、國鉄青梅線（立川——氷川）の東  
京乗り入れ計画はどうなつて  
いる。

農業協同組合等による産業組合の資  
産の承継等に関する法律案（補見  
義男君外十八名提出、參法第六号）  
(子)  
農業協同組合等による産業組合の資  
産の承継等に関する法律案（藤野繁  
雄君外十八名提出、參法第七号）(予)  
以上二件 農林委員会 付託

